

第5回定例会

令和7年9月2日開会

令和7年9月18日閉会

# 三股町議会会議録

三股町議会

―― 目 次 ――

◎第5回定例会

○9月2日(第1号)

|      |                                      |    |
|------|--------------------------------------|----|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名                           | 3  |
| 日程第2 | 議会運営委員会委員の選任報告                       | 3  |
| 日程第3 | 議案第48号から議案第69号までの22議案、諮問2件及び報告3件一括上程 | 4  |
| 日程第4 | 決算審査報告                               | 10 |
| 日程第5 | 会期決定の件について                           | 11 |

○9月5日(第2号)

|      |           |    |
|------|-----------|----|
| 日程第1 | 一般質問      | 14 |
|      | 2番 中原 美穂君 | 14 |
|      | 3番 上西 雅子君 | 27 |
|      | 6番 堀内 和義君 | 41 |
|      | 9番 堀内 義郎君 | 50 |

○9月8日(第3号)

|      |              |     |
|------|--------------|-----|
| 日程第1 | 一般質問         | 66  |
|      | 8番 楠原 更三君    | 66  |
|      | 7番 新坂 哲雄君    | 79  |
|      | 10番 内村 立吉君   | 90  |
|      | 5番 田中 光子君    | 99  |
|      | 8番 楠原 更三君(続) | 112 |
|      | 5番 田中 光子君(続) | 122 |

○9月9日(第4号)

|      |            |     |
|------|------------|-----|
| 日程第1 | 議案第70号について | 128 |
| 日程第2 | 総括質疑       | 129 |
| 日程第3 | 常任委員会付託    | 135 |

○ 9月17日 (第5号)

日程第1 議案撤回について (議案第55号から議案第57号までの3議案) ..... 140  
日程第2 質疑・討論・採決 (議案撤回: 議案第55号から議案第57号までの3議案) ..... 141

○ 9月18日 (第6号)

日程第1 発議第3号の取り扱いについて ..... 145  
日程第2 常任委員長報告 ..... 145  
日程第3 質疑 (議案第48号から議案第54号まで及び議案第58号から議案第70号までの20議案) ..... 154  
日程第4 討論・採決 (議案第48号から議案第54号まで及び議案第58号から議案第70号までの20議案) ..... 154  
日程第5 質疑・討論・採決 (諮問第2号及び諮問第3号) ..... 161  
追加日程第1 発議第3号の上程 ..... 162  
追加日程第2 質疑・討論・採決 (発議第3号) ..... 162  
日程第6 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について ..... 162  
日程第7 閉会中における広報編集常任委員会の活動について ..... 163  
日程第8 閉会中における議会運営委員会の活動について ..... 163  
日程第9 議員派遣について ..... 163

付議事件及び審議結果一覧

| 付議議会               | 議案番号   | 件名                                 | 結果   | 年月日   |
|--------------------|--------|------------------------------------|------|-------|
| 令和7年第5回定例会<br>(9月) | 議案第48号 | 令和6年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について          | 原案認定 | 9月18日 |
| "                  | 議案第49号 | 令和6年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について    | 原案認定 | 9月18日 |
| "                  | 議案第50号 | 令和6年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について | 原案認定 | 9月18日 |

| 付議議会               | 議案番号   | 件名   | 結果       | 年月日   |
|--------------------|--------|--|----------|-------|
| 令和7年第5回定例会<br>(9月) | 議案第51号 | 令和6年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  | 原案認定     | 9月18日 |
| 〃                  | 議案第52号 | 令和6年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について  | 原案認定     | 9月18日 |
| 〃                  | 議案第53号 | 令和6年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について  | 原案可決及び認定 | 9月18日 |
| 〃                  | 議案第54号 | 令和6年度三股町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について   | 原案可決及び認定 | 9月18日 |
| 〃                  | 議案第55号 | 三股町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 ※議案撤回  | —        | —     |
| 〃                  | 議案第56号 | 三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 ※議案撤回  | —        | —     |
| 〃                  | 議案第57号 | 三股町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 ※議案撤回 | —        | —     |
| 〃                  | 議案第58号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例   | 原案可決     | 9月18日 |
| 〃                  | 議案第59号 | 三股町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例  | 原案可決     | 9月18日 |
| 〃                  | 議案第60号 | 三股町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例  | 原案可決     | 9月18日 |
| 〃                  | 議案第61号 | 三股町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例                                    | 原案可決     | 9月18日 |
| 〃                  | 議案第62号 | 令和7年度三股町一般会計補正予算(第3号)  | 原案可決     | 9月18日 |
| 〃                  | 議案第63号 | 令和7年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  | 原案可決     | 9月18日 |

| 付議議会               | 議案番号   | 件名   | 結果   | 年月日   |
|--------------------|--------|--|------|-------|
| 令和7年第5回定例会<br>(9月) | 議案第64号 | 令和7年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)                             | 原可案決 | 9月18日 |
| 〃                  | 議案第65号 | 令和7年度三股町介護保険特別会計補正予算(第2号)                                  | 原可案決 | 9月18日 |
| 〃                  | 議案第66号 | 令和7年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号)                            | 原可案決 | 9月18日 |
| 〃                  | 議案第67号 | 工事請負契約の変更契約の締結について(三股町脱炭素化推進事業(三股町総合福祉センター太陽光発電設備等導入工事ほか)) | 原可案決 | 9月18日 |
| 〃                  | 議案第68号 | 工事請負契約の変更契約の締結について(三股町脱炭素化推進事業(文化会館照明LED切換工事ほか))           | 原可案決 | 9月18日 |
| 〃                  | 議案第69号 | 財産の取得について(令和7年度図書館システムリプレース事業)                             | 原可案決 | 9月18日 |
| 〃                  | 議案第70号 | 令和7年度三股町一般会計補正予算(第4号)                                      | 原可案決 | 9月18日 |
| 〃                  | 諮問第2号  | 人権擁護委員の推薦について  | 原適案任 | 9月18日 |
| 〃                  | 諮問第3号  | 人権擁護委員の推薦について  | 原適案任 | 9月18日 |
| 〃                  | 発議第3号  | 三股町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例                         | 原可案決 | 9月18日 |
| 〃                  | 報告第5号  | 令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告について                                  |      |       |
| 〃                  | 報告第6号  | 令和6年度決算に基づく資金不足比率の報告について                                   |      |       |
| 〃                  | 報告第7号  | まちづくり合同会社みまたの経営状況に関する報告について                                |      |       |

## 一 般 質 問

| 発言順位 | 質問者   | 質問事項   | 質問の要旨   | 質問の相手 |
|------|-------|--|---|-------|
| 1    | 中原 美穂 | 1 五本松交流拠点施設整備事業におけるプロポーザルの公正性・競争性と、撤退企業の見解を踏まえた見直しの必要性について | <p>① 今回のプロポーザルでは応募企業が1共同事業体にとどまる可能性が高いとされていますが、この状況を町はどのように受け止めているのか。PPP事業の前提である競争性の確保、公平性・透明性の観点から問題はないのか、町の見解を問う。</p> <p>② 東京の事業者が撤退したとされるが、その背景について町として正式なヒアリング等を行ったのか。撤退理由をどのように受け止め、今後の事業運営にどのように反映させるのか、町の考えを問う。</p>  | 町長    |
|      |       | 2 伝統芸能について   | <p>① 現在の補助金制度は申請や報告書の負担が大きいとの声がきかれているが、文化活動の性質を踏まえ、より柔軟な町民の負担軽減の観点から申請・報告手続きの簡素化や柔軟な制度設計を検討できないか。「助成金」の形に見直す考えはないかを問う。</p> <p>② 年間の補助額は33,000円、公民館助成金を加えても63,000円程度と聞いている。現場からは、「昔は祭りの後の『庭もどし』でご祝儀の収入があったが、今は『庭もどし』をしても利益が上がらないため、実施していない」そのため、収入は補助金だけであり、現在は運営が困難との声がきかれている。現場の内容を踏まえ町として増額や支援方法の再検討を行う考えはないかを問う。</p> | 教育長   |

|   |       |            |   |           |
|---|-------|------------|---|-----------|
| 1 | 中原 美穂 | 2 伝統芸能について | <p>③ 文化会館で実施される『芸能発表会』は、保存会にとって大きな励みになっているが、出演の機会が限られ、すべての団体が参加できない状況である。町として、各芸能団体が参加できるように、年度当初から町が調整し、複数団体が発表できる仕組みへ検討改善することはできないかを問う。</p> <p>④ 担い手不足が深刻化し、地区の人員だけでは編成が困難となり、他地区の協力を得ている団体も見受けられている。町として、郷土芸能を未来につなげるため、現状の課題をどのように受け止めているのか。さらに、学校教育や地域活動と連携した後継者育成、担い手支援の具体的な取り組みについて、今後の方針を問う。</p> <p>⑤ 郷土芸能保存会補助金交付要綱は、令和7年3月31日で効力を失うとあるが、その後の補助金制度の扱いについて、廃止されるのか、それとも見直しのうえ継続されるのか、町の方針を問う。</p> | 教育長       |
|   |       |            | <p>⑥ 町長は、2023年12月「郷土芸能は、歴史の産物であるとともに、集落及び町の重要な伝統文化であることから継承していくことが重要であり、郷土芸能は、本町のまちおこし・地域おこしの重要な資源」と答弁されたが、町として、どの団体がどの程度の人員不足なのか、現状を把握されているのか。実際に活動できなくなった芸能や、休止している団体があるが、その解決に関して、町はどのように考えているのかを問う。</p>   | 町長<br>教育長 |

|   |       |                                 |   |     |
|---|-------|---------------------------------|---|-----|
| 2 | 上西 雅子 | <p>1 町独自の公共交通サービスについて</p>       | <p>① 今年度5月に導入したバス予報システムについて、現段階の評価は。</p> <p>② 町デマンドバスの今後の運行計画は。</p> <p>③ くいまーるの路線について、新しい路線を増やす等、今後見直す計画はあるのか。</p> <p>④ くいまーる路線表を、配布するだけでなく、他の公共交通機関と合わせて各所に掲示して欲しい、との声が聞かれる。その事について町の見解は。</p> <p>⑤ くいまーるの待合場所に屋根が欲しい、との声が聞かれるが、その計画はないか。</p> <p>⑥ 毎週開催される介護予防の取り組み「ピシャトレ」に、毎週約180人が参加をしている。近い将来免許返納を考えている人、周囲から参加を勧められるが移動手段が無いため行けない人等の話を聞く。ピシャトレの開催日に合わせて、町の公共交通サービスを稼働させる事はできないか。</p> | 町 長 |
|   |       | <p>2 介護保険サービス事業所に対する支援策について</p> | <p>① 町内の介護施設より、食糧費等の物価高で、経営が困難になっている、との声が聞かれる。昨年度には、国から「重点支援地方交付金」が交付されたが、今年度は国・県からの支援策はないのか。</p> <p>② 上記の内容に対する町独自の、何らかの支援策は考えられないか。</p> <p>③ 介護事業所のうち、2024年度より訪問介護報酬の引き下げが行われ、全国の市町村で訪問介護事業所の減少が問題になっている。現在町内の介護事業所への影響はないのか。</p> <p>④ 町独自で、介護事業所に対する訪問介護報酬引き下げ分の補填など、救済策は考えられないか。</p>  | 町 長 |

|   |       |                    |   |     |
|---|-------|--------------------|---|-----|
| 2 | 上西 雅子 | 3 災害時避難所のトイレ設置について | <p>① 8／18付新聞記事にて、避難所の準備状況に関するアンケート結果で、県内の63%の自治体がトイレの設置数が政府の基準（50人に1基）に満たしていない事が判明した。わが町の状況は。</p> <p>② 前回質問したトイレカーを購入し、各自治体との協力関係を図るべきと考える。そのことについて町の見解は。</p> | 町 長 |
|---|-------|--------------------|---|-----|

|   |       |   |   |           |
|---|-------|---|---|-----------|
| 3 | 堀内 和義 | <p>1 防災機能を備えた多目的施設、蓼池自治公民館・児童館の建築について</p> | <p>① 蓼池児童館は昭和46年に建築され、54年経過しており老朽化している。防災機能を備えた多目的施設としての公民館・児童館の建築はできないか。</p> <p>(1) 木造の耐用年数は何年になるのか。</p> <p>(2) 南海トラフ巨大地震に対応できる耐震基準の建物なのか。</p> <p>② 児童館と公民館は併用しており、午後からは放課後児童クラブが使用するため、自治公民館が自由に使えず不便をきたしている状況で、地区住民からのクレームが多く、自由に利用できる施設の要望書が提出されているがどのように考えているのか。</p> <p>③ 蓼池地区は広範囲で世帯戸数も多く、人口の割には公民館としては狭く、今後も住宅建設は進む見込みもある。世帯戸数・人口等に対応した施設はできないか。</p> <p>(1) 世帯戸数、人口等による公民館面積の基準はないのか。</p> <p>④ 南海トラフ巨大地震の発生する確率も高くなっている、避難所としては6地区分館もあるが、分館までは遠く、地区内の高齢化も進んでおり、身近な避難所としての施設が必要である。公民館を防災センターとして建築する考えはないか。</p> | 町長<br>教育長 |
|   |       | <p>2 町道勝岡・蓼池線の歩道整備について</p>                | <p>① 町道勝岡・蓼池線は主要道路となっており、交通量が多く、蓼池児童館前は歩道整備もされてなく危険である。縁石のある歩道整備はできないか。</p> <p>② 児童館敷地は町有地で土地買収の必要もない。早急な道路拡張と歩道整備はできないか。</p>   | 町長        |

|   |       |                |   |            |
|---|-------|----------------|---|------------|
| 4 | 堀内 義郎 | 1 細目川河岸の草刈について | ① 細目地区の杉木水流・車場地域の農道に、細目川の右岸河川敷から雑草が侵入し通行の妨げとなる。定期的に草刈できないか。   | 町 長        |
|   |       | 2 農業施策について     | ① 石坂～井出口地域（細目川左岸沿い）農道の草刈はできないか。<br>② 細目地区の杉木水流・車場地域のイノシシなど鳥獣被害及び対策について<br>(1) 町内におけるイノシシなどの鳥獣被害の現状はどうなのがか。<br>(2) 鳥獣被害対策マイスター等の人材育成の取り組みについて、認定研修と認定者確保の現状はどうなのがか。<br>(3) イノシシなどによる畠畔や農道への被害が確認されるが、罠の設置など駆除対策を行うべきではないか。<br>③ 長田地区の千才丸地域の農道整備と耕作放棄地対策について<br>(1) 以前から整備を要望している農道に沢から水が流入している状況である。土砂の除去や排水路の整備を行うべきではないか。<br>(2) 付近一帯は耕作放棄地が広がっているが対策はとられているか。<br>(3) 耕作放棄地について、畠畔を除去し耕地面積を広げ牧草などを植栽し、モデル地区として畜産農家等に貸し出す事は考えられないか。 | 町 長        |
|   |       | 3 防災・減災対策について  | ① 避難所の災害対応時の準備について、トイレの確保数と被災者1人あたりの居住面積の状況はどうなのがか。   | 町 長        |
|   |       | 4 スポーツの振興について  | ① WBC チェコ代表の事前合宿受け入れについて、施設の改修など全力でサポートしたいとの事であるが、グランドの整備や合宿についての今後の取り組みはどうか。   | 町 長<br>教育長 |

|   |       |                |  |     |
|---|-------|----------------|--|-----|
| 5 | 楠原 更三 | 1 中心市街地活性化について | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 五本松交流拠点開発の進捗状況の周知は十分に行われていると判断しているか。また、進捗についての問い合わせはどれほどあるか。</li> <li>② 歩きたくなる中心市街地を創るハード・ソフト両面の具体的な計画は。</li> <li>③ モデルとして考えている例は。</li> <li>④ 中心市街地内にある次の跡地に対して、景観条例を通しての対応を含めて、事業者に対してこれまでの対応と今後の対応予定。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 都城タクシー跡地</li> <li>(2) 社協跡地</li> <li>(3) 旧町立病院跡地</li> </ul> </li> <li>⑤ 県道33号線仲町部分の整備要望後の予定。</li> </ul> | 町 長 |
|   |       | 2 公共下水道事業について  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 直近の接続状況は。</li> <li>② 事業が成り立っていくために必要な接続率と、目標としている接続率は。</li> <li>③ 接続推進の現状は。</li> <li>④ 接続推進を再検討する予定はないか。</li> </ul>   | 町 長 |
|   |       | 3 町HPと文化財について  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 町民が見たくなるHPづくりの動きはあるか。</li> <li>② 記録保存（アーカイブ）した文化財はいくつあるか。</li> <li>③ 記録保存した文化財を町のHPに載せてはどうか。</li> <li>④ 記録保存が必要であると思われている文化財はあるか。</li> <li>⑤ 今後、記録保存するための予算を計上していく考えは。</li> </ul>   | 教育長 |

|   |       |                            |   |     |
|---|-------|----------------------------|---|-----|
| 6 | 新坂 哲雄 | 1 国道222号線牛ノ峠バイパスへの道路接続について | <p>① 町中心部から国道222号線牛ノ峠バイパスへ道路接続は考えられないか。</p> <p>② 今後、町の経済発展の活路となると思うが検討はできないか。</p>   | 町 長 |
|   |       | 2 企業誘致について                 | <p>① 企業側から立地環境が整っていないという声があるが、その理由は。</p> <p>② 工業団地を設置する考えはないか。</p> <p>③ 町内企業が町外に流失していることについて、町としてどう考えているか。</p>  | 町 長 |
|   |       | 3 ふるさと納税について               | <p>① 現時点での寄付額は。</p> <p>② 新しい返礼品の開発はどうなっているか。</p>  | 町 長 |
| 7 | 内村 立吉 | 1 小学校プール利用について             | <p>① 小学校の水泳事業で、維持管理費の削減や教員の負担軽減が目的で、校外プールを利用する動きが広まっているが、本町はどのように考えているか。</p> <p>② 本町の小学校6校（三股小、勝岡小、三股西小、梶山小、長田小、宮村小）について、学校別に、児童数、プールの建設年月日、現在のプールの状況はどうなっているか。</p> <p>③ 耐用年数の過ぎているプール、また老朽化しているプールについて、今後どのような対策を考えているか。</p> | 教育長 |
|   |       | 2 ため池劣化状況調査について            | <p>① 災害時に決壊の恐れがあるため池の劣化状況調査の補修・改修計画は。また、宮田、前山、堂領、池ノ谷の状況は。</p> <p>② ため池の所有者名義で不明な土地はないか。</p>   | 町 長 |
|   |       | 3 新型コロナウイルス感染者数について        | <p>① 本町における新型コロナウイルスの感染者数は。また、何か感染対策は行っているか。</p>  | 町 長 |

|   |       |                      |  |     |
|---|-------|----------------------|--|-----|
| 8 | 田中 光子 | 1 RSウイルス感染症の予防接種について | <p>① データの情報収集について</p> <p>(1) 町内の医療機関や保健所から、RSウイルスの流行状況に関するデータ、感染者数、年齢層、重症化の傾向を知りたい。</p> <p>(2) このデータを定期的に収集・分析しているか。</p> <p>② RSウイルス感染症に関する啓発について</p> <p>(1) 妊婦さんや乳幼児、高齢者、基礎疾患を持つ方など、重症化リスクが高い方々への予防接種の重要性について、町としてどのように啓発活動を行っているか。</p> <p>(2) RSウイルスの症状や感染経路、予防方法について、広報誌やウェブサイト、SNSなどを活用して、町民にわかりやすく情報提供しているか。</p> <p>(3) 公衆衛生対策として高齢者施設、保育園、幼稚園、学校など、集団生活を送る施設における感染対策について、町としてどのように支援や指導を行っているか。</p> <p>(4) 子育て世代への支援で乳幼児の保護者向けに、RSウイルス感染時の対応や、かかりつけ医への相談を促すような情報提供や相談窓口は設けられているか。</p> <p>③ RSウイルス感染症予防ワクチンの公費助成はできないか。</p> | 町 長 |
|---|-------|----------------------|--|-----|

|   |       |                     |   |     |
|---|-------|---------------------|---|-----|
| 8 | 田中 光子 | 2 がん患者のアピアランスケアについて | <p>① ニーズの把握について</p> <p>(1) がん患者やその家族を対象とした調査やヒアリングを町として行ったことがあるか。</p> <p>(2) アピアランスケアを必要としている住民がどの程度いるか、どのようなニーズがあるか把握しているか。</p> <p>② 情報提供について</p> <p>(1) 病院や保健センターなどで、アピアランスケアに関する情報を提供しているか。</p> <p>(2) どのような方法で情報が提供されているか。</p> <p>(3) アピアランスケアの助成はできないか。</p>  | 町 長 |
|   |       | 3 産後ドゥーラについて        | <p>① 町内における産後うつや虐待のリスク、孤立した育児の現状について、町としてどのようなデータを収集し、課題を認識しているか。</p> <p>② 町の認識、周知について</p> <p>(1) 産後ドゥーラはどのような役割を担う専門職であるか、町の認識を聞きたい。</p> <p>(2) 産後ドゥーラの存在や利用方法について、母子手帳交付時や両親学級、保健センターなどで周知する考えはあるか。</p> <p>③ 支援について</p> <p>(1) すでに実施されている産後ケアはあるが、産後ドゥーラによる支援事業は行えないか。</p> <p>(2) 産後ドゥーラの利用にかかる費用に対する助成制度を検討する考えはあるか。</p> | 町 長 |

三股町告示第91号

令和7年第5回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年8月27日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和7年9月2日

2 場 所 三股町議会議場

---

○開会日に応招した議員

|        |        |
|--------|--------|
| 岩津 良君  | 中原 美穂君 |
| 上西 雅子君 | 西村 尚彦君 |
| 田中 光子君 | 堀内 和義君 |
| 新坂 哲雄君 | 楠原 更三君 |
| 堀内 義郎君 | 内村 立吉君 |
| 指宿 秋廣君 | 山中 則夫君 |

---

○9月5日に応招した議員

---

○9月8日に応招した議員

---

○9月9日に応招した議員

---

○9月17日に応招した議員

---

○9月18日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

令和7年 第5回 (定例) 三股町議会議録 (第1日)

令和7年9月2日 (火曜日)

---

議事日程 (第1号)

令和7年9月2日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議会運営委員会委員の選任報告

日程第3 議案第48号から議案第69号までの22議案、質問2件及び報告3件一括上程

日程第4 決算審査報告

日程第5 会期決定の件について

---

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議会運営委員会委員の選任報告

日程第3 議案第48号から議案第69号までの22議案、質問2件及び報告3件一括上程

日程第4 決算審査報告

日程第5 会期決定の件について

---

出席議員 (11名)

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 岩津 良君   | 2番 中原 美穂君  |
| 3番 上西 雅子君  | 4番 西村 尚彦君  |
| 5番 田中 光子君  | 6番 堀内 和義君  |
| 7番 新坂 哲雄君  | 8番 楠原 更三君  |
| 9番 堀内 義郎君  | 10番 内村 立吉君 |
| 11番 指宿 秋廣君 |            |

---

欠席議員 (1名)

12番 山中 則夫君

---

欠員 (なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君

書記 馬場 勝裕君

書記 益留 美樹君

---

説明のため出席した者の職氏名

|         |         |                      |        |
|---------|---------|----------------------|--------|
| 町長      | 木佐貫 辰生君 | 副町長                  | 石崎 敬三君 |
| 教育長     | 米丸 麻貴生君 | 総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長 | 瀬尾 真紀君 |
| 企画商工課長  | 鈴木 貴君   | 税務財政課長               | 白尾 知之君 |
| 町民保健課長  | 齊藤 美和君  | 福祉課長                 | 福永 朋宏君 |
| 高齢者支援課長 | 杉下 知子君  | 農業振興課長               | 細田 高広君 |
| 都市整備課長  | 田中 英頤君  | 環境水道課長               | 岩元 勝二君 |
| 教育課長    | 山田 正人君  | 会計課長                 | 竹村 恵美君 |
| 代表監査委員  | 茨木 健君   |                      |        |

---

午前10時00分開会

○議長（指宿 秋廣君） ただいまから令和7年第5回三股町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

---

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長が会議において指名することとなっております。

本会期中の会議録署名議員に、5番、田中議員、10番、内村議員の2人を指名いたします。

---

日程第2. 議会運営委員会委員の選任報告

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、議会運営委員会委員の選任報告をいたします。

去る8月6日付で、山中議員より議会運営委員会の委員を辞任する旨の届出が提出され、三股町議会委員会条例第12条の規定により議長がこれを許可しております。また、去る8月27日に同条例第7条の規定により、山中議員の後任として議長が内村議員を指名し、同日に開催された議会運営委員会において、同条例第8条の規定により、内村議員が議会運営委員会委員長に互選されましたことをご報告いたします。

---

### 日程第3. 議案第48号から議案第69号までの22議案、諮問2件及び報告3件一括上程

○議長（指宿 秋廣君）　日程第3、議案第48号から議案第69号までの22議案、諮問2件及び報告3件を一括して議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君）　おはようございます。

令和7年第5回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

初めに、令和6年度の各会計の決算認定に関わる各議案についてご説明を申し上げます。

議案第48号「令和6年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第49号「令和6年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第50号「令和6年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第51号「三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第52号「三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の5議案については、令和6年度の一般会計及び特別会計における決算認定に関わる案件でありますので一括してご説明を申し上げます。

令和6年度におきましても、例年どおり厳しい財政状況下にありましたが、一般会計において、歳入決算額137億9,267万8,958円、歳出決算額131億1,718万9,723円、歳入歳出差引額6億7,548万9,235円、国民健康保険特別会計において、歳入決算額27億7,619万2,529円、歳出決算額26億2,112万9,542円、歳入歳出差引額1億5,506万2,987円、後期高齢者医療保険特別会計において、歳入決算額3億3,413万6,757円、歳出決算額3億3,336万9,020円、歳入歳出差引額76万7,737円、介護保険特別会計において、歳入決算額22億9,517万3,945円、歳出決算額22億660万5,331円、歳入歳出差引額8,856万8,614円、介護保険サービス事業特別会計において、歳入決算額2,301万3,313円、歳出決算額2,174万1,009円、歳入歳出差引額127万2,304円となり、いずれの会計においても余剰金をもって決算ができましたことは、町議会議員の皆様をはじめ町民各位の深いご理解とご協力のたまものであり、深く感謝を申し上げる次第であります。

次に、議案第53号「令和6年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」、議案第54号「令和6年度三股町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」の2議案については、地方公営企業の会計に関わる案件でありますので一括してご説明を申し上げます。

両案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき剰余金の処分について議会の議決を求め、さらに同法第30条第4項の規定に基づき決算について議会の認定を求めるものであります。

初めに、水道事業会計における剰余金の処分につきまして当年度未処分利益剰余金 1 億 1,914 万 4,371 円のうち 2,000 万円を減債積立金に、5,078 万 9,953 円を建設改良積立金に、4,835 万 4,418 円を自己資本金にそれぞれ積み立てようとするものであります。

決算につきましては、収益的収入及び支出において、収入決算額 4 億 3,436 万 5,913 円、支出決算額 3 億 5,473 万 7,465 円、当年度純利益 7,045 万 6,881 円、資本的収入及び支出において、収入決算額 1,112 万 8,477 円、支出決算額 2 億 4,100 万 7,538 円、不足額 1 億 9,297 万 9,061 円について、減債積立金、当年度分損益勘定留保資金等で補填したものであります。

次に、下水道事業会計における剰余金の処分につきまして、当年度未処分利益剰余金 739 万 6,541 円のうち 200 万円を減債積立金に、100 万円を利益積立金に、400 万円を建設改良積立金に、それぞれ積み立て 39 万 6,541 円を翌年度に繰り越そうとするものであります。

決算につきましては、収益的収入及び支出において収入決算額 4 億 5,308 万 6,623 円、支出決算額 4 億 1,593 万 1,295 円、当年度純利益 739 万 6,541 円、資本的収入及び支出において収入決算額 10 億 1,727 万 4,000 円、支出決算額 10 億 2,592 万 2,453 円、不足額 2 億 2,264 万 8,453 円について、引継現金、当年度分損益勘定留保資金等で補填したものであります。

次に、議案第 55 号「三股町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」について、議案第 56 号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、議案第 57 号「三股町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」についての 3 議案については、地方自治体情報システムの標準化による標準仕様に基づく情報システムの導入に伴い条例の改正を行うものでありますので、一括してご説明を申し上げます。

まず、議案第 55 号「三股町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、印鑑登録の登録事項及び証明書の交付の記載事項から「男女の別」を削除するため所要の条例改正を行うものであります。

次に、議案第 56 号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」につきましては、土地家屋名寄帳（固定資産税台帳）の証明書交付に際し手数料の負担額が大きくなることが見込まれることから県内市町村との均衡を図りつつ手数料の単位の見直しを行うものであります。

次に、議案第 57 号「三股町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」

につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正及びシステム標準化による住登外者宛名番号管理機能の実装に伴い所要の条例改正を行うものであります。

次に、議案第58号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）の施行に伴い育児部分休業の取得形態に1年につき10日相当の範囲内の形態を加えるなど部分休業制度の拡充のため所要の条例改正を行うものであります。

議案第59号「三股町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例」についてご説明を申し上げます。

本案は、東原児童館の用途廃止に伴い条例の一部の改正を行うものであります。

議案第60号「三股町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明を申し上げます。

本案は、医療費の助成対象者を県の制度改正に合わせ、精神障害者保健福祉手帳1級所持者まで拡充するため条例の一部の改正を行うものであります。

議案第61号「三股町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明を申し上げます。

本案は、令和7年度より農地の貸し借りの制度が大きく変わり農業委員等の業務量が増加していることから、定数の見直しを行うもので、令和8年7月の改選から農業委員の定数を6名から7名に、農地利用最適化推進委員の定数を10名から11名に改正するものであります。

次に、議案第62号「令和7年度三股町一般会計補正予算（第3号）」についてご説明を申し上げます。

本案は、令和6年度決算及び国・県の補助決定によるものほか、当初予算以降に生じた事由に基づく経費等について所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額146億1,197万7,000円に歳入歳出それぞれ6億1,919万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億3,117万2,000円とするものであります。

歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

地方特例交付金は、交付決定により減額補正するものであります。

地方交付税は、交付決定により増額補正するものであります。

国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,395万円、社会资本整備総合交付金（道路橋梁事業）2,900万円などを増額補正し、道路メンテナンス事業補助金

799万9,000円を減額補正するものであります。

県支出金は、市町村スポーツ施設等整備強化事業費補助金436万1,000円、過年発生農地農業用施設災害復旧事業補助金6,212万9,000円などを増額補正し、地域医療介護総合確保基金事業費補助金3,857万1,000円を減額補正するものであります。

財産収入は、公用車売払い収入などを増額補正するものであります。

寄附金は、企業版ふるさと納税を増額補正するものであります。

繰入金は、特別会計繰入金において国民健康保険特別会計ほか特別会計の前年度決算に伴う精算返還金などを増額補正し、基金繰入金においては、財政調整基金繰入金1億7,000万円を減額補正し、森林環境譲与税基金繰入金538万2,000円を増額補正するものであります。

繰越金は、前年度決算に伴う剰余金を増額補正するものであります。

諸収入は、令和6年度事業における国・県補助金の過年度収入や後期高齢者医療給付費市町村費負担金返還金1,327万6,000円、県道拡幅工事関連立木補償料1,500万円などを増額補正するものであります。

町債は、土木債の今市・下新2号線ほか2線通学路環境整備事業2,040万円などを増額補正し、教育債の総合文化施設特定天井耐震改修事業1,330万円などを減額補正するものであります。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

総務費は、公共交通利用者増進事業委託料577万5,000円、第6セクターPPP事業協定契約締結支援業務委託料ほか489万2,000円などを増減額補正するものであります。

民生費は、地域医療介護総合確保基金事業費補助金3,857万1,000円、子どものための教育・保育給付費国庫負担金返還金3,448万2,000円などを増減額補正するものであります。

衛生費は、都城北諸圏域プラ新法対応検討業務負担金412万2,000円などを増額補正するものであります。

農林水産業費は、全日本ホルスタイン共進会報償金50万円などを増額補正するものであります。

商工費は、看板掲載等業務委託料154万円などを増額補正するものであります。

土木費は、今市・下新2号線ほか2線通学路環境整備工事ほか4,070万円、墓苑高才原南側広場倒木除去業務委託料ほか597万2,000円、WBC合宿受入れに関わる旭ヶ丘運動公園野球場修繕工事430万円などを増減額補正するものであります。

消防費は、勝岡新坂土砂災害に関わる伝承看板設置委託料ほか59万2,000円などを増額補正するものであります。

教育費は、武道体育館修繕料 622万4,000円、ＷＢＣ合宿関係備品購入 495万3,000円などを増額補正するものであります。

諸支出金は、地方財政法の規定による財政調整基金積立金 2億4,562万3,000円を増額補正するものであります。

予備費は、収支の調整額を補正するものであります。

次に、第2表繰越明許費については、都城北諸圏域プラ新法対応検討事業を追加するものであります。

次に、第3表地方債補正については、過年発生農地農業用施設等災害復旧事業を追加し、起債事業の変更により限度額を変更するものであります。

次に、議案第63号「令和7年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額 28億529万5,000円に歳入歳出それぞれ 3,470万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28億4,000万2,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国庫補助金及び令和6年度収支決算により繰越金を増額補正するものであります。歳出の主なものは、総務管理費及び令和6年度国保事業費等精算による一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第64号「令和7年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額 3億6,042万9,000円に歳入歳出それぞれ 648万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3億6,691万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料及び国庫補助金、令和6年度収支決算による繰越金を増額補正するものであります。歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金を増額補正するものであります。

次に、議案第65号「令和7年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額 23億7,763万2,000円に歳入歳出それぞれ 9,297万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24億7,060万5,000円とするものであります。

歳入の主なものは、令和6年度決算に伴う繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、基金積立金及び国、県、一般会計への前年度精算返還金を増額補正するものであります。

次に、議案第66号「令和7年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2,189万6,000円に歳入歳出それぞれ127万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,316万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、令和6年度決算に伴う繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、一般会計への前年度精算返還金を増額補正するものであります。

議案第67号及び議案第68号の「工事請負契約の変更契約の締結について」は関連がございますので一括してご説明を申し上げます。

本案は、三股町脱炭素化推進事業公募型プロポーザル選定要領（令和5年7月策定）により選定した三股町脱炭素きゅうなん隊が提案する事業の実施について、令和7年6月19日に、三股町脱炭素きゅうなん隊を構成する株式会社九南と締結した三股町脱炭素化推進事業（三股町総合福祉センター太陽光発電設備等導入工事ほか）及び同事業（文化会館照明LED切換工事ほか）の2件の工事請負契約について、契約後、設備資材等の発注を進めるに当たり設計図書との照査を行ったところ工事内容及び工事費に変更があり、請負金額の変更契約を締結するもので既決の5,000万円以上の契約の変更契約を締結することから議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第69号の「財産の取得について（令和7年度図書館システムリプレース事業）」についてご説明を申し上げます。

本事業は、図書館システム及び機器一式を賃貸借契約（リース）にて調達するもので、富士電機ITソリューション株式会社九州事業本部宮崎支店を売主とし、FLCS株式会社九州支店を賃借人として町との間で1,140万4,800円で契約を締結するものであります。リース期間満了後は無償譲渡を受けることから議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第2号、諮問第3号の「人権擁護委員の推薦について」は関連がありますので併せてご説明を申し上げます。

人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し自由人権思想の普及高揚を図るため設置されておりますが、この選任の手続は、町長が議会の意見を聴いて、その後、法務大臣に候補者を推薦し、同大臣が委嘱することになっております。

現在、人権擁護委員であります諮問第2号の竹ノ内鈴子氏、諮問第3号の大隣雅春氏が、令和7年12月31日をもって任期3年の満了となるところであります。引き続き推薦いたしたく議会の意見を求めるものであります。

以上、22議案と諮問2件についてそれぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願ひいたします。

なお、今議会に報告3件を提出いたしております。報告第5号「令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」、報告第6号「令和6年度決算に基づく資金不足比率の報告について」、報告第7号「まちづくり合同会社みまたの経営状況に関する報告について」はそれぞれ関係法令の規定により議会に報告するものでございます。よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 補足説明があれば許します。総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 議案第69号「財産の取得について」につきまして補足説明を申し上げます。

お手元に配付いたしております資料、令和7年度図書館システムリプレース事業をご覧ください。

本案の契約の方法を随意契約としておりますが、その経緯について説明いたします。

令和7年度図書館システムリプレース事業につきましては、入札日を令和7年8月7日、契約の方法を指名競争入札といたしまして予定価格1,169万5,200円として入札を行いましたが、入札の結果、応札1者のため入札中止といたしました。

4者が辞退しておりますが、辞退の理由といたしまして①物件価格により落札が見込めないため、②対応可能な人員が不足しているためございました。

入札の状況につきましては下の表のとおりでございまして、ナンバー2のF L C S株式会社九州支店の応札がありまして、入札価格、税抜きで1,036万8,000円でございました。入札中止となりましたので、その後、契約の方法を変更し、随意契約といたしました。

随意契約の根拠といたしましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき競争入札に付して辞退理由を考慮した上で再度の入札に付しても落札者が見込めないと判断したためでございます。

契約金額につきましては1,140万4,800円（税込み）といたしまして契約の相手方をF L C S株式会社九州支店としまして契約の方法を随意契約と変更したところでございます。

以上、補足説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 日程第4、決算審査の報告を求めます。茨木代表監査委員。

〔代表監査委員 茨木 健君 登壇〕

○代表監査委員（茨木 健君） おはようございます。

それでは、令和6年度決算審査について監査報告を申し上げます。

去る6月24日及び30日付で町長のほうから一般会計、特別会計、それから水道事業会計、下水道事業会計及び基金運用状況についての審査依頼がありまして、7月1日から30日までの期間、監査委員2名で審査を行いました。

各部署から提示されました決算書、事項別明細書、証拠書類、諸帳簿及び関係書類等を詳細に審査しました結果、いずれの会計及び基金運用につきましても正確・適正に処理されていることを認めましたので報告します。

さらに、財政健全化判断の審査につきましては、8月6日に健全化判断比率の4指標及び資金ストック比率について審査を行いました。

審査の結果、報告第5号及び第6号のとおり早期健全化比率及び経営健全化基準をそれぞれ下回っており、町の財政状況は健全であることを確認しましたので併せて報告いたします。

なお、詳細につきましては、別紙、審査意見書のほうをご参照ください。

以上で、報告を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（指宿 秋廣君） 茨木代表監査委員におかれましては所用のためここで退席されます。

---

## 日程第5. 会期決定の件

○議長（指宿 秋廣君） 日程第5、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から9月18日までの17日間とすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から9月18日までの17日間とすることに決定しました。

なお、日程の詳細については配付しております会期日程案のとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時43分休憩

---

〔全員協議会〕

---

午前10時44分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

---

○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時44分散会

---

---

令和7年 第5回（定例） 三股町議会議録（第2日）

令和7年9月5日（金曜日）

---

議事日程（第2号）

令和7年9月5日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員（11名）

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 岩津 良君   | 2番 中原 美穂君  |
| 3番 上西 雅子君  | 4番 西村 尚彦君  |
| 5番 田中 光子君  | 6番 堀内 和義君  |
| 7番 新坂 哲雄君  | 8番 楠原 更三君  |
| 9番 堀内 義郎君  | 10番 内村 立吉君 |
| 11番 指宿 秋廣君 |            |

---

欠席議員（1名）

12番 山中 則夫君

---

欠員（なし）

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|           |           |
|-----------|-----------|
| 局長 西山 雄治君 | 書記 馬場 勝裕君 |
|           | 書記 益留 美樹君 |

---

説明のため出席した者の職氏名

|        |         |                      |        |
|--------|---------|----------------------|--------|
| 町長     | 木佐貫 辰生君 | 副町長                  | 石崎 敬三君 |
| 教育長    | 米丸 麻貴生君 | 総務課長兼市民室長兼選挙管理委員会書記長 | 瀬尾 真紀君 |
| 企画商工課長 | 鈴木 貴君   | 税務財政課長               | 白尾 知之君 |

|         |        |        |        |
|---------|--------|--------|--------|
| 町民保健課長  | 齊藤 美和君 | 福祉課長   | 福永 朋宏君 |
| 高齢者支援課長 | 杉下 知子君 | 農業振興課長 | 細田 高広君 |
| 都市整備課長  | 田中 英顕君 | 環境水道課長 | 岩元 勝二君 |
| 教育課長    | 山田 正人君 | 会計課長   | 竹村 恵美君 |

---

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより  
本日の会議を開きます。

傍聴者の方々への配慮としまして、それぞれの議員の一般質問の開始時間を分かりやすくする  
ため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせて50分以内とすることをお願いいたします。  
また、50分を超えた残りの質問部分については、その日の最後の質問者が終了した後に行うこ  
とができるとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、中原議員から写真撮影の許可申請がありましたので、中原議員の一般質問の間のみ、こ  
れを許可しております。報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、中原議員。

〔2番 中原 美穂君 登壇〕

○議員（2番 中原 美穂君） 皆様、おはようございます。発言順位1番、中原美穂です。通告  
に従いまして、本日、五本松交流拠点施設整備事業について、町が採用しているPPP、官民連  
携方式に関するプロポーザルの公平性や妥当性、また撤退した企業の判断背景、それに伴う今後  
の見直しの可能性についてお伺いいたします。

私は、これまで町民の皆さんからいただいた率直なご意見、不安や疑問の声を向け、町として  
の説明責任と将来にわたって持続可能な行政運営の在り方について何度も本会議の場で質問を重  
ねてまいりました。今回の整備事業に関しましては、提案企業が1共同体しか出ていないのではないか、東京の企業が撤退したと聞いたがなぜなのか、このまま進めて大丈夫なのか、町の財政  
負担はどうなるのかと様々な意見やご不安な声が町民の皆さんから多数寄せられております。

PPPという仕組みは、本来、民間の知恵や競争原理を取り入れることで、より質の高い公共  
サービスを実現し、町の負担を抑えることが期待される制度です。しかしながら、今回のプロ

ポーラルでは、実際に応募があったのは1共同体のみという結果となりました。PPPの要となる競争性や透明性が今回は本当に確保されていたのか、町民の皆さんからも疑問の声が上がっています。

この仕組みの本来の意義が損なわれてしまえば、制度自体の信頼にも影響します。現在の状況を踏まえ、町として、この状況をどう捉え、どう対応していくのか問われていると考えています。

そもそも、この事業が町民の皆さんにとって本当に必要なものなのか、継続した事業運営が続けられるものなのか、今こそ立ち止まって再確認すべきときだと私は考えています。現状を踏まえ、町として責任ある判断をしていただけるよう質問いたします。

質問1、今回のプロポーラルでは、応募企業が1社、イコール1共同体になりました。この状況を町はどのように受け止めているのか、PPP事業の前提である競争性の確保、公平性、透明性の観点から、問題はないとお考えなのか、町の見解を伺います。

あとは質問席にて質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。今回のプロポーラルでは、応募企業が1共同体にとどまる可能性が高いとされていますが、この状況を町はどのように受け止めているのか、PPP事業の前提である競争性の確保、公平性、透明性の観点から問題はないのか町の見解を問うとのご質問にお答えいたします。

五本松交流拠点施設整備事業については、公募型プロポーラル方式を採用することにより、複数の企画提案を比較し、競争性、公平性を確保しつつ、より評価の高い提案者を優先交渉権者として選定することを前提に進めてまいりました。

6月24日に正式な募集を開始いたしまして、7月25日に応募資格審査書類の提出期限を迎える、結果として、11事業者から成る1つのグループから申請がございました。応募事業者が1つのグループのみであったことに関して、応募条件が厳し過ぎたのではないか、周知不足だったのではないか、再度の公募をする必要があるのではないかなどについて協議を行いました。

一方で、公募型プロポーラル方式では、一般競争入札制度とは違い、1社であっても成立する制度であり、複数の企画提案による競争性が確保できなかつたことは課題と捉えつつも、外部有識者から成る事業者選定委員会による厳格な審査を行い、要求水準を超えている企画提案であれば、優先交渉権者として選定し得るというふうに判断したところでございます。

PPP事業の前提が競争性であるというふうには捉えておらず、民間の持つノウハウやスキルを使って公共サービスの質の向上を図ることが、PPP事業の前提であるというふうに考えております。

本事業の公平性、透明性という観点からは、5月23日に公表しました指針案をもとに、6月3日、4日の2日間、事前説明会を開催しまして、23の事業者の皆様にご参加いただきました。その後、83の質問をいただきまして、回答と合わせてホームページで公表しております。

事前説明会や事前質問を受け、グループとしての応募者が1グループ11事業者でありました。町としましては、常に公平性、透明性の確保に努めながら事業を進めてまいる所存でございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 今、町長からお話があった今回のプロポーザル応募企業があつた先日、1共同体11社事業から成る共同体で、構成については、設計2社、建設3社、運営6社の計11社、町内4社、町外7社で、1社が代表となって事業を進めていく体制であるとの説明をいただきました。

行政としては、代表企業があるから問題ないとお考えかもしれません、町民の皆さんからは、次のような不安な声が多数寄せられております。構成が複雑過ぎて誰が責任を負うのか分かりにくい、11社もいると、1社でも抜けば全体が崩れるのではないか、船頭を多くして船山に登るのではといった声です。

前回まで、設計、建設、運営の3社構成で、それぞれの責任の所在も比較的明確でした。それに対し、今回は顔ぶれも多様で、町民から見れば寄り合い所帯的に見えててしまうのも無理はないと思います。仮に1社が途中で離脱した場合、ほかの企業でカバーできる体制になっているのか、意思決定の場では、11社全員が対等に発言するのか、それとも代表企業に一任されるのか、それぞれの会社がどこまで責任を持つのか、収益の分配などもきちんとルールが決まっているのか、このような運営の仕組みについて、町民にも分かる形でぜひ丁寧にご説明いただきたいと思います。

町としては、制度上は問題ないという立場かもしれません、町民にとって重要なのは、その制度が本当に持続可能で万一の際も対応できる設計になっているかどうかという点です。責任体制、意思決定の仕組み、リスク対応、これらについて町民の不安を払拭できるよう、改めて具体的な説明をお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ただいまご質問いただきましたことに対して、ちょっと個別にご回答をさせていただきたいと思います。

まず、11社集まつた1つのグループ、仮に1社が途中で離脱をした場合、他の企業でカバーができるのかという質問に対してお答えをいたします。

先ほどご説明をいただいたように、今回のグループは、工事監理を担う1事業者を含む設計で

2事業者、建設を担う事業者が3事業者、運営を担う事業者が6事業者、合わせて11の事業者の構成となっております。

町公式ホームページで公表しております事業実施及び事業者募集等に関する方針において、応募中のメンバー変更等という項目がございます。その中で、やむを得ない事情が発生した場合は変更ができるとしており、事業者が変更される可能性はございます。仮に、1事業者が離脱した場合には、応募資格に問題がなく、町が求める要求水準を超え、選定基準の評価を超えられれば特に問題はないと考えております。

一方で、その事業者が離脱したことにより、資格審査を満たさず、要求水準や選定評価基準を下回ることとなると、町としては、そのグループを優先交渉権者として選定できないということになると思います。

また、次に、11社全員が対等に発言をできるのか、それとも代表企業に一任されるのかとのご質問でございますが、方針により、代表事業者の役割を明確にしております。

代表事業者とは、応募に関する責任者、連絡窓口として構成事業者から選任することとしております。町と共同事業体との意思決定においては、代表企業を窓口として、案件によりまして代表事業者に一任される場合もあれば、グループの構成メンバー全員と話し合いを持つ場など、ケース・バイ・ケースで考えられるかと思っております。

次に、収益分配等のルールは定まっているのか、誰が責任を取るのかということにつきましては、運営事業者を担う事業者間で協議をされ、協定書などで収益分配等のルールについては定まるものと理解しております。

最後に、本制度の本当の持続性、万一の際のリスク分担、責任体制、意思決定の仕組みなどご質問がございましたが、指定管理業務につきましては、毎年度、事業が終了した後に、管理業務の実施状況や利用状況、また利用料金収入の実績、また、管理に要した経費等の収支の状況など毎年度報告をすることとなっており、こちらも公表する予定としております。よろしくお願いいいたします。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、次の質問に参ります。

東京の事業者が撤退したとされるが、その背景について、町として正式なヒアリング等を行ったのか、撤退理由をどのように受け止め、今後の事業運営にどのように反映させるのか、町の考え方を伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 東京の事業者が撤退したとされるが、その背景について、町と

して正式なヒアリング等を行ったのか、撤退理由をどのように受け止め、今後の事業運営に反映させるのか町の考えを問うとのご質問にお答えをいたします。

先ほど、町長の答弁もございましたとおり、6月3日、4日の事前説明会には、23の事業者の皆様にご参加をいただきました。結果として、1グループ11事業者から応募がございました。説明会に参加いただいた23事業者の中、12の事業者は応募をしなかったことになります。

応募いただけなかった事業者への正式なヒアリングは行っておりません。よって、応募しなかった理由についても、把握をしていないところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 今後の事業運営について、当初から、町の構想に関与していたとされる丸善雄松堂は、160年近い歴史を持つ老舗であり、学びの場の運営ノウハウを有する、言わばこの分野のプロフェッショナルです。その丸善が撤退したという事実は、例えるならば、レストランのメインディッシュを作るシェフが抜けてしまうようなものであり、施設の核である学びの場の中身や信頼性が空洞化してしまう懸念を覚えます。

学びの場は、文教の町三股町において極めて重要な中核機能の一つと認識していますが、その担い手が撤退した事実を町としてどのように捉えてられるのか見解を伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 今回、11事業者から構成される1グループの応募がございました。町としては、事業者の正当な利益を害するおそれがあると判断し、事業者の個別の事業者名については公表を控えております。

個別の事業について、参加をしている、参加をしていないという内容については、答弁を差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 丸善雄松堂さんについてですが、当初から町の構想に関与していましたが、今回は応募がなかったということですが、ただ、町民の間では、関与していたイコール信頼されていた運営の中核的な企業が、なぜ最終的に手を挙げなかつたのかという点に強い疑問の声が上がっています。

私自身も、行政の説明では応募がなかったという事実だけが先行してしまい、なぜ彼らが最終的に撤退を選んだのか、その背景がきちんと分析されていないように感じます。

例えば、民間の視点で見れば、丸善のような大手が見送ったという事実は、言わば経営的に合理的でないという判断をされた可能性が高いという一つのシグナルです。その企業がやれないと

判断した背景を町としてどう受け止めたのか、これは、単に応募がなかつたで済ませるのではなく、将来の事業運営の持続可能性を見直す上でも、しっかりとヒアリング、分析を行っておく必要があったのではないか。』

このような視点から、また、今後の事業運営について、企業が利益を追求するのは当然です。私自身、経営者の立場から、責任の所在や体制の持続性といった点はどうしても気になります。特に大企業ほど経営リスク判断は非常にシビアであるということは、現場の感覚としてよく理解できます。今回の撤退が、採算が合わない、先行きが不透明という理由と考えられるのであれば、本町が提示している運営条件そのものに構造的な課題があるという警鐘ではないでしょうか。これは、企業からの撤退というより、経営的な警告と受け止める必要があるのではないか。』

このような観点から、町としてどのように受け止めておられるのか、今後の制度設計やリスク管理にどう反映されるのか、お考えをお聞かせください。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

12の事業者の皆様が、先ほど申し上げたように応募をしなかつたということになりますが、採算が合わない、先行きが不透明であったという理由で応募しなかつたとは承知をしておりません。

町が提示をした応募条件に基づいて、現在、1グループ11事業者からのご応募をいただいたところですので、まずは、10月に向けて企画提案書を現在鋭意作られておりますので、審査に進ませていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 企業の撤退を個社の事情として片づけるのではなく、システム上のシグナルとして向き合う姿勢が必要です。

今回、質問数が83件出たということは、制度や条件設計に対する懸念の多さを物語っており、参加は1共同体での11社となりました。行政として、今後のプレゼンや選定の中で、事業者が制度上どの点をリスクと捉えているのか、その読み解きと改善の余地をどう把握、反映していくのか、また、その理由としてですが、町民の皆さんから届いているより具体的な声をご紹介しつつ、次の質問に参ります。

今後の事業運営についてですが、運営委託料は5年間で3,250万円、年間にして僅か650万円。しかも、年末年始は休館日なし、週末も休館なしで、朝9時から夜10時まで開館、職員3名体制を組もうとすれば、どう考えても人件費だけで年間2,000万はかかります。弊社でも、この条件なら絶対に手を挙げません。

こうした声を踏まえると、やはり、運営モデルの想定そのものが現実離れしていたのではない  
かという疑問の声も無視できません。また、一部の方からは、最初は最小限の予算で提示し、足  
りなければ後から補正を重ねていく、そうした予算膨張型になってしまうのではないかという不  
安の声も聞こえています。

そこで伺います。町として、この事業の成否をどう判断していくのか、持続可能かどうか見極め  
るための基準や評価の時期、マイルストーンといったものを設定されているのでしょうか。仮に、  
採算性や人件費面で早い段階から赤字が見えてきた場合には、どういった判断がなされるのか、  
この事業が持続可能かどうかをきちんと見極めていく客観的な評価の枠組みがあるのかどうかを  
改めてお聞かせください。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

前段で、債務負担行為3,250万、年間で650万というお話をございました。今回募集を  
しているものは第1段階、いわゆる500平米の町民交流施設及び1,000平米以上の屋根つ  
き広場、また外構等となります。また、第2段階につきましては、今から提示させていただく形  
になりますので、第2段階も含めた650万の運営ということではないということはご理解いた  
だければと思います。

また、本事業の狙いにつきましては、繰り返しになりますが、暮らしが息づく場をつくり、三  
股の暮らしの魅力を高めるとしておりまして、民間事業者の経験やノウハウを活用し、行政サー  
ビスの質を向上するため、地域密着型官民連携手法としてPPPを採用したところです。

事業の運営につきましては、指定管理者制度を採用し、今回の応募では、主催事業と自主事業  
が主であります。主催事業とは、町の要求水準に沿った学び、子供・子育て、健康、買物と食の  
4つの機能に関するソフト事業の企画運営であり、町から支払われる指定管理料で運営を行いま  
す。この事業で赤字が発生することは想定しておりません。

一方、自主事業では、指定管理業務に支障のない範囲で、事業者自らの責任、費用負担、投資  
等によって行う事業でございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 採算性の面でも運営体制の面でも、町民から既に様々な不安の声  
が上がっています。そして、実際に丸善雄松堂のような実績ある企業が応募を見送ったことから  
も、今の条件やスキームのままで本当に大丈夫なのかという疑問は、より強まっているように思  
います。

こうした状況を踏まえ、次にお伺いしたいのは、もしこのまま応募が1共同体にとどまり、し

かも撤退企業の背景もはっきりしないまま事業が進められるようであれば、町としてどう考えておられるのか、町民の皆さんにとって本当にこの事業をこれで進めてしまつていいのかという不信感につながりかねないと感じています。

今回の事業について、町としていま一度立ち止まって見直すという選択肢、例えば施設の整備の段階的に行うスマールスタートや、状況によっては撤退も含めたより柔軟な対応を検討するお考えがないのか、この点については、町長ご自身のお考えをぜひお聞かせいただきたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今回、1グループしか応募がなかつたということで、そしてまた東京のほうの大手のほうが撤退したということで、いろいろとお話をございましたけれど、私は1社でも応募があつたということを非常に感謝しているところでございます。というのも、今回応募したグループにつきましては、もう本町の計画期間中、本町のまちづくり、そしてまた、イベント等にも意欲的、積極的に関わつていていた事業所でございます。

ほかに応募がなかつたというのは、私の考えなんですけど、設計、建設、そして監理、運営を担う4つの部門を1つのグループとしてまとめるというのは、大変困難な作業ではなかつたかなというふうに思います。調整がなかなかうまくいかず、断念されたんではないかなというふうに想像いたします。

83のご質問がございまして、そして23の事業所が関心を持ったということは、やっぱりこの事業に対するやはりいろんな事業所からも関心は高かつた。しかしそこを1つのグループとしてまとめるということは、なかなか難しい作業ではなかつたかなというふうに考えています。

その点から考えますと、応募したグループは地元を中心に構成する組織でございまして、本町のまちづくりに精通していることから、本町が要求いたします要求水準を満たし、魅力あるこれから企画提案書が提出されるんではないかなというふうに期待しているところでございます。

町では、この事業を推進するに当たりまして、町役場主体の事業化ではなくて、民間のスキルとノウハウを活用して、コストパフォーマンスを考慮する民間と連携し、町民サービスの向上、町の活性化に寄与する事業として取り組んでまいつたところでございます。

つまりPPP、国や地方自治体が提供する公共サービスを民間と連携して行う手法で事業化に取り組んだところでございます。そして、今回の事業については、民間との連携事業の手法としまして、DPO、デザインビルドオペレート方式、つまり地方公共団体が資金を調達いたしまして、民間事業者に施設の設計、建築、運営を一体的に委託しまして実施する方法を採用いたしました。

このやり方につきましては、本町では初めての手法でございまして、また、受け手である地元

民間事業者も初めてであることから、相当な時間を要しましたけれども、今回応募したグループの企画提案書を審査し、期待に応える結果が出ることを願っているところでございます。

しっかり審査して、そして先ほどからいろいろと不安があるというふうにおっしゃいましたけれども、それに応えられるような事業展開をしてまいる覚悟でございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 私は、今回の五本松交流拠点施設整備事業について、反対か賛成かという単純な議論ではなく、今の三股町に本当に必要な事業か、将来にわたって持続可能なのかという本質的な部分に問いかけており、むしろ町の未来にとって本当に意味のある施設となるよう、よりよい方向へと導くために、町民の声を代弁しているつもりでこの場に立たせていただいております。ですが、今の段階では、応募が1共同体でとどまっていることや事業構成が見えにくいこと、そして、当初から関わっていた事業者の撤退理由が不透明なまま進もうとしていることなど、懸念が多く残っているのが現実です。

町民の方々が求めているのは完成予想図ではなく、将来にわたって本当に持続可能で、町にとって必要とされる施設かどうかという冷静で現実的な判断であり、町民の声は単なる不安や批判ではなく、ふるさとを思い、大切な税金の使い道を真剣に考えている声です。もう決まったからではなく、今だからこそできる判断がある。それを町に強く求め、行政と議会が協力し、町民と共によりよい三股町をつくっていく第一歩にしたいと考えています。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

私はこれまで、町内各地の郷土芸能に関わる方々のお話を伺ってきました。その中で強く感じたのは、文化を守りたいという地域の熱意とそれを支える仕組みのもどかしさです。伝統文化は、三股町の誇りであり、地域の一体感を生み、次世代に受け継ぐべき大切な資源です。しかし、現場では後継者不足、運営資金不足、行政手続の負担など、深刻な課題が山積みとなっています。町として、まちおこしの資源として掲げるのであれば、現場の声に応じた制度の再設計や支援の見直しが求められるのではないでしょうか。

質問1、現在の補助金制度は、申請や報告書の手続が煩雑で、文化活動を担う高齢者世代にとって大きな負担となっています。こうした実態を踏まえ、より柔軟な申請、報告制度への見直しや事後報告型の助成金形式への転換など、町民の負担軽減につながる制度改正について、町としてどのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 現在の補助金制度は、申請や報告書の負担が大きいとの声が聞かれているが、文化活動の性質を踏まえ、より柔軟な町民の負担軽減の観点から、申請、報告、手続

の簡素化や柔軟な制度設計を検討できないか、助成金の形に見直す考えはないかを問うとのご質問についてお答えいたします。

このご要望につきましては、昨年4月10日に開催いたしました郷土芸能保存会意見交換会において、ある保存会の方から出されたものと承知いたしております。

意見交換会では、補助金申請及び実績報告に際し、町が指定する様式の使用義務や補助金の使途に関する制限、例といたしまして、原則として食料費への充当不可、いわゆる使ってはいけないということなどにつきまして、事務手続の簡素化や使途の柔軟化を求めるご意見が寄せられました。

教育委員会といたしましては、これらのご意見を受け、制度の在り方について検討を重ねてまいりましたが、現時点において、議員ご提案の助成金への制度変更は考えておりません。

保助金の活用方法につきましては、衣装の洗濯代、道具・衣装の更新、通信費、燃料費、消耗品費など具体例を挙げて説明してまいりましたが、今後さらに理解を深めていただけるよう、改めて説明の機会を設けたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、次の質問に参ります。

年間の補助額は3万3,000円、公民館助成金を加えても6万3,000円程度と伺っています。現場では、昔は祭りの後の庭戻しでご祝儀があったが、今は庭戻しをしても利益が上がらないため実施していない。そのため収入は補助金だけという声もありました。現在は、運営が困難との声が聞かれています。現場の内容を踏まえ、町としてこの金額が果たして妥当なのか、継続的な運営を支える上で増額や新たな支援方法の検討を行う必要ではないかと考えますが、ご見解を伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 庭戻し、祝儀の収益が少なくなり、補助金に頼るところが大きく、運営が困難なことから、町補助金の増額や支援方法の再検討をとの要望についてお答えいたします。

教育委員会といたしましては、郷土芸能は単なる伝統文化ではなく、地域の過去と未来をつなぐ文化の架け橋であり、地域住民の心を一つにする力を有するものと認識いたしております。

このような郷土芸能を次世代へ継承していくためには、町としての支援の在り方を時代の変化や地域の実情に即して見直す必要があると考えております。その一環といたしまして、補助金の増額につきましても重要な施策の一つと位置づけており、町内の郷土芸能保存会との意見交換を重ねながら、運営状況や課題を十分に把握した上で検討を進めてまいります。

なお、公民館からの助成金については3万円程度であるということですが、それぞれの地域の実情によりまして違いがあるようですので、申し添えておきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、次の質問に行きます。

文化会館で実施される芸能発表会は、郷土芸能団体にとって大きな励みになっていますが、出演の機会が限られ、全ての団体が参加できないという課題があります。町として、各芸能団体が参加できる文化振興の場として、年度当初から町が調整し、複数団体が発表できる仕組みへの検討改善の余地があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） まず、答弁に入る前に、町内における郷土芸能保存会の状況について申し述べさせていただきます。

現在、町内には13の郷土芸能保存会がございますが、田上郷土芸能保存会は活動を休止中のため、文化協会から一時的に脱会されています。そのほかの12の保存会は、いずれも三股町文化協会に加盟していることを確認いたしております。

次に、郷土芸能発表会でございますが、本イベントは、三股町文化協会が主催する事業であり、プログラムの構成や出演団体の依頼等につきましても、文化協会が主体的に行っております。先日、三股町文化協会に確認をいたしましたところ、一昨年及び昨年の芸能発表会には、それぞれ2団体が出演されたとの回答をいただいております。また、出演された団体には、文化協会より出演料が支払われたことも併せて確認いたしております。

議員から、町として各芸能団体が参加できるよう、年度当初から調整を行い、複数団体が発表できる仕組みへ改善できないかとのご要望でございますが、芸能発表会は、文化協会が主催する自主事業であることや、各郷土芸能保存会の事情も考慮する必要がございますので、教育委員会として直接的な調整を行うことは控えさせていただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、次の質問に参ります。

担い手不足が深刻化し、地区の人員だけでは編成が困難となり、ほか地区の協力を得ている団体も見受けられています。こうした現状を町としてどのように受け止めているのか、また、郷土芸能を未来につなげるため、現状の課題をどのように受け止めているのか、さらに、学校教育や地域活動と連携し、子供たちや若者が主体的に関わるような後継者育成、担い手支援の具体的な取組について、今後の方針をお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） ご質問の郷土芸能保存会における担い手不足への対応及び後継者育成に関する今後の方針につきましてお答えいたします。

近年、町内の郷土芸能保存会においては、担い手の高齢化や若年層の参加減少により、地域住民のみでの編成が困難となり、地域外に居住する地元出身者等の協力を得ながら活動を継続している団体も見受けられます。

教育委員会といましても、担い手の高齢化や若年層の参加減少は深刻な課題として受け止めおり、郷土芸能の継承に向けた支援の強化が必要であると認識いたしております。

郷土芸能は、地域の歴史や文化を体現する貴重な財産であり、次世代へとつなげていくためには、地域ぐるみの取組が不可欠であります。そのため、教育委員会では、学校での郷土芸能体験学習の実施や地域行事への児童生徒の参加促進の啓発、各種イベント等における郷土芸能発表の促進、郷土芸能の魅力発信など、今後も郷土芸能保存会の皆様との意見交換を重ねながら、現場の声を反映した支援策の充実に努めたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、次の質問に参ります。

現在の郷土芸能保存会補助金交付要綱は、令和7年3月31日で効力を失うとされています。その後の補助金制度の扱いについて廃止されるのでしょうか、それとも、見直しの上継続されるのでしょうか。今後の方針について具体的に伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） ご質問の郷土芸能保存会補助金交付要綱の効力終了後の制度の扱いにつきましてお答えいたします。

議員が確認されました郷土芸能保存会補助金交付要綱は、令和7年3月31日をもって効力を失うことですが、令和7年度に更新され、今年度も運用されているところでございます。

当該補助金は、郷土芸能保存会の活動支援を目的に交付しているものであり、制度の適正な運用と時代に即した見直しを図るために、3年ごとに更新することを基本方針としております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、令和8年度はどのようにいくんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） ただいまお答えいたしましたが、令和7年度現在、この補助金要綱が新たにまた更新されて今も継続、つまり令和7年度、令和8年度、令和9年度、この3か年は

この要綱で運用していくということでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、次の質問に参ります。

町長は、2023年12月の答弁で、郷土芸能は、歴史の産物であるとともに、集落及び町の重要な伝統文化であることから継承していくことが重要であり、郷土芸能は、本町のまちおこし、地域おこしの重要な資源と述べられました。その立場からと、町としてどの団体がどの程度の人員不足なのか、現状を把握されているのか、実際に活動できなくなった芸能や休止している団体があるが、その解決に関して、町がどのように支援の手を差し伸べようとしているのか、改めて町長のお考えをお尋ねします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 令和5年12月議会におきましての答弁でございますが、郷土芸能は、本町の歴史と文化を象徴するものであり、地域の絆を育む重要な資源であるというふうに答えましたが、そのように認識しているところでございます。

郷土芸能の担い手不足については、人口減少、少子高齢化の影響で、組織として継続していくことが困難なところもあるというふうには聞いております。どの団体がどの程度不足しているかの詳細については、承知していないところでございますが、各団体とも苦労しているということは承知していたしております。

早馬まつりや集落の祈念などの踊りでは、小中高生も踊り手として郷土芸能が披露されています。次世代を担う若者を育成するため、参加させることは重要ですが、まずは実態把握が必要であります。教育委員会では、各保存会との意見交換の場を設けていますので、各団体の実態を調査し、今後の意向等を聞き取り、対策を練ってほしいというふうに考えております。

担い手不足の現状把握、対策については、教育委員会のほうで回答していただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） ご質問の各団体の人員不足の現状把握につきましては、補助金申請書類において、会員の総数を記載いただいておりますことから、一定の把握はできているところでございます。

なお、今年度、10団体が補助金申請をされまして、それぞれその総数を記載していただいています。10団体で計403人の会員がいるということで報告をいただいているところでございます。しかしながら、踊り手、楽器奏者、歌い手などの役割別の具体的な人数につきましては、詳細な調査を実施していないため、現時点では把握できません。

また、各団体の状況は一様ではなく、不足人数についても明確に把握することが困難な状況でございます。ただし、担い手の高齢化や若年層の参加減少により、郷土芸能の継承が困難となっ

ている団体が増加していることにつきましては、教育委員会としても深刻に受け止めております。

また、実際に活動を休止している団体も存在しており、地域文化の継承に向けた支援の必要性を感じております。今後は、他自治体の先進事例や効果的な支援策を参考にしながら、再結成や継承に向けた取組を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 郷土芸能は、地域の誇りであり、地域の心そのものだと私は感じています。太鼓の音、踊りの形、集落ごとのはやしや衣装、どれもが先人たちの願いや祈り、地域のつながりを今に伝えてくれるかけがえのない文化財です。しかし、その担い手である保存会や地元の皆さんは、今、深刻な課題を抱えながら懸命に伝統を守っておられます。高齢化や資金難の中で、続けたくても続けられない、そんな切実な声が私の下にも数多く届いています。

行政として、補助制度の在り方や支援の仕組み、次世代への継承体制をいま一度見直し、文化を守りたいという現場の熱意と真正面から向き合うことが、これから三股町に求められているのではないかでしょうか。

未来の子供たちが地元の芸能を自分たちの文化だと誇れるように、今日のこの提起が、よりよい支援制度づくりと地域文化の持続的な継承に向けた第一歩となることを願い、私の質問を終わらせていただきます。

---

○議長（指宿 秋廣君） これより、11時まで本会議を休憩します。

午前10時48分休憩

---

午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

傍聴者の方々への配慮としまして、それぞれの議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせて50分以内にすることをお願いします。

また、50分を超えた残りの質問分については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができるとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

発言順位2番、上西議員。

〔3番 上西 雅子君 登壇〕

○議員（3番 上西 雅子君） 皆さん、こんにちは。発言順位2番、上西です。

今回は、1点目は独自の公共交通サービスについて、2点目は介護保険サービス事業所に対する支援策について、3点目は防災対策に関することを一般質問していきたいと思います。通告に

従いまして質問をいたします。

まず、事項1の質問です。

今年5月に、コミュニティバス、くいまーるバス運行では、近くのバス停や今どこを走行しているかなどのバスロケーションシステムを導入いたしました。このシステムに関して、利用される方の数や導入して以降の町としての評価はどのようなものだったのでしょうか、質問をいたします。

この後の質問は、質問席で行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 町独自の公共交通サービスについての①でございます。今年度5月導入したバス予報システムについて現段階の評価はとのご質問にお答えいたします。

三股町バスロケーションシステム、バス予報は、今年4月から公開しており、4月から8月まででユーザー数は343人、サイトの閲覧数が6,489回となっています。

乗りたいバスの時刻を調べたり、バスの現在地や遅延状況をリアルタイムで確認できるため、バス事務所職員や運転士の聞き取りでは、利用者からはおおむね好評を得ているところでございます。

しかしながら、バス利用者に対してサイトのユーザー数の割合がまだ少ないため、今後は、バス利用者はもちろん、バスを利用したことがない人に対しても周知を強化し、バス利用の増進につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） おおむね好評であるが、課題もあるということですね。それでは、今年2月に実証実験を行いましたデマンドバスについての質問をいたします。

前回の実証実験の評価を聞いたところ、利用者からは、行きの時間については予約がしやすいが、医療機関などに行く場合、帰りの時間が不明であるため、予約しにくい点が不便である等の意見をいただいたとの答弁をいただきました。そうした改善点を考慮しつつ、②の質問です。今後の運行計画についてはどのようにお考えですか、質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 町デマンドバスの今後の運行計画はとのご質問にお答えいたします。

令和7年2月に、長田第5地区及び内之木場エリアでデマンドバスの実証実験を行い、現在は、内之木場エリアのみで運行を実施しております。

昨年度の実証実験では、当日予約ができないことや便数が少ないとことなど課題が多く残ったた

め、本格的な運行には至っておりません。今年度は、システムの再開発を行い、12月頃に再度同じエリアで実証実験を実施する予定です。

町民にとって使いやすく便利なデマンド交通になるように、地域への説明、意見交換等を行いながら慎重に進めてまいります。デマンド交通は、現在の路線に代わる路線として運行、または現在路線やバス停がないエリアをカバーする形で運行することも考えており、実施エリアにつきましては、長田第5地区に限らず拡充も検討していきます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） それでは、実証実験をもう一回行って、新たな路線などの開発もしていくということですね。分かりました。それは定期バスよりも柔軟性のあるデマンドバスですので、運行の仕方によっては、町民の皆さんに喜ばれる公共交通にもなり得ると考えます。ぜひ、町民が利用しやすい運行計画を進めていっていただきたいと考えます。

先日行われました高齢者の方たちが多く集まるサロンにお邪魔いたしまして、意見交換をさせていただきました。その際、くいまーるバスの話題で大変盛り上がりました。その中で、車を持たない方からは、こうした公共交通があることで本当に助かっている。医療機関に行くのに頼るのはタクシーかバスである。一時期、毎日医者に通わなくてはならない時期があり、タクシーを利用するととてもお金が続かない。くいまーるのおかげで、毎日通院して治療することができたと喜びの声が聞かれました。

その一方で、利用される方たちのもう一步踏み込んだ要望も、また聞くことができました。くいまーるは、町内の要所要所にバスを走らせ、全ての便が三股駅に集中するようにできているし、工夫が凝らされているとは思います。しかし、もう少し住宅密集地にもバスが細かく通ってもらえるようにしてほしいとの意見をいただきました。

例えば、稗田地区には、約650世帯の住民が住んでいますけれども、免許返納をした高齢者の数は年々増え続けています。こうした中、町営住宅である稗田団地からを想定いたしますと、最寄りのバス停——天翔だと思うんですけど——までが500メートルぐらいあります。その500メートルぐらい歩くことが高齢者には大変であり、今日のように暑い日、そして寒い日、雨の降る日などは大変ではないかと想像します。

このサロン参加者からは、大きなバスでなくてよいので、バンのような車で細かく走ってもらえないだろうかとの要望をいただきました。その中の意見では、運賃をちょっと増やしてもいいけどみたいなその意見もありました。

そこで改めて、③の質問をいたします。くいまーるの路線について、新しい路線を増やすなど、今後、見直す計画はあるのでしょうか、質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） くいまーるの路線について新しい路線を増やす等、今後、見直す計画はあるのかとのご質問にお答えいたします。

くいまーるは、昨年、令和6年4月に、新たにまちなかコース①、②の2路線を増設いたしました。路線を増やすことは、町地域公共交通会議及び運輸局の承認のほか、車両や運転士の増数等の経費も必要となるため、慎重に検討する必要があると考えております。

例えば、現在の路線のルート変更やバス停の増設等につきましては、地域からの要望に応じて、毎年、町地域公共交通会議で審議して対応いたしております。今年度は、利便性が高く汎用性のあるデマンド交通システムを構築するため、路線の不足が生じている地域には、デマンド交通での対応を今後検討してまいります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） デマンド交通とかとも合わせながら、利便性を上げていくということですね。また、今先ほど申し上げました要望を受け止めていただきまして、今後の検討課題としていただきたいと思います。

それでは引き続き、④の質問をいたします。

この意見交換の場では、くいまーるがどんなところを回っているか分からぬ。配布された紙がありますけれども、時刻表とか路線図とかがありますけど、小さくて見にくいというご意見がありました。パソコンやスマホも私たちは使えないという、そういうサロンの方たちのご意見でした。この配布された紙の路線図を大きくしてあちこちに掲示してもらいたい。そうしてもらったら、あそこに行くのはどうしたら行けるのかなと考えることができると複数の方から言われました。

私が今回、この質問をするに当たって、くいまーるの運行状況などの資料をいろいろと見させていただいたんですけど、先ほどのバスロケーションシステムのサイトは大変よくできているなと感じました。しかし、残念ながら、パソコンやスマホの操作が苦手な方はこうした情報を見ることができません。

くいまーる利用者は、ほとんどが免許を返納したか、免許を持っていても車に乗らない高齢者の方たちだと思います。掲示物としての路線図などをいろいろなところで見ることができるとよいのではないかと感じました。

改めて、④の質問をいたします。くいまーる路線図を各所に掲示してほしいとの声が聞かれますが、それについての意見を聞かせてください。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） くいまーる路線表を配布するだけでなく、他の公共交通機関と合わせて各所に掲示してほしいとの声が聞かれる。このことについて町の見解はとのご質問にお答えいたします。

くいまーるの時刻表は、冊子を町内各所で配置しております。また、バス予報や町ホームページにも掲載しているため、スマートフォンやパソコンでも見ることができます。他の公共交通機関と合わせた掲示は現在できておりませんが、バス予報やG o o g l e マップ上——スマホで扱えますが——G o o g l e マップ上におきまして、くいまーるや他の交通機関を乗り継ぐ経路検索が現在可能になっておりますので、そのことを広く周知していきたいと考えております。

また、議員の質問の中にもございましたように、デジタルデバイド対策という面でも、前回の一般質問からお答えしているところでございまして、今後も引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） デジタル化が進むのはとてもいいことだと思うんですけども、デジタルについていけない人たちのための掲示物をということを申し上げましたので、よろしくお願ひいたします。そうしていただけすると、どんな世代の人たちも便利になると思います。よろしくお願ひいたします。

では、続いての質問です。

同じくサロンでも話題となつて、ほかの方たちからも数年前から聞いていた内容です。くいまーるのバス停には、恐らくどこも屋根がありません。あと、椅子もないところがほとんどだと思います。例えば、稗田地区のひろせ本店停留所ですけれども、そこには椅子がありますけれども、炎天下でバスを待つ高齢者をよく目にします。暑い日、寒い日、雨の日にバスを待つのはきついだろうなと思います。バス停に屋根をつけないのは何らかの理由があるのでしょうか。

⑤の質問です。くいまーる停留所に屋根が欲しいとの声が聞かれますが、その計画はないのかお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） くいまーるの待ち合い場所に屋根が欲しいとの声が聞かれますが、その計画はないかとのご質問にお答えいたします。

待合場所の屋根の設置には、安全を確保できる十分な基礎の設置や広さが必要となるほか、基準となる歩道の幅、路面からの高さの確保、道路管理者の許可などが必要でございます。また、設置後の管理体制についても考慮する必要があり、現状では屋根の設置については考えておりません。

ただし、屋根に対して比較的設置しやすい待合用のベンチについても要望がありますことから、ベンチにつきましては、可能な場所から設置の検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） もろもろの建築上の縛りがあるということですね。分かりました。ベンチの設置はぜひ進めていただきたいと思います。

ただ、屋根がないところで待つ人たちを本当に大変そうだなと思って見かけておりますので、何か考えがあればというふうに思っております。予算との兼ね合いもあると思いますけれども、せっかくコミュニティバスを走らせているのですから、利用する方の命と健康を守れるバス停の整備もセットで考えるべきだと思っています。

続いての質問は、くいまーるに関するこことではありますけれども、別の方面からの要望がありましたので、申し上げたいと思います。

現在、毎週木曜日に、高齢者支援課の介護予防事業として、社協に委託されているぴしゃトレが高齢者に大変評判となっています。私も可能な限り参加をしていますけれども、毎週平均で約180名の方々が参加をしていると聞きます。3年半前くらいから始めたと思いますけれども、回を追うごとに参加者が増えています。町内に住む人は誰もが参加自由で、新規で参加する人は知り合いからの口コミが多いようです。その他、包括支援センターからの勧めや、民間のケアマネージャーから勧められてきたという人も多くいます。

前半の高負荷の部と後半の低負荷の部に分かれて、リハビリの専門家がトレーニングをしてくださいますが、それをやっただけの効果があるということで、町内の高齢者から壮年層の方たちに大変好評な取組となっています。今、町内の要介護が少しずつ減少していることは、こうした取組の成果でもあると思っています。最近では、県外からの視察見学、体験が多いことも、いかに他の自治体よりも進んだ取組をしているかということがうかがえると思います。

そうした中、このぴしゃトレに通う人は、特に後半、既に免許を返納している人や、体力などの関係で車に乗らない人も多く参加しています。必要な人は、社協のバスで送迎をしているようですけれども、現在、その枠が既にいっぱいとなり、依頼が来てもお断りをする状況にあると聞きました。

また、現在、車で来ている方も、近い将来、免許返納を考えている人もたくさんいらっしゃるようです。このようなすばらしい取組に、移動の問題で行けない人が出るのは、町としても避けたいところではないでしょうか。

⑥の質問をいたします。このぴしゃトレの開催日に合わせて、町の公共交通サービスを稼働させることはできないでしょうか、質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 毎週開催される介護予防の取組、ぴしゃトレに、毎週約180人が参加をしています。近い将来、免許返納を考えている人、周囲から参加を勧められているが、移動手段がないため行けない人などの話を聞きます。ぴしゃトレの開催日に合わせて、町の公共交通サービスを稼働させることはできないかとのご質問にお答えいたします。

町のコミュニティバス、くいまーるは、月曜日から土曜日まで毎日運行をしており、運転士の数も現在の路線以上の余裕はございませんので、通常の便以外に定期的に公共交通バスを運行させることは、現状では難しい状況でございます。

くいまーるは、町内全域を運行しており、ほとんどの公共施設の近くを通過しているため、ぴしゃトレに限らず、町の行事の開始・終了時間をくいまーるの運行時刻と調整し、くいまーるでも通えるように設定するなど、各課とも連携をしていければと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 特別な運行は難しいけれども、その間に合わせて連携しながら、今後考えていくということによろしいですね。

そういうニーズ調査とかも必要だと思いますけれども、町の介護予防の取組に、ほかの課が連携して協力していくことは必要なことだと思います。移動の問題は、この何十年間の間、車中心社会となり、そんな中、超高齢社会を迎えた今、極めて大切な問題になりつつあります。

メディアでは、しきりに高齢者の交通事故が多発していることが報道されていますが、しかし一方で、家族に勧められて免許の返納をしたら、とっさに不便になり、やることがなくなり、認知症になったり、体力が衰えるケースが数多くあると聞きます。高齢者が何歳になっても元気で生き生きと暮らし、自分の行きたいところに自分で行くことができ、いつまでもやりたいことができる地域にしていく必要があると思います。ぜひ、これらの事項に対して前向きに検討していただけるよう要望をいたしまして、事項1の質問を終わります。

続いて、事項2の質問です。

介護保険サービス事業所に対する支援策についての質問をいたします。

町内の複数の介護事業所より、食料費等の物価高で経営が困難になっているとの声が聞かれます。昨年度には、国から物価高騰対応重点支援地方交付金が交付されました。今年度は、国、県からの支援策はないのでしょうか、質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（杉下 知子君） 町内の介護施設より、食料費等の物価高で経営が困難になっているとの声が聞かれる。昨年度には、国から重点支援地方交付金が交付されたが、今年度は国、

県からの支援策はないのかについてお答えいたします。

今年度の重点支援地方交付金につきましては、関係各課で協議の上、物価高騰の影響を著しく受けている学校給食費の支援に充当しております。今後、追加交付があった場合には、介護施設等への支援も検討していきたいと考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） まだないけれども、今後追加があればということですね。よろしくお願ひいたします。

現在、私が関わらせていただいている介護事業所では、今年初旬、継続する食料費の高騰によって、入所する利用者の食事代を値上げせざるを得ない状況にあることを、利用者家族に会議の場で説明をし、私も同席をいたしました。利用者家族は心よく承諾してくださいましたけれども、説明する側もされる側も、内心は大変つらい心持ちであることを感じました。

この事業所では、そのことにとどまらず、ここ最近、最低賃金の値上げを含めた人件費の高騰の機運の中で、当然、人件費を上げざるを得なくなり、その経費もまた重くのしかかっている状況であることもお聞きしました。人材募集をかけても応募する人が少なく、しかし人材確保は必須であるため、給与額を上げざるを得ないというもろ刃のやいばともいえる実情を聞かされています。

さらに加えて、全国的な特徴でもありますけれども、入所されている方々の介護状態の重度化が進んでいるため、ますます職員の手が必要となっている現状も一方であるというお話を聞きました。

介護事業所は、国で定めた介護報酬の点数によって決められていますし、定員も決まっているため、大幅な収入の増加は見込めません。こうして経費ばかりが増加している状況です。この状況が続ければ、事業所の存続さえ危うくなる時期が来るのではないかと危惧をしております。

②の質問です。こうした状況に対する町としての何らかの支援策は考えられないのでしょうか、質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（杉下 知子君） 上記の内容に対する町独自の何らかの支援策は考えられないのかについてお答えいたします。

ご質問の物価高騰による経営状況の改善のため、事業所がやむを得ず食料費等の値上げを行っていることにつきまして、現在のところ町独自で支援策は検討しておりません。

昼食代等に関して、利用者の負担増を懸念し、長年値上げを見送ってきた事業者が多く、これまでも値上げに関して相談を受けておりました。今回、物価高騰が続く中で、町内のデイサービ

スにおいて、改定前が、昼食1食当たり350円を500円に、390円を550円など、幾つかの事業所がやむを得ず値上げに踏み切っております。利用者に対しては、重要事項説明書に基づき丁寧に説明し、了承を得ていると事業所には確認を取っております。

また、認知症の方が共同で生活するグループホームである認知症対応型共同生活介護サービスにおいても、町内の全ての事業所で、食費の日額を80円から100円増額しており、併せて、水光熱費の増額も行っております。

町独自ではございませんが、現在、食費・宿泊費について、一部減額を行う負担限度額の制度が行われていない認知症対応型共同生活介護サービス、グループホームにつきまして、非課税世帯の利用者に対して、食費・宿泊費等の一部助成を行う地域支援事業交付金を活用した事業を、第10期介護保険事業計画から行えないか協議を進めているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 現段階では考えていないけれども、新しい事業として検討するところもあるということですね。分かりました。

私なりに、全国の自治体で介護事業所に対する支援策を講じているところについて調べてみました。都道府県レベルで、千葉県が各市町村の高齢者施設に対する支援事業で、入所経費と施設当たり1万7,000円掛ける定員数とか、事業に応じて支援を行っています。町村レベルでは、秋田県東成瀬村が今年度8月末まで食料費支援として、入所施設で定員1名当たり5,000円、通所計で1名当たり1,650円を支給しているとのことです。

こうして町村レベルでも支援策を講じているところがありますので、ぜひとも検討を進めたいときたいと思います。そのことを要望いたしまして、③の質問に移ります。

このこともまた、介護事業所にとっては大変深刻な問題となっています。昨年、令和6年度より、介護事業形態の一つであります訪問介護事業の報酬が2%から3%引き下げられました。そのことによって、全国で1万2,900か所の事業所が赤字のおそれ直面し、訪問介護事業所が減少したり、一件もなくなってしまう町村が出てくるという事態が大変問題となっています。

現在、三股町内の訪問介護事業所におけるこの影響はないのでしょうか、質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（杉下 知子君） 介護事業所のうち、2024年度より訪問介護報酬の引下げが行われ、全国の市町村で訪問介護事業所の減少が問題になっている。現在、町内の介護事業所への影響はないのかについてお答えいたします。

訪問介護サービスの抱える問題は、報酬引下げ以前から、ヘルパーの不足及び高齢化が問題となっていました。それに加えての報酬引下げでしたので、事業所に与えたダメージは大きいもの

がありました。

町内の事業所で報酬引下げ以降、事業を廃止した訪問介護サービス事業所はありませんが、利用者の減少、ヘルパーの高齢化等で大幅な稼働率減少により、経営悪化状態であり、経営人の報酬の減額や賃金の引下げを行っている事業所もあります。事業廃止を検討せざるを得ないといった声も届いております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） なくなっているところはないけれども、影響はあるということですね。本当に今まで何とか維持をしてきた事業所も、こうした報酬の引下げとか、あとヘルパー不足もよく聞いております。そうやって痛手を被っているところは多いと思います。

事業所が痛手を被ることは、イコール利用者にしわ寄せがいく結果となります。訪問介護のほとんどは車で移動します。当然、事業所から離れた地域への移動は燃料費が多くかかります。燃料費も以前より高騰しており、加えてこの報酬引下げとなると、今までぎりぎりでやっていたところは、さっきのヘルパーも含めてトリプルの痛手となって、経営が立ち行かなくなる、そうした事態が今起きているのだと思います。

今言ったように介護人材も不足しておりますし、様々な要因が一気に押し寄せている状況に対して、ぜひ行政がてこ入れをする必要があると思います。

④の質問です。町独自で訪問介護報酬引下げ分の補填など、何らかの救済策は考えられないのでしょうか、質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（杉下 知子君） 町独自で介護事業所に対する訪問介護報酬引下げ分の補填など、救済策は考えられないのかについてお答えいたします。

今後の報酬改定も見据えて、現在のところ、町独自の訪問介護サービスに対する報酬の差額分の補填は考えておりません。

先ほどの答弁のとおり、訪問介護サービスにつきましては、人材不足が顕著で経営資源に制約があるため、国、県の事業として、人材確保体制構築支援及び経営改善支援の補助が行われております。安定的かつ継続的な介護サービスの提供、物価高騰への対応、介護人材の処遇改善を確実に進めていく上では、介護報酬の引上げが不可欠であり、令和9年度の報酬改定に向けて、機会を捉えて国、県等に要望を行っていきたいと考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） おっしゃるように、人材不足とかで大変な訪問介護報酬引下げと

いうところに対して要望をこれからしていくということですね。よろしくお願ひいたします。

ほかの各自治体で支援策が講じられているところについて、少しご紹介をいたします。ちょっとこれはお金持ち自治体なので、比較するのも心苦しいのですが、東京都品川区は、引下げ分の給付を今年10月から開始し、令和10年度末まで行うという決定をし、3,930万円を投入することです。

もう一つ、市町村レベルですが、新潟県村上市では、市の面積が広いことを考慮し、昨年度から燃料費の補助として、車1台当たり月々3,000円の支援を実施しているそうです。また、この支援策は、長期的支援として3年間を予定しているということでした。

こうした支援策については、我が町でも参考になるケースではないかと考えております。介護保険料の徴収はしっかりと行われています。しかしこのままの状態だと、介護サービスを利用する必要があるにもかかわらず、介護事業所がサービス提供を十分にできなかったり、サービス提供事業所そのものがなくなってしまうということに陥る可能性もあると思います。そうなりますと、介護保険システムを持続させることは困難です。ぜひ、介護保険サービス事業所に対する何らかの支援策を考えいただきたいと思います。

先ほどの質問事項を含めまして、せめてこの状況を踏まえての支援策を国や県に要望するなど、何らかの取組が必要ではないかと考えます。先ほど国、県に対する要望をとおっしゃっていましたが、ぜひともよろしくお願ひいたします。そのことを強く要望いたしまして、事項2の質問を終わります。

では、最後、事項3の質問に移ります。災害時避難所のトイレ設置に関してです。

今年8月18日付の宮日新聞にて、避難所の準備状況に関するアンケートの結果についての記事が掲載されました。ご覧になった方もいらっしゃると思います。その中で、県内の63%の自治体が避難所トイレの設置数が政府の基準、つまり50人に1基、これを満たしていないことが判明したと書かれていました。三股町については何も書かれていませんでしたけれども、町はどのような状況なのか質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 8月18日付新聞記事にて、避難所の準備状況に関するアンケート結果で、県内の63%の自治体がトイレの設置数が政府の基準50人に1基に満たしていないことが判明しました。我が町の状況はとのご質問にお答えいたします。

ご質問の新聞記事につきましては、共同通信者が全国の市町村に6月から7月に実施いたしました避難所の準備状況に関するアンケートでございます。設問の中で、トイレ数について、全国では49%の自治体が政府が指針で示す基準を満たしていないと回答しているところでござります。本県では24市町村が回答し、基準を満たしているのは、本町を含む8自治体であります、

63%に当たる15自治体が満たしていないと回答しており、全国平均より14ポイント高い状況というところでございました。

内閣府防災担当は、昨年12月、自治体向けの避難所運営指針を改定し、被災者の権利保護をうたう国際基準、スフィア基準といいます、これを新たに取り入れ、1人当たり最低3.5平方メートルの占有スペースと、災害発生初期段階で50人につき1基のトイレを用意するよう明記いたしました。

本町では、避難所確保に当たり、地震・津波被害想定における初期段階の最大想定避難者数を3,600人と想定しています。トイレの確保数といたしましては72基、内訳としまして、避難所施設59基、マンホールトイレ5基、災害協定により確保分8基を含むとしているところであります、国際基準、スフィア基準を満たしていると考えております。これによりまして、混雑を避け利用しやすい環境を提供することが可能であると考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） すいません、その内訳ですけれども、59基というのは携帯トイレですか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） ご質問の施設59基につきましては、避難所の個室トイレの数でございます。災害時にはその個室トイレの洋式トイレ等を簡易のトイレと併せて使用していきます。基数として59基は、避難所の個室トイレの数でございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 分かりました。

先日お話したときには、携帯型トイレ等々の話を伺ったのですけれども、ごめんなさい、もう一回質問いたします。申し訳ないです。

○議長（指宿 秋廣君） もう一回繰り返して。

○議員（3番 上西 雅子君） 個室トイレが59基ということなんでしょうか。携帯トイレと合わせるとどのぐらいとかということは、何か資料はないんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 携帯トイレのご質問についてで、簡易トイレ……。

○議長（指宿 秋廣君） 休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時42分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 言い方が分かりにくくて申し訳ございませんでした。災害時用のトイレの具体的な内訳を教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 個室と携帯ということや。

○議員（3番 上西 雅子君） 大丈夫です。もう分からなかったら大丈夫です。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長、分かっている範囲内でいいから答えて。いいですか。大丈夫ですか。総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 施設59基等のトイレを活用しまして、携帯トイレを使用することを想定しております。その備蓄数といたしましては、便座利用型簡易トイレ、2万1,600回分の備蓄もございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 分かりました。

私が三股町内で備蓄しているトイレが携帯型トイレというふうに思っておりましたが、個室のトイレ59基ということですね。そしたら、大変しっかりと備えていることを感じました。

携帯型トイレというふうに思っておりましたので、携帯型トイレは初期段階では有効ですけれども、後のごみ収集が課題になるというふうに新聞記事には書かれてありました。なので、前回の私が一般質問いたしましたトイレカーとの併用など、時間の経過や地域事情に応じた組み合わせで、切れ目なくトイレ環境を整えることが必要というふうに書かれてありました。

前回、一般質問いたしましたトイレカーについても、前向きに検討するという答弁をいただきました。6月にお配りしました助けあいジャパン、みんな元気になるトイレについては、自分たちの行政区の住民のためだけにあるのではなく、互いの行政区が助け合えるような仕立てになっています。

一たび南海トラフ地震が起きたとき、想定では宮崎県の海沿いの市町村に津波が押し寄せ、行政機能が滞る可能性があると言われています。もしくは日向灘で発生した地震が内陸にのみ被害をもたらしたこと、過去にはあったということです。いつ何どき、どこに被害が起きるか分かりません。そのために、災害の備えは各自治体との協力関係を図ることが必須と考えます。

最後の質問をいたします。前回質問いたしましたトイレカーを購入して、各自治体との協力関係を図るべきだと考えますが、そのことについて意見を聞かせてください。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 前回質問しましたトイレカーを購入し、各自治体との協力関係を図るべきと考える。そのことについて町の見解はとのご質問にお答えいたします。

前定例会でご質問の災害時以外でも活用できる移動式トイレ、トイレカーの整備につきましては、購入の緊急性や費用及び維持管理等を含め、現在のところ計画はしていないところでございます。

なお、内閣府から、新しい地域経済・生活環境創生交付金地域防災緊急整備型が創設されているところでございますが、この件につきまして、県の危機管理課等にも確認したところでございますが、現在、本年度以降のこの交付金の案内がないところでございます。本町としましては、今後、この交付金を活用することについて、引き続き情報収集し、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 交付金の使い道に関して、今後、トイレカーも含めて前向きに検討していただけるということですね。

先ほど申し上げました新聞記事の関連記事ではこう書かれています。「大規模災害が起きたたび、被災者はトイレの不足に苦しんできた。平時には当たり前と思える存在が、一たび失われれば体調は悪化し、災害関連死の引き金ともなる」と書かれ、トイレがいかに重要であるのかが述べられていました。

南海トラフ大地震を想定しながら、我が町だけでなく、周辺自治体との連携強化も視野に入れながら、ぜひ防災対策を進めていっていただきたいと考えます。

そのことを申し述べまして、私からの一般質問を終わります。

---

○議長（指宿 秋廣君） これより、昼食のため13時30分まで本会議を休憩します。

午前11時47分休憩

---

午後1時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

傍聴者の方々への配慮としまして、それぞれの議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問時間を質問、答弁合わせて50分以内とすることをお願いいたします。

また、50分を超えた残りの質問部分については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができるとしておりますので、ご協力を願いいたします。

発言順位3番、堀内和義君。

[6番 堀内 和義君 登壇]

○議員（6番 堀内 和義君） こんにちは。発言順位3番、堀内和義です。通告に従い質問していきたいと思います。

まず、質問事項1、防災機能を備えた多目的施設としての蓼池自治公民館・児童館の建設について質問をいたします。

蓼池地区は、都城市、高城町、山之口町と隣接し、世帯戸数も多く、広範囲に住宅が点在し、工業区域もあり、多数の企業が進出をいたしております。蓼池児童館は昭和46年に建築され、既に54年が経過しており、老朽化が進んでおります。南海トラフ巨大地震の発生する確率も高くなっています。防災機能を備えた多目的施設として、蓼池自治公民館・児童館建設はできないかお伺いいたします。

あとは質問席から行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

[町長 木佐貫 辰生君 登壇]

○町長（木佐貫 辰生君） 防災機能を備えた多目的施設、蓼池自治公民館・児童館の建築についてということで、蓼池児童館は昭和46年に建築され、54年経過しており、老朽化している。防災機能を備えた多目的施設、公民館・児童館の建築はできないかとのご質問にお答えいたします。

町は、児童館の老朽化への対応として、今後も放課後児童クラブを運営する必要がある施設については、三股町公共施設等総合管理計画及び同公共施設個別計画に基づきまして、大規模改修や建て替えを進めてまいります。

ご質問の防災機能を備えた多目的施設の建築については、蓼池放課後児童クラブの移転、第1次避難所である6地区分館との役割の見直しなどの検討が必要であります。地区座談会でのご意見等を踏まえまして、地域の現状を把握し、事業の必要性の協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

なお、耐用年数についてもお答えしてよろしいでしょうか。

木造の耐用年数につきましては、一般社団法人日本建築学会が示している建築物全体の望ましい目標耐用年数は30年というふうにしております。蓼池児童館は、旧耐震基準で建築しました施設であり、南海トラフ巨大地震、本町の場合は最大震度6強に対応できる耐震構造であるかは、耐震診断をしておりませんので不明でありますが、大変厳しいというふうに認識しているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） ただいま耐用年数についても、町長のほうで答えていただきまして、そこも質問に入っていたんですけども、ここは省略いたします。

そういうことで、木造の児童館については耐用年数が30年ということで、耐用年数が過ぎたからすぐに使用できないことはありませんし、壊れることもないんですけども、定期的にメンテナンスをすれば十分使えます。しかし、もう54年経過しているわけですから、耐用年数が過ぎて24年経過ということになります。町内の児童館もほとんどは同年代に建築されたものが多く、耐用年数を過ぎた施設が多いのではないかというふうに思っております。

やはり今、今年度、東原児童館も廃止しましたけれども、放課後児童クラブも民営化が進んでおります。そういうことで、やはり児童数もどんどん減ってくるんじゃないかというふうに考えておりますので、そこあたりも民営化できるところは民営化しながら、やはり中長期的な計画を持って建て替えを検討していただきたいなというふうに思っております。

それと、南海トラフ巨大地震に対応できる耐震化基準の建物はどうかなということであったんですが、これも町長のほうから、旧耐震化で建築されているということで、新耐震化基準ではないということで、やはりそういうことで新しい耐震化基準でつくっていただきたいと思うんですが、この新耐震化基準はいつ施行されたんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 新耐震化基準の基準は、昭和56年の前か後かということになってると思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 児童館については、昭和46年に建築されていますので、当然、新耐震化基準はないですよね。ここで、耐震化の調査はされたのかどうなのかお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 今、ご質問の児童館については、耐震化の診断等は行っていないところであります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 一般住宅については、柱やはりは多く使っておりますし、壁もしつかりしていますので強度もあると思います。しかしながら、児童館、公民館等になりますと、大広場がありますので、空間が広いということで、強度がないかもしれません。

専門家ではありませんので詳しいことは分かりませんが、公共施設でありますので、ちゃんと調査をして、耐用年数も考慮しながら、新耐震化基準に適用するような建物にする必要があるん

じやないかなというふうに思っております。しかし、財源の問題もありますので、一挙には改善はできないと思いますので、中長期計画の中で十分検討していただきたいなというふうに思っております。

次に、蓼池児童館は公民館と併用いたしております。当然、午後からは放課後児童クラブが使用します。特に夏休み、冬休みは、放課後児童クラブと一般の児童も利用しますので、朝から多いときは25人ぐらい集まるそうです。当然、昼間の時間帯は自治公民館が自由に使えず、不便を来している状況もあります。そのため、地区民からのクレームも多く、公民館長、また蓼池は公民館建設委員会もつくっているんですけれども、その委員会からも、やはり自由に利用できる施設の要望書の提出があったと思います。

7月の地区別座談会でも、公民館長が公民館建設を熱望しておりましたけれども、歴代の館長からは、必ずと言っていいほどクレーム、要望が出ます。町内のほとんどの公共施設が、役場を中心とした中央部に集中をいたしており、川南と比較しますと、川北は遅れています。公共下水道も6地区はしないというふうに決定しておりますが、同じ町民であるのに不公平感があり、不満が出ております。

蓼池は、世帯戸数も多いし工業団地もあります。土地、建物の固定資産の税収も多く、町に対する貢献度は高いんじゃないかなというふうに思っております。極端な話になると、都城市と合併してほしいよなという意見も出ております。

要望書を含め、今後の対応についてはどのように考えているのか、できれば町長の考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） ②番でよかったです。

児童館と自治公民館が併用しており、午後からは放課後児童クラブが使用するため、自治公民館が自由に使えず不便を来している状況で、地区住民からのクレームが多く、自由に利用できる施設の要望に対する考え方についてお答えいたします。

先日、提出されました要望書につきましても、役場内で情報を共有しているところでございます。

町では、平成4年4月の自治公民館制度開始以降、その活動拠点として、行政財産である施設をご利用いただいている自治公民館があります。蓼池児童館もその例で、現在では、町が放課後児童クラブを開設しながら、一方、自治公民館としてもご利用いただいている状況であります。町は、放課後児童クラブの運営方針として民間委託を推進し、直営は利用児童数の減少に併せて、統廃合を進めることとしております。

現在、勝岡小学校区には、民間運営クラブが1か所、直営クラブが2か所あります。直営の蓼

池と前日は、定員40人に対し利用児童数は13人と12人であり、定員割れが顕著であるため、今後、統廃合を進めます。

民間クラブの受け入れ可能状況によりますが、学校と3つの児童クラブの位置関係を見ますと、前日児童クラブは残さなければならず、蓼池児童クラブを統合するのが望ましいと考えております。今後は、児童館運営委員会で統廃合案を協議した上で、蓼池児童クラブ利用児童の保護者にご理解を得る説明を行ってまいります。

これを踏まえ、蓼池児童館は休止となり、施設の運営経費等は自治公民館でご負担いただくことになりますが、地域住民が自由に利用できる施設となってまいります。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 児童クラブを廃止すれば、公民館ということで自由に使えるんですけども、ただ、言ったように耐用年数も過ぎていますし、経過年数も過ぎているということで、やはり今の現状ではちょっと不便なのかなということで、次に入るんですけども、蓼池は、先ほど言いましたように都城市、高城町、山之口町と隣接しております、東西3.3キロ、南北1.5キロと広範囲に住宅が点在しております、世帯戸数も960戸と非常に多いです。人口の割には公民館機能としては狭いような感じです。今後も住宅建築は増える見込みでもあります。

地域性もあると思いますけども、蓼池自治公民館は行事も非常に多いと。そして、民主団体も活発で、公民館を利用する機会も多くなります。世帯戸数が多いわけですから、それなりの公民館面積も必要となってきます。世帯戸数、人口等に対応した施設はできないのかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 議員よりご質問のありました蓼池地区における地域拠点施設の整備につきまして、教育委員会としての見解を申し上げます。

まず、議員ご指摘のとおり、蓼池地区は町内でも最大規模の集落でありながら、地域活動の拠点となる専用施設を有していない状況は、教育委員会といたしましても、懸案事項として認識いたしております。

現在、公民館活動につきましては、蓼池児童館を借用して実施されておりますが、同施設は老朽化が進行しており、地域住民の皆様の安心・安全な活動環境の確保という観点からも、その対応が求められていると考えております。このような背景を踏まえ、蓼池自治公民館からの要望書及び議員からのご質問を受けまして、今後、関係課と連携を図り検討してまいりたいと存じます。

なお、世帯戸数、人口等による公民館面積の基準はないかという趣旨の質問もございますが、それにつきましては、特に基準は設けてございません。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 世帯戸数、人口等による面積の基準はないということなんですが、先般の地区別座談会の中でも、三原自治公民館長も要望しておりましたけども、三原公民館も世帯戸数の割には狭いです。建築した当時は三原も世帯戸数が少なかったんですけども、新興住宅地ということで戸数も急増いたしております。やはり町内としては、西高東低ですか、他の地区においても同様の傾向があるのではないかと思っております。

今後、基準はないということなんですが、建て替え予定のある公民館等については、やはり地域の事情なり世帯戸数、人口等に考慮した建物を検討していただきたいなというふうに思っているところでございます。

次に、南海トラフ巨大地震は、今後30年以内に発生する確率が約80%に引き上げられております。地震の予測には不確実性があるものの、いつ地震が起きてもおかしくない状況でもあります。発生すれば甚大な被害をもたらす可能性があるため、防災意識を高め、日頃から備える必要があると言われております。

今年度、蓼池自治公民館も自主防災組織を立ち上げ、公民館総会でも地域防災に向けて取り組む体制を確立したところでございます。蓼池はもともと池であり、水田についてはほとんどが湿田で地盤の弱い場所もあります。特に振興住宅の多い大原は湿田を造成して宅地化していますので、地盤が弱く低地土もあり、大雨のときは冠水をいたします。大きな地震が発生した場合には、液状化現象の起きる可能性もあると言われております。

6地区避難所としては、6地区分館がありますが、先ほど言いましたけれども、蓼池は広範囲で分館までは遠いです。地区内の高齢化も進んでおりまして、身近な避難所としての施設が必要でございます。東部地域には長田に防災センターがございます。北部地域の防災拠点として、防災センターを建築する考えはないかお伺いをいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 南海トラフ巨大地震の発生する確率も高くなっています。避難所としては6地区分館までは遠く、地区内の高齢化も進んでおり、身近な避難所としての施設が必要である。公民館を防災センターとして建築する考えはないかとのご質問にお答えいたします。

三股町地域防災計画の第2編第2章風水害予防対策第12節に、避難収容施設と指定避難道路が示されております。第6地区では、1次避難所に第6地区分館、2次避難所に勝岡小学校体育館と蓼池児童館、3次避難所として殿岡生活改善センターの合計4か所が避難所として指定しております。

避難所開設時期につきましては、1次避難所から順次開設していくますが、2次、3次避難所

の開設につきましては、2つの状況等で開設を判断していきます。1つ目は、避難者が多数になり1次避難所のみでは収容できない状況のとき、2つ目は、避難者が多数になると予測されるとき及び避難者が多数になり、地区内の避難所での収容が困難となり、開設が必要と判断されるときと規定しております。

議員ご指摘の第6地区の指定1次避難所の第6地区分館までの距離等を考慮しますと、蓼池児童館を防災センターとして建築することは、地域の防災対策として非常に有益なことであると考えます。児童館を防災センターとして改築する場合、先ほど町長の答弁にもございましたように、まず計画の見直しが必要であります。

地区座談会でのご意見等を踏まえまして、地域の現状を把握し、事業の必要性の検討を行ってまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） ありがとうございます。

私は、熊本地震、それと九州北部豪雨災害のときに、ボランティアとして七、八回参加しましたけれども、やはり被災初期については、地域内での自助、共助が非常に大事であります。隣近所の手助けで救われた命もあると聞いております。やはり避難所まで歩いていける、炊き出しもできる場所となりますと、一番身近にあります集落の公民館です。困ったときほど、住民同士のコミュニケーションが取れる場所も公民館なのかと痛感をいたしております。

ちょっと話は変わりますけども、単身女性の女性の方から相談なんですけれども、台風のときに自宅で1人で夜を過ごすのは怖くて眠れない。寂しいから公民館を開放してほしいとの意見が出ております。台風は地震と違い事前に予報が出ますので、避難準備ができます。夜になる前に食事の準備をして、顔見知りの数人が集まり、一緒に食事をしながら宿泊すれば心強いし、怖い思いをすることもありません。

今後も、高齢化は進み、単身世帯は増える見込みでございます。公民館を防災センターとして開放してもよいのではないかなどというふうに思っていますけど、これについてはいかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） もうちょっと踏み込んで言わないと、ぼうっとして誰が答えていいか分からん。

○議員（6番 堀内 和義君） 今、児童館、公民館併用なんんですけども、6地区分館があって、そこが避難所なんですけども、現状の中でそういう話が出ているということなんです。やはり近くにあれば行きやすいなど。やはり年配の女性の方が独り暮らしが結構いらっしゃるんです。そういうことで、児童館、公民館が開放できんかなということでしたので、また将来については、

そういう防災センターも今後計画ということなんですけども、その間の間の中でできないのかなということです。これでお分かりですか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 蓼池児童館での避難所開設ということのご質問でよろしかったでしょうか。

議員のほうから先ほど、蓼池地区自主防災組織も設立されたということでございましたので、ほかの地区でも、自主防災組織が自主避難所として児童館等を利用して、避難所を開設しているところもございますので、そういった開設の仕方もあるかと思いますので、また地元の自主防災組織のほうでも、自主避難所の開設についてのご検討等をしていただければというふうに考えております。

なお、その際は、非常食等の食料等につきましては、必要数を役場のほうからそちらの避難所までお送りしたりとか、配達という言い方はあれですけど、そういうこともいたしておりますので、ご検討をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） ありがとうございます。やはり夜1人じや寂しいですよね。風がごうごう鳴れば非常に寂しいという意見がありましたので、そういうような対応ができれば、ぜひ対応していただきたいなというふうに思っております。

公民館、児童館、防災センターとしての多目的施設についての早期建築をお願いして、次の質問に入ります。

質問事項2番目の町道勝岡蓼池線の歩道整備について質問をいたします。

町道勝岡蓼池線は主要道路となっており、高城に通ずる道路でもあり、交通量の多い路線でもあります。桜木、穂満坊に工業団地ができてからはさらに交通量が多くなり、大型車の通行も目立つようになってきています。

別紙の参考資料を見ていただきたいと思いますが、①は、勝岡蓼池線の蓼池児童館の出入口付近です。歩道はグリーンベルトが引いてありますけども、幅が150センチくらいしかありません。出入口から国道269号に向かう40メートル先と、それから反対に高城に向かう60メートル先はカーブとなっております。車が少しスピードを上げていると直前まで分からぬときがありまして、非常に危険な場所でもあります。

②は、夕方の交通量なんですけども、時間帯においては、国道269号線から児童館を過ぎて高城方面まで約200メートル以上、交通渋滞が続きます。ちょうど横断歩道もありまして、児童館から出るときは両サイドのカーブと桜の大木で見通しが悪く危ないです。歩道を歩いている

ときや自転車に乗っているときに大型車が通過すると風圧がかかり、ふらついて危険でもございます。

児童館に面する道路は約60メートル程度ですので、より安全な縁石のある歩道整備はできないかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 町道勝岡蓼池線は主要道路となっており、交通量が多く、蓼池児童館前は歩道も整備されていなく危険である。縁石のある歩道整備はできないかの質問にお答えいたします。

町道勝岡蓼池線は、三股町内を南北につなぐ幹線道路であり、物流や経済、地域間交流等を支援する大変重要な道路であります。また、勝岡小学校の通学路としての位置づけもあることから、県道12号都城東環状線から国道269号との交差点の北約90メートルまでは歩道を整備しております。そこから蓼池児童館に至るまでの区間は、歩道幅の確保が困難な状況となっているため、路肩にグリーンベルトを設置することにより、車両運転者への注意喚起を行っているところであります。

町では、警察を含め道路や教育、福祉等の関係機関が合同で行う通学路危険箇所点検の結果に基づき、現在、3路線において通学路環境整備事業を実施し、歩行空間の確保による交通安全を推進しておりますが、蓼池児童館前については、危険箇所点検の対象箇所となっておりませんので、まずは、関係機関と現場確認を踏まえて協議し、歩行者の安全確保のため、今後の対策について検討してまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） やはり、大型車が結構通るんです。もう夕方はずっと渋滞するもんだから、児童館から出るときも非常に大変なんです。先ほど周りの写真なんですけども、これから後ろまでずっと行きますので、ちょうど横断歩道もあるんですけども非常に危ないです。ですから、ここも何らかの対策をしていかないと、確かに人家がずっと詰まっています。

ですから厳しいんですけども、その中で、次の質問なんんですけども、道路拡張はできないかなということで、児童館敷地はもともと蓼池の所有地だったんですけども、児童館建設時に町に提供しており、現在は町有地であります。道路を拡張するにしても、土地買収の必要はございません。桜の木を数本切ればよくて、木を切れば児童館出入口の見通しもよくなります。やはり歩行者の安全確保は急務ですので、早急な道路拡張と歩道整備はできないか、再度お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 児童館敷地は町有地で土地買収の心配もない。早急な道路拡張

と歩道整備はできないかのご質問についてお答えいたします。

勝岡蓼池線の国道269号交差点から北側については、これまで平成10年頃に路肩拡幅を行っており、その際に児童館前についても路肩を拡幅しているようです。また、平成15年度頃にもさらに用地買収を行っており、歩道を設置している経緯がございます。その際に、児童館に至る区間まで歩道を設置しなかった理由等については確認できておりませんけれども、まずは関係機関と現場確認を行って、対応について検討してまいります。

当区間に歩道を設置するとした場合は、議員のご説明にありましたように、歩道設置に必要な用地は児童館敷地であるため用地買収の問題はないと思いますが、工事には測量設計が伴い、また支障となる電柱、その他関連施設、防球ネットの支柱や記念樹、記念碑などの移転等について検討する必要もありますので、時期的なものを含めて計画的に進めてまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 確かにいろいろなものがありますし、桜の木も七、八本ありますかね。その中で入り口の北側の3本は、確かにこれは記念樹です。平成10年度の公民館三役と支部長16名で、11年3月に寄贈、植樹されております。植樹後25年たったということで、非常に大きくなっていますので、先ほど言いましたように見通しが非常に悪いということですので、当然、伐採するについては、記念樹ですから同意が必要だと思います。ですけども、やはり地域内の問題ですので、歩行者の安全確保が大事であります。当然そうなりますと同意は取れるんじゃないかなというふうには思っております。

ただ、言ったように、鉄塔なり網、これはもう何らかの対策で除去していって、安全確保、これが第一でございます。そのためにはやはり道路拡張しかないんです。今の状況では縁石は造れませんので道路拡張。これを児童館に面する道路が約60メーターぐらいですので、これはもうやろうと思えば可能だと思うんです。さっき言ったように予算はかかるけど、もう何が大事なのかということであれば、優先順位を決めていただきたいなというふうに考えております。

今回は、蓼池地区に限定した防災機能を備えた多目的施設の建築、児童館前の歩道整備ということで質問したわけですけども、やはり蓼池は、町中心部から離れ北の外れに位置しております、十分な施設が少ないとの不満が出ているのは事実でございます。やはり直視していただきて、十分検討をしていただきたいというふうに思っております。

最後に、町長から総括してコメントをお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今回、蓼池児童館の在り方について今後の在り方についてご質問いただきました。

まず、放課後児童クラブに対する町の方針ということで、先ほど福祉課長が答弁しましたように、民間委託を推進しておりますと、蓼池児童館での放課後児童クラブで預かる児童数も少なくなっているということから、6地区方面は、民間と前日児童館で賄えないかというふうに考えています。そういうことで、2か所で賄う整理がつけば、蓼池児童館を廃止しまして、建物の老朽化も進んでおることから、現地にて防災機能を備えた蓼池集落館か蓼池コミュニティセンターとして改築することも検討したいなというふうに考えます。

これは先ほど福祉課、教育委員会、総務課からそれぞれの立場で考え方を示されておりで、各部署とも施設の必要性については前向きに考えていましたので、それを踏まえて取組につきましては、今後、3か年事業計画事務事業を検討する事務事業評価幹事会というのがございまして、そちらのほうに提案をし、検討していただきたいなというふうに思います。そのために、地元公民館と連携、協力し合いながら、今後、この蓼池児童館の敷地全体的な在り方を検討させていただければというふうに思います。

そういう中でありました歩道整備につきましても、今後検討される建物の施設配置、それとの関連が非常にありますので、一体的に検討する必要があるのかなというふうに思います。議員の指摘、そして地区の思いというのは十分受け止めておりますので、いろいろと町のほうでも検討させていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） ありがとうございました。やはり地区民の思いを十分酌んでいただいて、早期に実現できますようによろしくお願いを申し上げまして、以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

---

○議長（指宿 秋廣君） これより、14時30分まで会議を休憩します。

午後2時13分休憩

---

午後2時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位4番、堀内義郎議員。

〔9番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（9番 堀内 義郎君） 皆さん、こんにちは。発言順位4番、堀内義郎です。今回の質問においては、主に農業についてになります。

昨年より米の価格が上がり続けていますが、それを受け、政府は米の増産に向けて動き出し

ました。生産抑制によって価格を安定させる施策から、ほぼ半世紀ぶりに転換するということです。1970年代から減反による生産調整を続け、価格を維持する施策を取ってきて、米余りの時代が長かったが、農村の人口減少や高齢化で様相が一変したということです。

このことを踏まえ、米を作るなではなく、農業者が増産に前向きに取り組める支援に転換するということであり、しかしながら、増産を軌道に乗せるには多くの課題があると言われております。町内の農家の皆さんにおいても、主食や販売として米を作っている農家がたくさんいらっしゃいますけども、高齢化や後継者不足など多くの課題があり、さらに近年の物価高騰による肥料、飼料、資材など、今までにない高い価格が続いており、農業従事者全体の大きな負担となっております。

これらの諸課題を踏まえながら、土地改良として、農道の整備や用水・排水路等、水の管理など農業施設の維持管理に努めていますけども、農家の生産性向上や環境の保全を進めるため、定期的に機能点検を実施し、地域の要望などで日々取り組んでいるところでございます。

今回の質問については、早速要望を受け、8月上旬にも、土地改良樺山地域自然保全会のほうで米を作つておられる農家の皆さんから相談を受けました。早速、現地視察の確認を行つたところでございます。草刈りなどの管理についての相談であり、沖水川の樺山大橋、宮村樺山線広域農道の橋になりますけど、この橋の西側の下流は、河岸に芝生広場が広がつており、草刈りなどの管理が行き届いていますけれども、上流側、東側の細目川に至つては、ほとんど管理がなされていない状況であります。

そのため、河岸沿いの農道につる状の雑草が侵入して、管理が大変であるとのことを聞きました。杉木水流・車場地域で耕作されているおられる農家さんにとって、細目川河岸からの雑草の侵入を避けるため、私道を自ら造り通行しているところもあります。毎回毎回、河岸からのつる状の雑草の草刈りに追われ、高齢化もあり管理ができない、何かよい方法はないかとの相談でございました。

今回の質問について、米の増産に向けて少しでも農業生産基盤の整備を図り、生産性の向上により農家の皆さんの意欲向上になるように取り組むべきだと思います。細かい要望や既に実施された箇所もありますけども、一つ一つお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

最初に、細目川河岸の草刈りについてになりますけども、細目地区の杉木水流・車場地域の農道に、細目川の右岸河川敷から雑草が侵入し通行の妨げとなる。定期的に草刈りができないのかお聞きいたします。

あの質問は、質問席によって行いますので、よろしくお願ひします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 細目地区の杉木水流・車場地域の農道に、細目川の右岸河川敷からの雑草が侵入し通行の妨げとなる。定期的に草刈りができるのかとのご質問にお答えいたします。

ご指摘の当該箇所の農道につきましては、河川敷地内ということで、県河川管理者の管轄となっております。町の対応としましては、8月5日に、樺山土地改良区から同様の要望がございましたので、農業振興課の担当職員2人が現地を確認し、河川管理者であります都城土木事務所に草刈りの要望を行ったところでございます。

都城土木事務所からの回答といたしましては、県が実施している河川パートナーシップ事業、いわゆる地元団体などへの草刈り助成事業の活用を検討されてはどうかとの提案がありましたので、そのことを農業振興課より樺山土地改良区にお伝えしたところでございます。

また、農道の維持管理ということでは、国、県、町で助成しております多面的機能支払い交付金の活用が考えられますので、活用団体において、多面的活動の一環として、定期的な草刈りの実施をお願いしたいというふうに考えております。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） まず、今回資料を提示しました。1ページになりますけども、細目川河岸の草刈りについてということで、現地確認したんですけども、写真にもありますが、写真の右側が細目川の河岸のほうになります。中央が細目川からつる状の雑草が伸びて、左側がちょっと見づらいんですけども農道が入っている。そこにどんどん侵入してきて草刈りがもう大変だということで、先ほどもありましたけども、樺山の土地改良区保全会としては、この河岸からの草刈りについては、地元の保全会の予算で毎年行っています。何どきは除草剤を振ったり、あるいは業者に頼んで管理しているんですけども、それでも毎年毎年、夏になると侵入してきて、農道を塞いでしまうということありました。

この近くで作っている農家の皆さんには、この農道がちょっと通りづらいものですから、この写真のずっと左側にあるんですが、そのところに自分で農道を造って迂回路を造っているんですけども、その管理もちょっとままならない、高齢のためということで、この農道、今使っている農道をどうにかしてほしいということで、先ほども言いましたけど、土地改良としても管理しているんですけども、その繰り返し、土地改良も予算があるんですけども、刈っても刈っても細目川のほうから草が伸びてくるので、そういう状況を土木事務所でどうか、このほうにぜひ現状を伝えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 今の議員からのご提案なんですけれども、実際、この前も現地を見させていただいて、その後もすぐ土木事務所のほうには、そういう草刈りの要望をしたとこ

ろでございます。先ほど町長が答弁いたしましたとおりなんですかけれども、そうしたところ、土木事務所からは、県のほうでも河川パートナーシップ事業ということで、いわゆる地元の方々に草刈り作業、河川の管理用通路部分の補修等を、自治会とかそういう団体の方々にしていただいたときに、奨励金を支給するという事業を行っていますので、経費的な面に関してはこの事業を活用されて、草刈りを地元の保全会とか土地改良で、そういうところの費用も使って、草刈りとかを定期的にまたしていただいてもいいのかなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 樽山土地改良区としては、交付金を700万ぐらい頂いておるんですけど、その範囲内で一応維持管理はしているんですけども、そのほかに土木事務所のほうからも助成があるということでよろしいんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） この河川パートナーシップ事業という事業がございますので、これについて、また土木事務所等にこの事業を活用していきたいということを、また土木事務所のほうに土地改良とかからまた申請していただくとか、そういうところで、これを活用していくだければなというふうには思っています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 申請ができれば、そのようにしていきたいと思いますけど、この河川敷の中のほうにちょっといろいろ雑草が生えておりまして、イノシシとか野生動物のすみかになっているような状況で、それが隣の水田なんかに被害を及ぼすような状況でございますので、そういったことも含めてお伝えできればいいかと思います。

次の質問になります。

次の質問になりますけども、先ほどもお話ししましたけども、梶山大橋の西側において散歩される方が多いのですけども、河岸沿いの芝生広場の利用が多いということもあり、管理が行き届いていると見受けられますが、逆の東側については、細目川の石坂、井手口地域ですか、農道において、この前確認したんですけども、農道の中央に草が茂っておりまして、実際トラックで走ってみてもどうにか通ることができました。先週確認したんですが、一応、刈られてあったということでありますけども、一応通告してありますので、答弁願いたいと思います。

石坂、井手口地域（細目川左岸沿い）農道の草刈りはできないかどうかお願ひいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 石坂、井手口地域（細目川左岸沿い）農道の草刈りはできない

かについてお答えいたします。

当該箇所の農道につきましても、細目川右岸と同様に河川敷地内ということで、県河川管理者の管轄となっております。したがいまして、細目川左岸沿いの農道につきましても、町の対応といたしましては、先ほど町長が答弁いたしましたとおりの内容と同様でございます。

今、議員がおっしゃられました先週ぐらいに梶山大橋から上流部、少し真ん中ぐらいですか、草が刈ってあったということだったんですけれども、それにつきましては、町のほうで草刈りを実施したのではなくて、確認したところ、土木事務所のほうで、ちょうど細目川と沖水川が合流する地点の土砂のしゅんせつ工事を何か計画をしているということで、そこに入るための進入路として、堤防沿いの草刈りのほうを実施していたということで確認はしていたところでございます。ちょうど草を刈っていらっしゃったということです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） ぜひそのまま土砂採石ですか、それ上流のほうをそしたらもう一回刈るようにぜひしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

次の質問になりますけども、細目地域の杉木水流・車場ですか、地域のイノシシの鳥獣被害対策についてお聞きしたいと思います。

最近、北海道や東北地方などで、熊による人的を含め農産物などの被害が多発していますけども、町内においては、イノシシなどの農作物の田畠のあぜや農道を掘り起こす被害がところどころ見受けられますけども、イノシシの掘り起こした跡やわなの設置がところどころでまた確認できるところでございます。

そこで、町内におけるイノシシなどの鳥獣被害の現状はどうなのかお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 町内におけるイノシシなどの鳥獣被害の現状はどうなのかということについてお答えいたします。

令和6年度における町内の被害状況及び捕獲頭数実績については、毎年県に報告しております鳥獣行政事務処理状況報告書から申し上げますと、イノシシについては4ヘクタール11万5,000円の被害報告がございまして、捕獲頭数は116頭ございました。カラスについては2ヘクタール4万4,000円の被害報告があり、103羽の捕獲。また、タヌキ、アナグマについては農地、住宅等に出没しており、被害面積及び金額等の報告は上がっておりませんが、それぞれ27頭ずつ捕獲している状況でございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） イノシシの頭数についても116頭ぐらい、あとカラスとかいろいろな鳥獣被害があるということで認識していただけたと思いますけれども、イノシシについては、昨年、豚熱の発生が都城近辺で確認されており、近くにも養豚農場がありまして、ちょっと長田地区のほうになりますけども、山を越えてイノシシが感染源になるというような心配もございますので、そういうことをちょっと私のほうも心配しているところでございますので、次の質問になりますけども、鳥獣被害対策マイスター等の人材育成の取組について、こういったことを防ぐために、認定研修と認定者確保の現状はどうなのかお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 鳥獣被害対策マイスター等の人材育成の取組について、認定研修と認定者確保の現状はどうなのかについてお答えいたします。

鳥獣被害対策マイスターにつきましては、鳥獣被害防止対策を効果的に実施するため、野生鳥獣の生態や正しい被害防止対策に関する知識を身につけ、現地における技術定着の役割を担うために、宮崎県が平成22年度から始めた認定制度でございます。

認定対象者は、県や市町村の職員と農協、森林組合等の関係団体等の職員となっております。

毎年、県鳥獣被害対策支援センターにおいて認定研修を実施しており、これまでに、本町職員は2人が認定を受けております。また、北諸県管内の農協、森林組合等の団体関係者につきましては、20人が認定を受けております。

鳥獣被害対策マイスターの育成、確保につきましては、鳥獣被害対策の担当となった町職員の認定取得を進め、関係団体等に対しても周知を行い、被害防止対策の普及や現地での技術の定着を図る役割を担う人材を今後とも確保していきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 町職員が2人認定、森林組合関係者が20人認定ということで、より認定のほうを進めていただきたいと思いますけども、8月上旬に県内の議長、副議長の研修が宮崎市で行われました。河野知事をはじめ、各担当課の部長、課長も出席での地方行政問題協議会というのが行われて出席したんですけども、国に要望書を提言することであり、その中で有害鳥獣の被害防止対策の強化という要望がございました。

宮崎における鳥獣被害額は、令和5年度が3億4,000万円と依然として高い傾向にあるということでございました。県北においては、鹿による林業の被害、イノシシによる農作物の被害、県央においては、カラス、鳥によるアユなどの被害があるということでございます。このような現状下においては、鳥獣対策を担う人材の育成や確保と負担の軽減の取組と要望を提言したところでございます。

内容については、少子高齢化が進む中、有害被害対策を担う人材の育成確保が喫緊の課題となっているということでございますので、これらを含めて、先ほど職員が2名、また林業関係者が20名ですか、新たに認定されたということで、いろんな鳥獣被害とかが出て、今後また増えると思います。

また、次の質問になりますけども、耕作放棄地とかいろいろ増えてくると思いますので、そういったことを被害が出ないように、マイスターの育成などに積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次の質問になりますけども、イノシシなどの畦畔や農道への被害が確認されるが、わなの設置など駆除対策を行うべきではないかお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） イノシシなどの畦畔や農道への被害が確認されるが、わなの設置など駆除対策を行うべきではないかについてお答えいたします。

この当該箇所のイノシシなどによる被害につきましては、細目川右岸の農道の草刈り要望時の確認と併せて、農業振興課の担当職員が現地を確認しております。町といたしましては、対応策として、三股獣友会で編成する有害鳥獣駆除班に連絡をし、わなの設置などを含めて対応をお願いしているところであります。

また、畦畔への被害につきましては、農作物への影響を及ぼすことが想定されることから、町では、対策として耕作者などに電気柵の設置を進めておりまして、電気柵の導入経費の一部を補助する事業も実施しているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） この件につきましても資料をつけております。2ページになりますけども、農業施策についてということで、農道でイノシシのこぼこの被害が出ているということでつけました。要するに、この中央辺りにでこぼこしているのがイノシシが掘った跡だと思います。その右側が細目川河岸になりますけども、その写真の左側が、これ水田がちょっと田んぼ、稻が植えてあるところでございますけども、こういったイノシシが掘るもんですから、水がどんどん流れてしまって、耕作というか水田が生育しない状況でございます。

この地域は、なかなかこういった水の管理とか難しい、鳥獣というかイノシシの被害が多くてなかなか管理が難しいところで、地元の樺山地区になりますけども、認定農家さんにお願いしてやっと作っていただいているというところもありますので、またこういった被害を含めて、イノシシの駆除とかもよろしくお願いしたいと思いますので、電柵をしても、その下からまた掘って入るようなこともありますので、それを含めて対策のほうをよろしくお願いしたいと思います。

次の質問になりますけども、同じ農業施策になりますが、今度は長田地区のほうになりますけども、長田地区の千才丸地域の農道整備と耕作放棄地の対策についてになります。

以前から整備を要望している農道に沢から水が流入している状況であり、土砂の除去や排水路の整備を行うことができないかお聞きしますけども、場所としては、梶山城の崩壊があったところから山之口に通る県道ですか、あそこの本村行政書士さんがあるんですが、その西側の辺りになりますので、答弁のほうをよろしくお願ひします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 長田地区の千才丸地域の農道整備と耕作放棄地対策について、

以前より整備を要望している農道に沢から水が流入している状況である。土砂の除去や排水路の整備を行うべきではないかについてお答えいたします。

当該箇所については、議員がご説明いただいたとおり、山之口に向かう県道47号線から谷あいに入り込んでいる農地に接して、外周を回るように農道が通っておりまして、県道に近い2筆の農地、水田を除いて、一帯は耕作放棄地が広がっている状況でございます。

農道及び排水路に土砂が堆積している場合には、多面的機能支払い交付金の活動団体において、維持管理の一環として除去を行っていただくことが基本となりますけれども、現状として、一帯が耕作放棄地であることから、町といたしましては、当該地域の農業者、土地改良区や多面的機能支払い交付金の活動団体の皆さんと、今後、この千才丸地域の農地をどのように活用していくのか、排水路の整備も含めて、ご意見等を聞いた上で、有効な対策方法を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） この件につきましては、分かりやすいように資料を提出しました。

3ページになりますけども、ご覧いただいているように、左側と右側の写真をつけたんですけども、左側が農道に泥水が流入しているということで、ちょっと沢があって、そこからずっと農道のほう、下流のほうに水が流れている状況でございます。右側がずっと流れ、200メーターぐらいになりますか、私も現地確認して、この要望としては、何年か3年ぐらい前あります、いろいろ相談していたんですけども、なかなか進まないということがありますので、ぜひ整備方とか進めさせていただきたいと思います。

次の質問にかかりますけども、この一帯が耕作放棄地が広がっているところございますので、その整備も含めて、耕作放棄地の対策のほうは取られているのかも含めてお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 付近一帯は耕作放棄地が広がっているが、対策は取られている

かについてお答えいたします。

耕作放棄地の対策につきましては、農業委員会が所管しており、農業委員会では農業委員及び農地利用最適化推進委員において、地域パトロールを通じて耕作放棄地の把握に努めており、長い間耕作されていない農地の地権者、所有者または耕作者には耕作するように指導を行っているところです。

その一方で、当該地域のように耕作放棄地が広がっている場所については、今後、守るべき農地として活用していくのか、活用が見込めない農地として非農地判定をしていくのか検討を行うとともに、町農業振興課等に対して情報提供を行ってまいります。

提供を受けた町の対応といたしまして、農業振興課におきましては、現在、今年度、令和7年度から来年度、令和8年度にかけて農業振興地域の全体見直しを実施しております。その見直しの中で、農業委員会から提供を受けた情報を基に地域農業者や地域住民の意見等を聞いた上で、守るべき農地として活用していくのか、農業振興地域からの除外候補地に引き上げていくのか、そこの辺の判断を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） これも細かいようですが、写真、資料をつけております。

4ページになりますけども、先ほど言いました梶山城の土砂崩壊があったとこから山之口に通じる県道44号線でしたっけ。一応、本村行政書士さんの西のほうになりますけども、そのところの耕作放棄地を写真に撮ったところでございます。

この中に1軒、水田を作つていらっしゃる方がいらっしゃいまして、先ほど農道の土砂の除去とかそういう要望は受けたんですけども、そういうことをもししていただければ、ちょっと自分としても耕作放棄地のところを耕して田畠ができるんじゃないかなということもおっしゃっております。

耕作放棄地については、いろいろ前回も議員からありますけども、負担金の見直しとかいろいろ出てきていますけども、これからいろいろ農家の高齢化も進展して、耕作放棄地が増えてくると考えられますので、ぜひ少しでもきめ細やかな整備とかしていただければ、少しでも耕作放棄地、米の値段もちょっと上がつてくるみたいですので、そういう意欲が出るんじゃないかなと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思いますが、次の質問になりますけども、一つの提案として、耕作放棄地についてになりますが、畦畔を除去し耕地面積を広げ牧草などを植栽し、モデル地区として畜産農家等に貸し出すことは考えられないかという意見がありますけども、答弁のほうよろしくお願ひいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 耕作放棄地について、畦畔を除去し耕作面積を広げ牧草などを植栽し、モデル地区として畜産農家等へ貸し出すことは考えられないかについてお答えいたします。

町といたしましては、提案していただいた内容を今後農地の有効な活用方法の一つの案として、まずは地域農業者や地域住民、土地改良区等の関係団体と意見を交えながら、この取組ができるかどうか協議していきたいと考えています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 耕作放棄地になぜなるかというと、管理者がいないこともありますあり、また、管理者がいなくてもまた作ろうかという農家さんも、場所によったり小さい農地だったりすると、なかなか機械化も図れない、生産効率も悪いということで、できればこういった耕作放棄地が広がっているところは、可能であれば畦畔を除去し集約化できれば、少しでも大きな農家さんも作ってみようかなということも考えるんじゃないかなと思いますので、よりよい耕作放棄地をなくすような取組があれば、取り組んでいただきたいと思います。これは一つの提言でありますので、参考にしていただければいいかと思います。

次の質問になりますけども、次は、防災・減災についてになります。

午前中にも同じ質問がなされ、重複するかもしれませんけども、通告していましたので答弁のほうよろしくお願いしたいと思います。

8月18日の宮日新聞にも避難所の記事についてのトイレ数、被災者1人当たりの居住面積についての記事が掲載されました。そのことを受けて、本町の対応はどうなのかお聞きいたします。

避難所の災害対応時の準備について、トイレの確保数と被災者1人当たりの居住面積の状況はどうなのかお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 避難所の災害対応時の準備について、トイレの確保数と被災者1人当たりの居住面積の状況はどうなのかの質問についてお答えいたします。

災害時、上下水道の断絶や停電により水洗トイレが使えなくなる状況の中で、トイレを確保することは被災者の健康や命に直結する重要な課題でございます。

現在、本町では災害用トイレに関するものとしまして、防災用の便座利用型簡易トイレ2万1,600回分の備蓄、車中泊用で使用できる携帯トイレを168回分備蓄、元気の杜のマンホールトイレ5基備蓄及び藤屋株式会社様との災害発生時の資機材提供に関する協定による簡易トイレの設置提供があります。

また、内閣府防災担当は昨年12月、自治体向けの避難所運営指針を改定し、被災者の権利保

護をうたう国際基準、スフィア基準を新たに取り入れ、1人当たり最低3.5平方メートルの占有スペースと災害発生初期段階で50人につき1基のトイレを用意するよう明記いたしました。

本町では、避難所確保に当たり、地震・津波被害想定における初期段階の最大想定避難者数を3,600人と想定しております。3,600人に対しまして、1基当たり50人で使用するとなっておりますので、その際の必要数は72基でございます。本町のトイレの確保数としましては72基、内訳が施設59基、マンホールトイレ5基、協定により確保分8基を含むとしているところでございまして、国際基準、スフィア基準を満たしていると考えます。これにより、混雑を避け利用しやすい環境を提供することが可能であると考えております。

また、被災者1人当たりの居住面積につきましても、避難所全体で3,600人に必要となる面積が1万2,600平方メートルでございますが、この1万2,600平方メートルを超える面積を避難所全体で有しておりますので、1人当たり最低3.5平方メートルの占有スペース、国際基準、スフィア基準を満たしていると考えております。これにより、必要なプライバシーと快適さを確保することができます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 災害の初期段階の避難者として3,600人を想定しているということで、トイレと居住面積、いずれも満たしているということでよろしいですよね、分かりました。

あと、またちょっと重複するかもしれません、一応確認になりますけれども、前回6月にトイレカーですか、自己処理型水洗トイレの購入について質問しましたけども、これについては、内閣府から新しい地域・経済生活環境創生交付金、これらの活用について検討していくということでおよろしいんでしょうか、改めてお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） ご質問の交付金の活用についてでございますが、現在、この交付金につきまして、県の危機管理課にも確認をしているところでございますが、本年度以降の案内がないところでございます。

本町としましては、今後、この交付金を活用することにつきまして、引き続き情報収集し検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 引き続き、購入のほどをお願いしたいと思いますけども、いろいろなるさとまつりとか、早馬まつりとか、そのときにちょっとPRしてもいいんじゃないかな、

こういった力を入れてますよ、行政としてはということを考えられるかもしれませんので、ぜひ検討方よろしくお願いしたいと思います。

次になりますけども、スポーツの振興についてになります。

WBCチェコ代表の事前合宿受入れについてになりますけども、令和7年度の補正予算にも旭ヶ丘運動公園野球場修繕工事430万、合宿関係備品購入495万3,000円と細かな予算が計上されました。

WBCチェコ代表の事前合宿受入れについて、施設の改修など全力でサポートしたいということのようありますけども、グラウンドの整備や合宿についての今後の取組についてお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 質問事項4、スポーツ振興について①WBCチェコ代表の事前合宿受入れについて、施設の改修など全力でサポートしたいとのことであるが、グラウンドの整備や合宿についての今後の取組はどうかとのご質問にお答えをいたします。

来年2月21日から27日までの7日間、チェコ共和国WBC代表チームが、旭ヶ丘運動公園野球場において事前合宿を行うことが決定をいたしました。同チームは、2023年、令和5年に、宮崎市内で事前合宿を実施しており、県としては2度目、本町としては初めての事前合宿受入れとなります。

県のスポーツランド推進課や県観光協会と事前に協議を行い、旭ヶ丘運動公園の施設や設備について協議を行いました。その中で、施設については、本部席のエアコン設置、内野やブルペンの土の補充、外野の不陸整正などを行い、設備については、打撃ゲージやグラウンドシート、ピッチクロック、用具用倉庫などを新たに整備することを計画しております。

対象経費の3分の1を市町村スポーツ施設等整備強化事業費補助金で賄うこととしており、本議会での一般会計補正予算案にて上程させていただいているところでございます。

代表チームが到着した際や、事前合宿が開始される際の歓迎セレモニーや合宿期間中の取組については、今後、県や県観光協会と連携を取りながら決めていく予定となっております。関連する予算が必要となった場合には、適切な時期に補正予算を上程したいと考えております。

本町のスローガンであるアスリートタウンみまたをPRする機会であるとともに、国際交流、文化交流、代表チームの合宿後の旭ヶ丘運動公園の利用促進にも効果があると考えており、2月の合宿に向けて町全体で取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 補正予算として925万円ぐらいですか、一応これは助成がある

ということです。グラウンドの整備については、またいろいろお願ひしたいと思いますけども、宿泊については、町内に合宿所ができたんですけども、これもちょっと今後どうなるか分からな  
い、まだ未定ということでおろしいでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 宿泊場所については、都城市内というふうに伺っております。  
以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 選手の宿泊について1週間ぐらいですか、できれば三股町を利用  
できればお願ひしたいと思いますけども、久々にこういったＷＢＣのチェコ代表の事前合宿が決  
まったということで、明るい話題じゃないかと思っております。

そこで、アスリートタウンをうたっている町長に所感をいただければいいかと思いますけども、  
ＷＢＣチェコ代表、三股町での合宿が決定したということでございますけども、アスリートタウ  
ンみまたとしていろいろな活性化、交流人口とか、今後含めて盛り上がっていただきたいと思  
いますけど、以前、ソウルの建国大学が合宿しまして、ちょっと交流もあったんですけども、それ  
以降、コロナ禍で旭ヶ丘については何もなかつたんですが、今回はまた明るい話題になるんじや  
ないかと思いますけども、町長一言、何かＷＢＣチェコ代表についての事前合宿が決定したこと  
について所感があればよろしくお願ひいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今回のチェコ共和国のＷＢＣ事前合宿ということで、大変うれしいニ  
ュースといいますか、突然のお話でございましたので、施設整備関係を含めて、まだまだ補充す  
べき、また修理すべき、また整備すべき箇所もたくさんあるわけなんんですけども、もう今回は時  
間的な余裕がございませんで、県、そしてまた県観光協会のほうで指摘されているところはしっ  
かりと対応しながら、しっかりと受け入れられる体制をつくっていきたいなと思います。

旭ヶ丘運動公園が今後、こういう一つのトピックニュースから広がりを持てば、町としまして  
も、今回、旭ヶ丘運動公園の一部を用地取得しましたので、全体計画を練りながら、もっともつ  
と利用者、そしてまた老朽化も進んでおりますので、再整備の取組も今後進めていきたいなとい  
うように考えているところでございます。

しっかりと今回、ＷＢＣのチェコの受け入れ、町全体で取組を進めていきたいというふうに考  
えています。また、ご協力、ご理解をよろしくお願ひします。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 先ほども言いましたけど、久々の明るい話題で、交流人口も増え  
ていくんじゃないかと思いますので、整備また宿泊についても、検討できる面は検討していただ

けたらと思いますので、以上で、一般質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。

残りの質問は、来週月曜日に行うことといたします。

---

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後 3 時14分散会

---

---

令和7年 第5回 (定例) 三股町議会議録 (第3日)

令和7年9月8日 (月曜日)

---

議事日程 (第3号)

令和7年9月8日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員 (11名)

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 岩津 良君   | 2番 中原 美穂君  |
| 3番 上西 雅子君  | 4番 西村 尚彦君  |
| 5番 田中 光子君  | 6番 堀内 和義君  |
| 7番 新坂 哲雄君  | 8番 楠原 更三君  |
| 9番 堀内 義郎君  | 10番 内村 立吉君 |
| 11番 指宿 秋廣君 |            |

---

欠席議員 (1名)

12番 山中 則夫君

---

欠 員 (なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|           |           |
|-----------|-----------|
| 局長 西山 雄治君 | 書記 馬場 勝裕君 |
|           | 書記 益留 美樹君 |

---

説明のため出席した者の職氏名

|        |         |                      |        |
|--------|---------|----------------------|--------|
| 町長     | 木佐貫 辰生君 | 副町長                  | 石崎 敬三君 |
| 教育長    | 米丸 麻貴生君 | 総務課長兼市民室長兼選挙管理委員会書記長 | 瀬尾 真紀君 |
| 企画商工課長 | 鈴木 貴君   | 税務財政課長               | 白尾 知之君 |

|         |        |        |        |
|---------|--------|--------|--------|
| 町民保健課長  | 齊藤 美和君 | 福祉課長   | 福永 朋宏君 |
| 高齢者支援課長 | 杉下 知子君 | 農業振興課長 | 細田 高広君 |
| 都市整備課長  | 田中 英顕君 | 環境水道課長 | 岩元 勝二君 |
| 教育課長    | 山田 正人君 | 会計課長   | 竹村 恵美君 |

---

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより  
本日の会議を開きます。

傍聴者の方々への配慮としましてそれぞれの議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため各議員の一般質問の時間を質問・答弁合わせて50分以内とすることをお願いいたします。また、50分を超えた残りの質問部分については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができるとしておりますのでご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

#### 日程第1. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

質問については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位5番、楠原議員。

〔8番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（8番 楠原 更三君） おはようございます。発言順位5番、楠原です。通告に従って質問してまいります。

まず、五本松交流拠点開発に関わる中心市街地活性化について質問してまいります。

五本松交流拠点開発は、この議場においては、定例会ごとに進んでいるように感じていますが、議場以外、普段の生活の場では、その進み具合を感じ取れることはありません。実際に五本松地区近隣の方からも、仲町・山王原地区の方からも、またこれまでのワークショップに参加されてきた人からも、ただ単にどうなっているのかと進捗状況について聞かれることが度々あります。

6月にありました仲町・山王原の第1地区座談会におきまして、五本松に関する質問が幾つかありましたが、いかんせん出席者が20名足らずという状況で関心度合いの低さも感じたところでした。しかし、出席者が少なく関心度合いが低く感じ取れる状況には、普段からの町の情報発信の在り方がどうであるのかも考えてみなければならないのではないかと思います。

そこで、まず、五本松交流拠点開発の進捗状況の町民の皆さんに対する町からの周知は十分に行われていると判断されているのか、また進捗状況についての問合せはどれほどあるのか、伺い

ます。

あとは質問席から行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

中心市街地活性化について、①五本松交流拠点開発の進捗状況の周知は十分に行われていると判断しているか、また進捗についての問合せはどれほどあるかのご質問にお答えいたします。

本事業の進捗状況につきましては、5月22日から6月27日までの期間、9か所の地区で実施いたしました地区座談会において参加いただいた222名の皆様に直接説明させていただきました。また、6月1日発行の広報誌では、施設の完成イメージや町の目指す将来像などを4ページの特集記事として掲載したところでございます。

さらに、町公式ホームページにおきましては、5月23日に本事業の実施方針案を、6月16日と20日には実施方針案に関する事前質問及び回答を、6月24日には実施方針を、7月11日には事業者選定委員会委員の公表を行っております。本事業の進捗状況については、各段階において適切に周知しているというふうに考えているところでございます。

本事業の進捗状況に関する問合せにつきましては、事業者からは応募等に対する問合せを頂き、町民の皆様からは「いつ頃できるのか」「何ができるのか」などの問合せを多数頂いているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） よく分かりました。五本松予定地域につきまして、年に何回か草刈りをされますけれども、あとは草がぼうぼう生えているばっかしと。そういう状況を見てあそこで知らせる情報というのがあってもいいのではないかと思うんですよね。

ただ、県道沿いに花壇が幾つか整備されているというのは有志の皆さんでされていてそこは分かるんですけども、あの全体としてどうなのか。例えば、大きな看板でもって交流拠点予定地という言葉だけでもあるかないか。いろいろ話はあるけれども、現地に行ってそれらしいものが何もない。それが現実なんですね。確実に進んでいるよということを堂々と示すのを控えている、そういうような感じに見えるわけなんですけれども。

したがいまして、今後に向けて、進捗状況の説明というものを、公式のレベルでのもの、ホームページとか月1回になりました回覧とか、それ以外の方法というのは考えられないものでしょうか。伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

今、議員からお話がありました広報、回覧、これは、隨時、現在も進めておるところでございます。今、ご提案のありました整備予定地での周知、こういったものも確かに必要かなというふうに今お伺いして感じたところではございます。

まだ、現在、企画提案書を作り、10月の上旬に恐らく企画提案……。失礼しました。中旬に企画提案が来て、ようやく、中のもの、機能であるとかどういったものができるのかという外観の予想というものが出てくるかと思います。

隨時、優先交渉権者に決定した暁には契約に向けて準備を行い、契約をした暁には間違いなく進めていけるということになりますので、段階段階に応じてお示しできる情報についてはお示ししたいと考えております。今頂いた予定地での看板、こちらも含めて検討したいと思います。ありがとうございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） ぜひ、予定地という看板だけでも早めにお願いしたいと思います。

関連ですけれども、5日の一般質問におきまして、町民の皆さんからの声ということで紹介された中におやと思ったことがありました。どのようなことかといいますと、定例会初日に全員協議会で交流拠点施設整備事業の応募グループについての説明が行われたときに、参加事業者の名前はその時点では明かせないということでした。事前説明会に参加した23の事業者を含めてのことです。

あのときは、町内・町外それだけの区分での数の紹介でした。しかし、5日の一般質問で東京の事業者が応募しなかったということについて、会社名を挙げて質問がありました。全員協議会では公表されなかった情報がさらっと質問の中にありました。これがおやと思ったところです。

全員協議会で伝えることができない情報が町民の声として質問されました。議員に伝えることができない情報が一般質問の中で町民の声として質問されたということです。情報管理はどうなっているのか、不思議に思います。

これは通告後のことですから当然通告していませんが、情報管理がどうなっていたのかについて、議長、今議会中にこの議場での答弁をもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 今、ありました。私自身も昨日……。失礼。金曜日の答弁で思いました。

それについては、今ここでということにはならないと思いますので、明日、総括質疑が終わった後に改めて町長のほうで答弁をしていただき、質問があれば質問を受けるというふうにしたいと思います。議員の皆さんに周知しておきたいと思いますし、執行部も善処方をお願いします。この問題については以上です。楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 通告に戻ります。今回の定例会で報告第7号「令和6年度まちづ

くり合同会社みまた事業実績報告」が提出されています。現状において、町民の皆さんは合同会社みまたの実態を理解されているのでしょうか。今回の事業実績の報告も、何らかの形で積極的に合同会社みまたが絡んでいる事業であるということを周知することが必要ではないかと思います。

報告書の中には「まちづくりの主体である町民、地域コミュニティー、町民活動団体、事業者及び関係機関と協働で実施した取組を報告する」とありますが、これまでの地域との連携、イベントの企画・運営にまちづくり合同会社みまたが関わっているという表記があつたのでしょうか。私もここでいう町民活動団体の一つに関わっていますけれども、そういう表記は記憶にありません。

また、先ほど取り上げましたが、三股町交流拠点施設整備事業公募型プロポーザル応募事業者資格審査の結果や来月までに予定されています一連の流れの結果などの情報も、この事業が確実に前に進んでいると感じ取れる経過の一つであると思いますが、これらについても含めて、周知については、先ほどとまた繰り返すことになりますが、今後のことですが、どのように考えられているのでしょうか。伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 最後の部分でよろしいでしょうか。今後のスケジュール等の周知方法をどのようにされていくかということでおろしかったでしょうか。

全員協議会のほうでお示しさせていただいたスケジュールで今進めているところですが、現在は10月の中旬の企画提案書に向けて準備しているところです。そこでプレゼン、ヒアリングを受けて優先交渉権者に決定いたします。その後、目標としては、12月議会に、指定管理の指定及び設計・施工に関する契約、こちらのほうの締結に関する議案を上程したいと考えております。

こういったスケジュール感については、確かに、ホームページ上では、6月の正式に発表しました募集に関する方針、こちらには記載しておりますが、別段、それだけでホームページに載せているということではございません。案の段階、5月23日の段階でも、指定管理、優先交渉権者の決定等のスケジュール想定というのは載せておりましたので、特段、今の段階で別段の広報・周知を行おうという計画は特にございません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今現在、流れている情報を見ますと町民の皆さんがあつと理解できるような表現が少ないんですね、プロポーザルにしましても。それから、全協で私が質問しましたけども、優先交渉権者にしましても、担当者は分かっていたとしても、一般的に分かっている情報、分かるように発信した情報なのかと考えますと決してそうではないと思います。

したがって、周知する場合には、できるだけ頭をひねっていただきまして、町民の皆さんがずっと理解できるような表現、いわゆるできるだけ専門的用語を避けた状態での周知というものを考えていただきたい。県とか国に出すような内容をそのまま切り貼りしてぽんと出す、そういうことは避けいただきたい。でないと読もうと思う気にならないんですね。

議会だよりで心がけて今もいらっしゃると思いますけれども、対象者を誰にするのかということを絞って、そして分かるように。非常にこれは重要な情報だと思うんです、どれぐらい進んでいるかということにつきましては。そういうことをお願いしたいと思います。

次に参ります。中心市街地活性化の計画の中に歩きたくなる中心市街地をつくるという計画がありますが、その計画のハード面・ソフト両面の具体的な計画をお示ししてもらうことができると思えばどのようなものがあるのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 歩きたくなる中心市街地をつくる、ハード・ソフト両面の具体的な計画はとのご質問にお答えいたします。

本町は、三股駅周辺、役場や総合文化施設周辺及び交流拠点施設周辺を結ぶ地域を中心地ゾーン地区として、令和5年度から令和9年度までの5年間、都市再生整備計画の目標の一つに歩きたくなるまちづくりを掲げております。

令和5年度に中心地ゾーン地区周辺にお住まいの町民の皆様を中心とした意見交換会を重ね、歩きたくなるまちに関する基本方針や道路・公園に関する整備方針を策定したところです。

その中でハード面においては、役場前町道の歩道拡幅や総合文化施設と交流拠点を結ぶ町道などに遊歩道を設置することや区域内にある小公園と児童公園内に歩行者スペースやベンチ、コミュニティガーデンを設置するなど、立ち寄りたくなるような居心地のよい公園の再整備を計画しております。

また、都市再生整備計画ではございませんが、武道体育館と町体育館の間を走る県道12号都城東環状線の歩道拡幅もハード面での整備となります。ソフト面においては、町や商工会、地域団体などから成るみまたん♡ミライカイギが令和4年度に策定したみまたん♡ビジョン～真ん中から広がるオモシロあうまちにおいて、みんなで楽しく歩こうプロジェクトとしてお散歩ツアー やパーク&ウォークなどのイベントを開催する計画がございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 現在、車中心の地方社会におきまして、歩きたくなるまちづくりというのは難しいものがあると思います。情報では宮崎市におきまして、NTT都市開発株式会社の協力を得て複合商業施設HARROWをオープンさせて歩きたくなるまちづくりが、今現在、

現実のものとなりつつあるように思いますが、本町のレベルで歩きたくなるまちづくりってよほど考えないことには実現は不可能ではないかと思っております。実際、今、説明を受けましたゾーン内の方々は歩ける、そういう計画ではないかなと思います。

ゾーン以外の人たちが歩きたいと思えるようなまちづくり計画なのか、今の都市再生整備計画の中においても。長田地区、蓼池地区、宮村地区の方々が、数人でもいいですけども、来て歩きたくなるまちづくりになんのか、それが。決してそうではない。ただ、歩ける状況、歩道を造るとか小公園の整備をするとかというのは、歩ける整備ではあるかと思いますけれども、歩きたくなるまちづくりとはかけ離れるんじゃないかなと感じています。

今、言われましたけども、今現在、本町の歩きたくなるまちづくりというのはモデルがあるのでしょうか。伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 本町の考える歩きたくなるまちでモデルとして考えている例はとのご質問にお答えをいたします。

国土交通省が進める「居心地が良く歩きたくなる」（滞在快適性等向上区域）、いわゆるまちなかウォーカブル区域には、令和5年12月時点で全国102自治体の取組が紹介されているところではございますが、本町の取組としてモデルとしている地域は特にございません。

実際に住んでいる町民の皆様の目線や訪れる訪問者の目線を大切にしながら、専門的知見を有する方々からの意見やアドバイスを頂き、居心地のよい歩きたくなるような空間の創出に向けて進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） この計画の一環なのかどうか分かりませんけれども、駅前の花壇の整備、これもその一環であろうと思いますし、2月・3月に実施されましたひなめぐり、そういうのもそうであろうと思いますけれども、町歩きをする中におきまして、次の質問に行きますけれども、中心市街地の中で荒れているなと思えるようなところは決して歩きたくなるとは思わない。

駅前の花壇を見れば結構きれいに案内がありまして、この花は何という花、この木は何という木という説明というか、名称が一つ一つつけてあり、それを見るだけでも楽しいと思うんですね。成長の度合いが分かっていきますし、また行ってみて、どうなっているかな、そういうのがありますけれども、それでももうちょっと花の説明とかが一言あってもいいかなと思ったんです。それから、花壇をずっとゾーンの中に造っていって名前をつけていく。

今年の初めに、議員の研修で大津のほうに行きましたけれども、帰るまでに時間がありました

ので石山寺に行ってきました。駅から石山寺は結構歩くんですけれども、そこは万葉の世界をほうふつさせるように「万葉集」に出てくる植物をずっと植えてそれぞれ説明があるんです。それを読みながらずっと行くと全然苦痛じゃなかつたんですね。「もっとあそこにもあるから歩いてみよう、歩いてみよう」とか。より具体的な歩きたくなるそういうのも考えられるんではないかと思うんですが、それよりも、ここは草がぼうぼうだ、ここは荒れている、そういうところが散見されます。

質問の中に書いていますけれども、都城タクシー跡地、それから社協跡地、旧町立病院跡地、こういうところがどうしても目立ちます。けど、事業者がそれぞれ所有するところですから、町がどこまでアプローチできるのかというのは分かりませんけれども、これまで町がどのようなアプローチをしてきたのか、それが分かれば教えていただきたいと思います。

まず、1番目に挙げています都城タクシー跡地について伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 都城タクシー跡地、社協跡地、旧町立病院跡地、3つに分けてお答えしたほうがよろしいでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） まず、都城タクシー跡地。

○議員（8番 楠原 更三君） それでお願いします。

○都市整備課長（田中 英顕君） それでは、都城タクシー跡地、景観条例を通しての対応を含めて事業者に対してこれまでの対応と今後の対応予定、この質問にお答えいたします。

三股町景観条例では、建築物や工作物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更や開発行為などについて一定規模以上の案件について事前協議を経て届出が必要となり、景観まちづくり計画に適合しないと認めるときは助言または指導を行うことができると定められております。

ご質問の都城タクシー跡地につきましては、建築物や工作物の新築等がございませんので景観条例の観点からは特に対応等はしておりません。

今後、建築物等の新築など景観条例に該当する行為が行われる場合には、事前協議及び届出が必要となり、対象物が景観まちづくり計画に適合していない場合は、指導等を行うこととなります。

景観以外の観点による対応といたしましては、都城タクシー跡地において、草が生い茂り、周辺環境に悪影響を及ぼしているとして、町から管理者に対して除草をお願いし、早急に対応いただいたいたケースがございます。

また、管理者には、今後も定期的な除草をお願いしており、ご理解いただいているところではありますけれども、必要な場合は町から再度要請することは可能であります。

また、あとは、社協と町立病院の話になりますので以上であります。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今、景観条例のことを言わされました。私が通告しているわけですけれども。景観条例は開発計画が出たときの対応ということは分かりますけれども、景観条例の上位であります景観法の一部には、地域の良好な景観を守り育て住みやすいまちづくりを進める制度として景観法があるということですけれども、それを基にした町の景観条例ということになるわけですけれども、地域の良好な景観を守り育てるという意味からいって、開発計画が特別に事業者から出ているわけじゃないわけですけれども、決して見栄えがいいところではないんですね。

今、除草の要請を何回かということと言わされましたけれども、まずその相手方は誰なのか、そして、これまで年に何回ぐらい除草要請をされているのか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 都城タクシー跡地の管理者ということで、岩崎産業、実際、都城タクシー跡地のところに、看板というか、立札というか、あります、管理者の岩崎産業、あと電話番号まで書いてあります。そこに対して電話をかけて除草のお願いをしております。

年に何回かということですけども、一応、年に2回ぐらいはしてくださいねということでお願いはしているんですけども、実際に町民の方からお話がありまして、環境のほうからですけれども、連絡していただきまして、それは、昨年度、令和6年度に1回、あと4年度に1回、そのぐらいの頻度で連絡はしています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 中心市街地、三角形で見ればど真ん中になると思うんですよね。開発計画は岩崎産業のほうは全くまだ考えていないようありますし、あのような土地、南九州に岩崎産業は何か所もあるようなんです。ですから、小まめに入るというのは岩崎産業のほうはまず無理です。ですから、こちらから定期的に要請をかけるということは必要かと思います。

今、聞いたところでいきますとこれまでに2回ということですね、実際にされたのは。中心市街地開発が行われるとなれば、その頻度というのはもっともっと必要でないかというような感じがいたします。

それから、2番目の旧社協の跡地につきましても相手方は誰なのかを含めてお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 社協跡地の連絡をしている相手方ということですけれども……。すみません。今、この場に手元にございませんので確定したことが言えません。連絡はしている

んですけど、ちょっと記憶が。メモを持ってきておりませんので正確にお答えすることができません。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） じゃあ、これまでの対応と今後の対応予定というところはどうでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） これまでにも連絡はしておりますが……。お待たせしました。

社協のほうは……。出てまいりました、メモが。失礼しました。社会福祉法人豊の里のほうに連絡を取っておりまして、連絡を取ったのは令和5年の1回ですね。そちらのほうに連絡しまして除草のほうをお願いしております。

今回、この質問を受けまして、8月末に都市整備のほうから連絡させていただきまして草が伸びているのでしっかりと管理してほしいということをお伝えしております理解いただいております。まだ実際に草刈りはされておりませんけれども、そのような指導というか、お願いをしているところであります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） ここも、中心市街地の、ど真ん中ではありませんけど、中心の一部ではあると思います。歩きたくなるということでいけばここいらも現状では歩きたくなるというところからは遠くなるような感じがします。都市整備課だけでなくほかの課とも一緒になって交渉というものを何らかの形で続けていただきたいと思います。

3番目、旧町立病院跡地ですけれども、予定の中心市街地からちょっと離れたところとなるかもしれません、同じように、これまでの対応、そして今後の対応予定、あればですけれども、それを相手方は誰なのかを含めてお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 旧町立病院跡地につきましては、医療法人敬和会という、都城市に所在地はありますけれども、そちらのほうに連絡を取っております。実際に、草刈り、建物の維持管理、こちらのほうをお願いしたのは、令和4年に1回、お願いしております……。失礼しました。令和4年、令和5年ですね。これまでに2回、連絡を取っております。

また、先ほどの社協の跡地と同じように、このご質問を受けまして都市整備課のほうから8月末に連絡をさらにさせていただいております。今後の計画とか維持管理とかそういうものを考えていらっしゃるのをお聞きしてしっかりと管理していただきたいということでお願いはさせていただきました。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 旧町立病院につきましては、今年の初めか去年ですかね、ぼや騒ぎがあったわけですね。これで周辺住民の方々は非常にこれからのこと心配されています。それに対しましての対処というのは何らかの形であったんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） ぼや騒ぎの後は、これは、先日、敬和会に連絡して聞いた話ではあるんですけども、警察のほうから立入りを禁止されていて中に管理者も入ることができないということはお聞きしました。ですので、その後、どういった対応しているかというのは恐らく何もしていないのではないかというふうに思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 敬和会に対しまして、管理不行き届きというような面で役場が言るのはできないかもしれませんけれども、警察を通して、周辺環境に及ぼす影響というのは計り知れないものがあるんですね。隣近所の方々、本当に心配されています。これまでずっと心配されていたんですけども、ぼや騒ぎからもっと心配されています。それを町は黙ってこれまでどおり見ているのか。この状況はおかしいと思うんですが、今後の対応として、もっと踏み込んで考えられないもんか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 町立病院跡地につきましては建物がございます。景観的には先ほどご説明させていただきましたように景観条例から指導等はなかなか難しいところがございまして、建物があるということで、空き家になっておりますので、空き家の観点から指導等をしていきたいというふうに考えておりまして、窓ガラスが今割れた状態という、そういうのも承知しておりますので、本来は、建物所有者、こちらのほうが適切な管理をしなければならないという責務がありますけれども、状況が悪化するようであれば空き家の観点から管理者に対し建物等の適切な管理について助言・指導を行うことをしっかりと検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 景観の観点ではなく空き家の観点からと視点を変えて対応されることですけれども、これは「検討したい」ではなくてぜひやっていただきたい。それもしつこくやっていただきたいと。あれを町がもう一回買い戻すどうのこうのではなくてしっかりと監

督してくれと。

近くには中学校も幼稚園も保育園もあります。非常に重要な場所だと思うんですよね。幽霊屋敷のような状況でこのまま放置を認めているような状況にしてはいけないと思うんですね。いけないと町としては常に言い続けていく、そういうことが今後ずっと必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。都市整備課以外でも誰か答えていただける方がいらっしゃったらお願ひします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長、答えられる。町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ご指摘のとおり周辺には学校もございますし、幼稚園等もございます。そして、時々、敬和会の理事長にお会いすることもたまにありますので、しつこく、以前からもそのお話はさせていただいておるわけなんすけども、なかなか行動に移してもらえないというのが現実でございます。しかし、しつこく粘り強く。

町も病院を廃止したときに継続するという約束でしたけれども、それが途中でお医者さんが来なくなつたわけですからああいう状態になった。その跡地をしっかりと管理してほしいと。どのような形で管理されるのかは向こうの計画があるかと思いますけれども、しかし、景観等にも配慮しながら、そしてまた、空き家としての観点からもしっかりと管理関係の取組をお願いするということで今後指導してまいりたいというふうに考えています。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） ぜひよろしくお願ひします。景観的にも、そしてまた、防犯上というものが今回は加味されていきますのでしつこくしつこくお願ひしていただきたいと思います。

次に、中心市街地に関連ですけれども、県道33号線、仲町部分ですが、ご存じのように道路状況は決していいわけではありません。県道ですから、これまで県への整備要望は出されてきていると思いますけれども、今後の予定はどうなつてあるのか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 県道33号、仲町部分の整備要望後の予定の質問にお答えいたします。

県道33号都城北郷線は、三股町の中心市街地を東西に横断し、都城市中心市街地へ連結する地域間交流や経済等を支援する重要な幹線道路であります。

都市計画道路としての名称は都城坂元線でありますけれども、当路線には、交流拠点整備を展開している五本松住宅跡地が存在することから、県は町の交流拠点整備の時期に合わせて当路線の歩行者等の安全性と都市交通の円滑化を図るため、令和5年度から仲町工区として延長590メートル区間の街路事業に着手しております。

これまで現地測量・道路設計を完了しており、今年5月27日に沿線の関係者を対象とした事

業説明会を開催し、現在は用地測量を実施中と伺っております。また、用地測量完了後には速やかに支障となる物件調査を行い、用地買収を進め、令和11年度の工事完了を目指しているとのことであり、当工区完了後は引き続き都城方面へ街路事業を推進する見込みと伺っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） よく分かりました。

それでは次の質間に移らせていただきます。公共下水道事業についてですが、直近の接続状況につきましては事前に資料を頂きましたので省略しまして次の質間に移ります。

公共下水道事業ですけれども、将来的に成り立っていくために必要な接続率はどれぐらいであるのかということと現在目標としている接続率をお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 事業が成り立っていくために必要な接続率と目標としている接続率はとのご質問にお答えいたします。

下水道事業では、令和6年度の公営企業法全部適用企業への移行を機に16年度までを期間とする下水道事業経営戦略について見直しを行ったところです。この中で、10年後の接続率62.5%を、重要業績指標、いわゆるKPIといたしまして設定しまして当市財政計画また収支計画の策定基礎ともしております。当面における目標指標としてできればこれを上回るよう今後も努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 当面の目標、62%ですか。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 62.5。

○議員（8番 楠原 更三君） 62.5が目標と今言われましたけれども、それから比べましたら、頂いております資料でいきますと、現在の接続率が60.1、あと2.4%、目標から不足しているということですけれども、この状況、どう思われます。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 説明においてのお尋ねかと思います。受け止めに対するお尋ねかと思います。

昨年度の公共下水道、令和5年度決算では59.9ということでございました。本日は資料でお示ししていますとおり、6年度、直近値で60.1、0.2%の増となっています。

目標値としては若干低いように客観的に見られる方もあると思うんですけれども、公共下水道事業につきましては現在整備中ですので接続が可能になりますと分母が一気に広がるということ

で分子のほうが追いつかなくて接続率はなかなか伸び悩みでどうしても下振れになります。そこを2.5まで上げていくというような10年間ですので大変な努力も必要だろうというふうに認識しております。ただし、上げていくことは目標として掲げておりますし、KPIとして達成できるように努力を重ねていきたいというところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 頂いた資料を見てみると地域差がかなりあるんですね。この原因はどこにあると思われていますか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 地域ごとということで行政区別ごとに便宜お示しした資料について接続率の差が地域別に見てとれるという点についての受け止めですね。

これは、端的に申し上げますと、整備事業は一気にはできませんので少しづつ拡張していくということで整備が終わった時期がいずれであるかというところでの差も大分あるかなということも考えております。

参考までに申し上げますと、浄化センターの位置からスタートしていきますので、一番最初は今市、花見原といった7地区からスタートというような形で面を広げていくということになりますのでどうしても早い時期に整備を行った部分は高めに数字が出ているというのがお分かりいただけるかと思います。そうした違いになるというふうに受け止めています。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 私のほうの資料に、三股町公共下水道条例から3条と5条を抜き出しておりますけれども、3条のところに使用者と義務者を分けて書いてありますけれども、担当課にお伺いしたところ、これは同じ人を意味しているという回答でした。第5条を見ますと、使用者、義務者につきましては、供用が開始されたときは遅滞なく排水設備を設置しなければならないと。義務として条例には書いてあります。

それでは、その義務に対してどのような行政としての対応をされているのかということで、私も設置した一人としまして設置する前に事前説明会がありました。その事前説明会のときにいわゆる義務者というのは各自で二、三か所の事業者に見積りをしてくださいという案内がありました。実際、見積りをしました。物すごく大きな金額の差があるんですね。

私がしたところ、環境水道課に聞きましたら私のところはすぐだから四、五万で終わるでしょうということでしたけど、見積り、1社したところはその何倍も高いところ。もう一社をしたら10万ぐらい安くなりました。なぜそういう差があるのか。

条例では設置しなければならないとあるからには行政としましても事業者の方にそういう差

が出ないような、あまり……。私が2社して10万はあったんですよね、差が。それはあまりにも大きいと私は思ったところがあります。近隣の人たちに聞いても同じような差という方が皆さんでした。行政のほうが設置しなければならないという条例に従って主導しているのになぜそんな差が出てくるのか。行政として事業者にどういう指導をしているのか。事業者任せにしているのかどうなのか。そういうことも疑問に思ったところです。

また、その説明会のところで条例にしなければならないとあるのに対して任意だというように感じ取る説明であったわけですね。条例の条文と現実とはかなりかけ離れているように感じるんです。

このように接続推進の在り方というのには改善するところがたくさんあるんではないかと思います。接続推進の在り方、再検討の予定はありませんか。

○議長（指宿 秋廣君） これで終わります。環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 質問要旨④でよろしかったですかね。

接続推進を再検討する予定はないかとの質問にお答えをいたします。

接続推進の方策は、先ほど申し上げた接続率に表されておりますけれども、設備の着手や接続可能など経過の段階に応じて効果的な内容とする点が肝要と考えております。

現在、接続推進には、原則、平たく5回の機会で接続の推進の呼びかけを行っております。また、それ以降は、地域全体での接続率の状況であるとか伸び率等を見て個別あるいは配水方法別にピックアップしまして都度ご案内して接続推進を図っている。大きくこの2つの段階で現在の取組検証また工夫といったものに引き続き努めながら接続率を上げていきたいというふうに考えているところになります。

以上です。

---

○議長（指宿 秋廣君） これより、11時まで本会議を休憩いたします。

午前10時52分休憩

---

午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位6番、新坂議員。新坂議員。

〔7番 新坂 哲雄君 登壇〕

○議員（7番 新坂 哲雄君） 皆さん、こんにちは。6番、新坂哲雄です。通告により質問させていただきます。

昨日から長田方面については稲刈りが始まりました。米の高騰が続いているが、早期米、

2週間前の収穫のJAの話では、今年は、JA、30キロ玄米、1万7,000円で取引が行われています。秋田・新潟県の水不足で収穫が少なくなると予想されております。今のところ高騰が続いております。

それでは本題に入らせていただきます。

質問事項1番目、国道222号線牛ノ峠バイパスへの道路接続について、次に企業誘致について、あとはふるさと納税について伺いをいたします。よろしくお願ひいたします。

1番目の町中心部から国道222号線牛ノ峠バイパス線の道路接続は考えられないかについて伺いをいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 国道222号線牛ノ峠バイパスの道路接続について、①町中心部から国道222号線牛ノ峠バイパスへ道路接続は考えられないかの質問にお答えいたします。

国道222号牛ノ峠バイパスは、国道222号本線から都城市内で分岐し、三股町宮村を経由して都城市安久町で本線に接続する計画であり、三股町宮村から都城市安久町間約7.1キロメートルを残し、平成10年度から事業休止の状況となっております。

現在、町体育館・武道体育館など役場周辺からは、県道12号都城東環状線がバイパスの供用済区間に接続し、また前日、今市、稗田、西植木周辺からは県道108号財部庄内安久線が都城市との行政境付近に接続しております。さらに、町道三股駅小鷺巣線もバイパスに接続しており、町中心部からのアクセスが可能な状況となっております。

ご提案の町中心部から接続する新たな道路については、将来、国道222号牛ノ峠バイパスの完成後の交通量や流れ等を踏まえ、その状況に応じて必要性を検討することになると考えます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） ありがとうございます。まだ、決定的なバイパスの工事は見込めていないんですけど、都城市は、既に九電から、甲斐元線、あれはまだ拡幅する予定で工事が予定されております。本町も、早く、通る前にあそこで直結するような道路を造ったら町の発展にかなりよくなると思います。

三股が一番恩典を受けないといけない道路が通っていますので都城だけで利益が出るような状況ではいかないと思います。なぜか。将来を見越して早くあっこを開通する努力をさせていただきたいと思いますけど、町長、もう一回、その辺もお願ひいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいま回答したとおり、今、宮村のほうの寺柱に接続する道路とし

ましては、県道12号都城東環状線、そしてまた、県道の108号財部庄内線が現在ございますので、今後、牛ノ峠バイパスが開通すればどのような交通量が推計されるか、そのあたりのところの実績を踏まえながら町としての対応をしっかりと検討したいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） あまり先のことは言えないんですけど、三股も蓼池方面も詰まってきたし、宮村辺に力を今後入れてあっこ辺を広げて大きな通りに沿って町の発展を願いたいと思います。

それと、2番目の今後の経済発展と活動と思うことは、重複するかは分かりませんが、またその辺も考えがあればお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 今後、町の経済発展の活路となると思うが、検討はできないかのご質問にお答えいたします。

新たな道路整備には多額の費用を要しますが、事業着手により測量や設計等の委託料、工事に伴う材料購入費や建設機械等のリース料、電気や燃料の使用料のほか地域雇用の拡大など地域経済への影響は大きく、また新たな道路が整備されることにより交通量や流れが変化し、周辺の道路利用や開発など経済発展の活路となる可能性も含んでおります。

しかしながら、新たな道路整備には整備目的、必要性、費用対効果、地域の強い要望、協力体制が不可欠であり、それが整ったとしても、工事に必要な多額の費用の財源を確保しなければならず、そのための国・県への事業採択に向けた道路の必要性の説明や要望など多くの課題をクリアしなければなりません。

このような中、国道222号牛ノ峠バイパスは、現在、事業休止中であり、バイパス完成後の交通量の推移や流れも不明確な状況でありますので、町といたしましては、新たな接続道路の検討よりも、まずは牛ノ峠バイパスの事業再開が先決だと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 課長のおっしゃることはよく分かるんですけど、工事費はかかるのはもちろんんですけど、将来的に国とかを動かしてあの辺を開発しないと、町の発展は、今後、人口減少がどんどんいく、落ちていくわけですからあの辺あたりに力を注いでいかないと三股もこれでは発展性が少ないと思います。あっちに力を入れていただきたいと思います。あらゆる方法を取って、バイパスはまだ予定ではありませんけど、都城は早く手を打っていますので三股も遅れないように早く手を打っていただくように政策を取っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 答弁、求めるのですか。

○議員（7番 新坂 哲雄君） あれば。

○議長（指宿 秋廣君） 要望で今の終わったから。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 話がまだあればお願ひします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 議員のおっしゃるように、道路整備というのは、経済の発展のきっかけというか、そういうのの一つではあるというふうに思います、確かに。しかしながら、牛ノ峠バイパス、まだ町長のほうからご説明がありましたとおり平成10年度から止まっています。非常に長い間凍結している、休止している道路ですので、まずはこれを動かしたいという思いで都城市、日南市、三股町、一緒になって要望を続けております。この動きをまずは見定めたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） いろいろ決起大会やらに参加させていただきましたけど、少し夢があるような感じは受けております。それを都城は先取りして先に進んでいると思うんですよね。日南から国分まで1時間で行けるような構想を描いておりますので、本町も、手前に道路があるわけですからそこ辺はうまく波に乗って今後開発していただければと思っています。この件はそれで終わります。

続きまして、企業誘致について伺いをいたします。

1番目の企業側から立地環境が整っていないという声があるが、その理由はいかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 企業誘致について、企業側から立地環境が整っていないという声があるが、その理由はとのご質問にお答えをいたします。

企業誘致については、雇用の創出や地域経済の活性化、移住・定住など多くの効果が期待できる施策です。昭和45年度から昨年度までに28件の実績がございます。また、誘致企業におきましては、新規雇用者数6人以上などの諸条件を満たすことで工場等の土地取得費用2分の1の補助金を5,000万円を上限に受け取ることができます。また、町民を雇用することで1人当たり20万円の雇用奨励金などの奨励措置を行っているところです。

近年、蓼池地域を中心に企業誘致が進んでいましたが、徐々にまとまった土地が少なくなってきた状況であり、そういうお声につながっているのではないかと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 都城から三股に企業を移動したいという業者もあります。だけど、環境が整っていないこともあります。1業者ですけども、5町歩以上、土地が欲しいという方もいらっしゃいます。だから、その辺は受皿がいいような環境をつくらないと、企業も、三股は魅力があるところだと思いますけども、そういうところの受入れが弱いんじゃないかなと思っています。その辺の改良策を今後考えるんですか。

以前にも大型企業の話が上がりましたが、そこは資金力があったんですよ。土地代が幾ら高くても誘致ができたんですよ。その受皿ができないということは何に原因があったのか。コガネイ企業があったんですよ。これは日本でも有名な企業なんですよ。そこらは資金力を持っていましたよ。この辺あたりの土地は高くても知れた値段なんですよ。それで何百人か雇用ができるんですよ、三股も。そういうところがおかしいんですよ。同じ都城の土俵があるのに、三股だけがそういうところが遅れていく。何が原因なのかと思います。いかがですか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 何が原因なのかということの一番今大きな課題というのは、今、5町歩というふうにおっしゃいましたけれども、企業様にご紹介できるようなまとまった土地が少なくなっているんではないかなというふうに考えております。また、雇用人材の不足であったり、他自治体の有利な支援策等も挙げられるとは思っております。様々な要因が複合的に重なっているとは思います。

ただ、本町としても、28件、実績がございますが、都城志布志道路等の開通等に合わせて軽貨物であったり運送関係の企業誘致がここ数年続いている状況でございますので全くないということではございません。また、今後、諸条件がどのような形で企業様の選択肢の中で一番大きなものなのか、こういったものを研究していく必要はあるというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 都城と本町は隣接しているのでなぜか三股は出遅れているような感じを受けます。ほかの市町村の話はあまりしたくないんですけど、高木辺の工業団地もほとんど詰まってきた。あそこからまた大きくしたいと言って、三股に行きたいけど、そういう条件が整っていないということもよく聞いております。だから、よほど頭を切り替えてやらないと三股はどんどん遅れていくと思います。人が集まって企業も来ることで人口も増えるわけですからそういう政策を取らないとじり貧になります、三股は。そこ辺をもう一回お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 今、近隣の自治体ということで高木の工業団地等もお話をござ

いました。三股も条件をしつかり考えていったほうがいいというご提案だと思いますのでしっかり受け止めて研究してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 今後どうするのかを聞きたいんですけど、そこ辺が明白でないのあらゆる企業から尋ねられても返答ができないです、今の答弁では。

だから、それは二度も三度も繰り返したくないんですけど、2番に入ります。工業団地を設置する考えはないんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 工業団地を設置する考えはないかとのご質問にお答えをいたします。

工業団地については、平成27年頃から蓼池工業団地造成事業の検討を行い、土地所有者へのアンケートや説明会を開催しましたが、対象となる土地が畠地かんがい事業の受益地になっていることなどの課題が顕在化し、事業を前に進めることができないませんでした。その後、工業団地に関する具体的な検討は行っておらず、現在のところ設置する考えはございません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 以前、蓼池のほうで工業団地の話が上がりました。これも頓挫しましたね。その代替えとして何か考えられないんですか。候補地は考えておられるところはないんですか。全然、頭にないんですか。そういう計画は持っていないんですか。お伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 工業団地な。企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） おっしゃっていただいたように工業団地ということでまとまって分譲するということは現在考えてございません。ただ、各企業様で、先ほど5町という企業様のご紹介もありましたが、それぞれに必要な土地について、さほど大きなまとまった土地でなくてもいいという企業さんもいらっしゃいますので、そういう部分については個別個別にご対応し、現在ご紹介できる土地についてご紹介しているというのが実情でございます。工業団地のようにまとまって何町歩ということで分譲し、売り出していくというような工業団地については現在検討していない。現在のところは土地が見つかっていないという実情でございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 考えがないと言うと私も失望しますけど、企業が来やすいような工業団地を造ることが最適じゃないかと思いますけど、鈴木課長、同じ答弁を何度も聞きたくな

いんですけど、ちと前向きな考えを持っていただきたいと思います。

次に入ります。町内企業が、町外に流出していることについて町としてどう考えているのか、お伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 町内企業が、町外に流出していることについて町としてどう考えているかとのご質問にお答えいたします。

町内企業が、町外に流出してしまうことは、雇用の減少や人口の流出など地域経済や人口減少への影響は避けられない深刻な問題であると捉えています。町外流出の要因は、個別案件により違いがあるものの、一般的には適切な用地が不足していることや雇用人材の不足、他自治体の有利な支援策などが挙げられるかと考えています。町としても限りある財源の中で効果的な施策について研究していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 町内企業が、拡張したいということで相談を恐らく受けたと思うんですけど、前向きじゃなかったんでしょうか。従業員の方に「都城と三股はどげん違うのか、受皿が」と言わされました。三股で働いちよって何人か三股の従業員がおったと。都城の高木まで今度は通勤が遠くなったと言われて、企業も三股でやりたかったんだけど、三股の受皿が悪かったという状況を聞いております。その従業員の人からやかましく私は言わされました。三股はどういうことを考えちょっとかと言われました。こういう三股にとどまりたいと企業が考えておって企業を拡大したいと言っても……。その意見はどうなったのか分かりませんけど、従業員からも私は言わされましたよ。どう考えますか。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今のお話、私も耳にしましたけれども、それはちょっと違うんじやないかなと思います。町としましては、町内に移転したいということでございましたのでいろいろとご紹介を申し上げました。ただ、その適地は近くに畑かんが絡んでいます。農振が絡んでいます。時間がかかります。そういうことでどうされますかということで。

都城のほうは既に分譲していますので時間的にすぐ取得できる。町でやろうとすると1年ぐらいかかる。そういう企業のスピード感を持つと都城さんほうで用地分譲の取得をされたと。町としましても一生懸命地元に残ってもらいたいということで努力はしました。

そして、また先ほど言いましてから企業の名称でコガネイさんの話をされましたけど、あれについても、町も一生懸命努力しましたけれども、土地の価格が相当高かったんですね。要するに地権者が売ろうとすると。しかし、会社のほうが考えている値段とは相当の乖離がございました。

そこで用地取得ができなかつたと。都城のほうの団地のほうが安いと。そういう企業の事情もあって移転された。

町が全く何もしていないということではなくて、町としましては、畠かんを抜こう、農振を抜こう、そして、企業にも周辺の道路整備もうちは責任を持ってやりますということも確約し、そして、県のほうともやり取りをしながら努力はさせていただいたところでございます。

ただ、都城さんのはうは田んぼなんですね。田んぼの開発というような形で畠かんが入っていないんですよね。町の場合は、畠かんと農振が入っていますので非常にハードルが高いと。ですから、工業団地を造ろうとしてもなかなか難しい。だから、町としましては、一社一社が相談に来られれば、それに応じたところで、誘致、畠かん、農振を除外する努力はしていこうというふうには考えています。

そういう意味合いで、町としましても、何もしないというふうに壁をつくるんじやなくてできるだけ努力しながら誘致しようと。そういうふうな努力はしていますので、そこは誤解のないようにお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 町長のお話を聞いたらよく分かるんですよ。分かるんですけど、手を打たないとこのままじや駄目ですよ。町長ももう4期もされて実力があるんですから、そこは県内あたりで実力を示してくださいよ。なんかこう、ほかから聞いてあまりよか話は聞かないんですよ。町長はそういう考え方で、厳しい条件はあるんですけど、やっぱりそういうのを乗り切っていくような努力をしないとこのままじや駄目ですよ。規制は分かるんですよ。どこも規制はかかっちょつとですよ。そこ辺は、町長と私の考え方の差、もちろん違うんですけど、もう一回お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） このことについては、ルールを守って手続をしなくちゃなりません。ですから、県のほうにも直接行きます。そして、また国のほうにも、直接ルートがありますのでそちらのほうとも話をしております。ただし、県のほうのルール、ハードルを超えたたら国という形になります。4ヘクタールを超えたたら国の案件になりますので。そういうふうな努力はさせていただいているところです。

ただ、先ほどから言いますように、いろいろと法的規制がございますので、それを一つずつクリアしていく、ルールを守って一歩一歩前に進めていく、これが行政として当たり前のやり方じやないかなと思います。もちろんいろんなところに足を運びながら努力はさせていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 努力されているのか分からぬところもありますけど、条件として工業団地とかそういうのを設けないと企業も来られないと思います。開発に時間がかかるといつても、今日、あした、企業が来ても受皿がなかつたらほかのところに行ってしまうわけですよ。だから、長期的に考えて早く手を打つやらないと今頃になってからどうだこうだと言われても企業も困ると思うんですよ。

運送業とかそういう小さい四、五人の雇用も必要か分からぬんですけど、大きい企業が来ないと町にも税金も入らないし、人口も増えない。そういうことでは駄目だと思います。町長に何回も質問いたしましたけど、厳しいのは分かるんですけど、そこを乗り越えて頑張るぐらいの気力を持って頑張っていただきたいと思います。

あまり長話もできませんけど、ふるさと納税についてお伺いいたします。現時点での寄附額はどれだけになっているのか、伺いをいたします。

資料が24年度の状況で皆さん的手元にあると思いますが、今は都城と宮崎市が入れ替わっております。売上げが宮崎のほうが多くなって、都城は3番目かそれぐらいになっていると思いますが、また、都城市がぶり返すと思います。

この状況から判断してどれくらい伸びたのか、24年度の報告書からするとどれくらい増えたのか、お伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 質問事項3、ふるさと納税について、①現時点での寄附額はとのご質問にお答えをいたします。

今年7月末日時点の寄附額は4,796万5,000円となりました。昨年の同時期は2,178万4,000円、2,618万1,000円の増でございます。また、一昨年、令和5年度の同時期は3,323万1,000円でこれも本年度と比較しますと1,473万4,000円の増がありました。

今年度の寄附額増の要因は様々考えられますが、ふるさと納税市場自体が拡大していることや制度改正によるいわゆるポイント還元が上半期で終了するため、上半期に駆け込み需要が既に始まっていることなどが挙げられるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 細かく言われたんですけど、昨年とすると、1億900、この金額とするといかがなんですか。増えているんですか。減っているんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 2024年の、今ご提供いただいている1億9,611万円ですかね、このとき、これは昨年ですけれども、昨年は、現在、7月末時点になりますが、7月末時点では2,178万4,000円でございました。今年度、今年の7月末時点は4,796万5,000円ですので、昨年度と比較しますと、2倍以上、寄附額は伸びております。ただ、先ほど申し上げましたとおり、今月9月末でポイント還元という制度がなくなりますので、上半期に向けて9月末に向けて寄附額が伸びております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） この1億9,000以上、2億を超しているんですか。減っている。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） こちらの実績については年度ですね。4月から3月までの合計でございます。現在、令和7年度については、4月から始まり、まだ7月末までしか出ておりませんので、単純比較はできないと思いましたので、昨年の同時期と比較しますと倍近く増えているという状況です。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 町長の発言で、前回やったですか、「高原並みぐらいは行きたい」という発言を聞いたんですけど、ここまであと何年かかるんですか。町長、いかがですか。ここで答弁されました。「高原並みぐらいは行きたい」と私は聞いたんですけど。（発言する者あり）

ん。いや、今頃、そうやって言ってもらったら私も困りますけど。そこ辺を。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 記憶にございませんけれども。目標、今年の予算化をしていますけど、3億円ということですんで。そして、また将来的には4億、5億を目指していきたいなというのが目標でございます。取りあえずは、まず、今年、今、4月から7月までが昨年よりも倍増していますので、この勢いで行ければいいかなという感じは持っていますけれども、努力を、今、一生懸命、担当課のほうでやっているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 私の思いと町長の聞き方が、私は耳を疑うんですけど、楽しい夢

を持っているなと思っていましたけど、この資料は、都城のお客さんから三股はどういうこつかよと言われて都城の人が私に資料を下さいました。「三股はどういうことかよ」と言って。恥ずかしいですよ、私も。そういう状況であるので、町長、三股も人口が多いので下のほうにおるということはどうか世間体にはあまりよくないですよ。努力が足らんと言いたいですよ。町長が高原ぐらいはと言われたので、今後、これを目標にして頑張ってください。高原も頑張っているんですよね。三股よりかはるかに頑張っているんです。町長が、前回のとき、答弁で高原ぐらいは人並みに頑張りたいと言われたけど、実際、ここまではまだ数年かかります、こここの金額に上がるには。

そげん言って町長をいじめるつもりじゃないんですけど、次に入ります。新しい返礼品の開発はどうなっていますか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 新しい返礼品の開発はどうなっているかとの質問にお答えをいたします。

今年7月末日時点で51の応援事業者、333の返礼品となっております。5年前の令和2年度は16の応援事業者、63の返礼品でございました。比較しますと応援事業者は35事業者の増、返礼品は270品の増となっています。

町の取組といたしましては、応援事業者が新たな返礼品の開発や既存返礼品の改良などに要する費用の一部を、上限50万円で補助する制度を行っています。活用いただいた実績といたしましては、令和4年度は11件、令和5年度は4件、令和6年度は2件、今年度も既に1件の申請を受け付けているところです。事業者様からの返礼品の相談は、中間事業者やふるさと納税推進係で随時受け付けており、新しい返礼品の開発を推進しているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 品目は増えたか分かりませんが、金額が上がらないと何にもなりません。その辺はまだ売上げが足らないので、もう一回いろいろ開発を行っていただきたいと思います。

それと、企業誘致にもう一回振り返りますけど、三股の業者さんがほとんど口をそろえるのが、田上地区の本村設計があるんですけど、あそこは全部耕作されていないので、造成をしていたら企業がすぐあっこは集まるよと言われております。市町村によっては、末吉なんかも農地をどんどん開発して工業団地にやっています。やはりあそこが流通関係も一番最適なところであって、耕作もされていない、農業委員会の担当だけど何の方向もない、そういうことでは駄目だということで、私の個人的な見解ですけど、そういう意見を聞いておりますので。あそこは何町歩も広

がりますよ。あっこ辺をやつたら交通の便もいいし、あっこ辺を開発したらどうかという意見も結構あります。

以上で終わります。ありがとうございました。

---

○議長（指宿 秋廣君） これより、昼食のため13時30分まで本会議を休憩します。

午前11時38分休憩

---

午後1時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位7番、内村議員。内村議員。

〔10番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（10番 内村 立吉君） 皆さん、こんにちは。発言順位7番、内村です。

通告したことについて質問していきたいと思います。今回の質問につきましては、小学校プール利用について、ため池劣化状況調査について、新型コロナ感染者数についてということで質問していきたいと思います。

まず、スポーツ振興に関する全国自治体調査、1,140の市町村から回答を得た中で、小学校の水泳授業を全ての学校で実施している自治体が94.4%に上っております。その中で6割の自治体は何らかの形で校外のプールを活用しているということです。

まず、最初に、校外のプールを使う理由といたしまして、屋外プールが老朽化している学校につきましては、今後、維持費の増加が課題となっていくということです。2番目に、教員や児童、保護者のアンケートを行ったところ、泳力向上や教員の負担軽減といった効果が確認されたため対象校が拡大といったところもあると言われております。3番目に、朝早く来て水温を測る作業や天気の心配が要らなく教員の負担軽減につながっていくということです。

そのようなことで、校外プールを使うことに対して本町の考え方などを伺いたいと思います。

あとは、質問席に質問していきたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 小学校水泳事業で、維持管理費の削減や教員の負担軽減が目的で、校外プールを利用する動きが広まっているが、本町はどのように考えているかというご質問にお答えいたします。

校外プールの利用につきましては、維持管理費の削減や教員の負担軽減という観点で注目されていますが、本町には民間のプールが存在せず、一番近い都市の施設でも車で約20分かかる

ため児童の送迎が必要になります。このため、現在の小学校プールを引き続き活用することが適切であると判断しています。

今後も、よりよい学習環境を提供できるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 本町には、そういう施設がないからということあります。いろんな考えがあると思いますけども、その中で、本町には小学校が、三股小学校、勝岡小学校、梶山小学校、宮村小学校、長田小学校、三股西小学校、6校あります。その中で、小学校の児童数、建設年月日、現在のプールの状況、状態はどのようなものであるかということで伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 各学校の施設の状況につきましては、別紙に記載しておりますので資料もご覧ください。

三股小学校は児童数563名、施設は昭和46年、築54年でございます。現在、プールサイドの塗装剝がれ、経年劣化が進行しているような状況です。勝岡小学校は児童数364名、施設は昭和60年建設、築40年でございます。プールサイドに数か所のひび割れが確認されており、経年劣化が進行しているような状況でございます。梶山小学校は児童数71名、施設は昭和59年建設、築41年でございます。現在、特に目立った損傷等は確認されていないような状況です。宮村小学校は児童数130名、施設は平成5年建設、築32年でございます。小プールの排水口の蓋やプール底部に修理が必要な箇所がございます。長田小学校は児童数57名、施設は平成14年建設、築23年でございます。現在、特に目立った損傷は確認されておりません。三股西小は児童数674名、施設は昭和63年建設、築37年でございます。プールの水漏れが確認されており、加えてプールサイドのレンガブロックや排水バルブに修理が必要な箇所がございます。

以上、各校の施設の状況について報告いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 今、6校の小学校の説明がありましたけど、その中で、三股小学校と勝岡小学校につきましては、ひび割れが入って劣化が進行中ということあります。この話を聞く限り、あと何年もつか、建て直し時期に入っている状況じゃないかと思います。そのことにつきましてどのように考えられるか、伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 学校プールの法定耐用年数、一般的に30年とされています。これ

は税法上の減価償却の基準であり、プールの物理的な寿命を意味するものではありません。したがって、国内の学校におきましては、適切な維持管理や修繕を行うことで30年を越えて使用しているプールが多数存在しています。

本町では、5校で築30年を越えていますが、現在のプールの活用を基本方針としています。文部科学省が推進する学校施設の長寿命化計画に基づきプール本体の防水層やろ過装置などそれぞれの耐用年数に応じた計画的な修繕・改修を行うことで、プールの安全性と機能を維持し、長期間にわたって活用していく考えです。しかしながら、三股小学校のプールは築54年であり、経年劣化の進行が激しいことから新設を検討する段階であると考えております。

教育委員会といたしましては、子供たちに最適な学習環境を提供できるよう、プールの状況を注視し、必要に応じて他の手段や提案にも柔軟に対応してまいります。引き続き安全で快適な学習環境も確保に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） それぞれの学校のプールの経過を見ながら対応していって、三股小学校につきましては新設を検討したいということによろしいですかね。これにつきまして、梶山小学校と長田小学校は目立った損傷はないということありますけども、このことについては児童数も少ないわけですよね。71名と57名であります。長田小学校につきましてはまだ23年ということでありますけども、その中で、今までに修理したとかそういうことがあるからこういう状態であるということでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） ご質問についてお答えいたします。

これまで、令和4年から令和7年になりますが、それぞれのプールにつきまして、改修・修繕を行っているような状況があります。大きいところでは、三股小学校あたりで修繕が多くかかっているところもあります。勝岡小学校につきましては、以前、井戸水を使っていたところを水道水の利用に変えたりとかいうこともしている状況です。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 劣化が激しいところと激しくないところとあるわけですが、宮村小学校につきましては、以前にも一般質問で勝岡小学校のPTAの会長さんがプールサイドの塗装が剥げていると。そして、子供が周りを回ったときにかばかばになっているわけですよね、剥げちょっと。その中ではだしでさるくから足にけがをするということがあったんですよ。修理してもらいたいという要望があつて、ほかのところのプールも点検したところ、そういったこと

があってプールを直してもらったという形跡があります。

そして、サイドの水はけが悪いということがあったんですね、プールの。側溝の水はけが悪いというようなこと也有ったわけですけども、この中で修理したという経過もあります。

この中で、これからこの数字を見た限りでは、三股小学校と勝岡小学校、三股西小学校というのは児童数も多いですね。児童数も多いということは使用する回数も多いということになりますよね、それだけ。多いから劣化する可能性も大じやないかと思いますけども。あと、勝岡小学校の劣化について、三股小学校は検討するというようなことでしたけども、勝岡小学校についてはどのようにでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 先ほどお答えしましたように、三股小学校につきましては新設も含めて検討するというふうに考えているんですが、他の小学校につきましては、修繕を重ねていくというようなことも含めて、今後、子供たちが使いやすい環境を整えていきたいというふうには考えております。

ただ、近年、暑さ対策もあり、プールサイドに座っている児童がやけどをしたとかそのような事案も起こっておりますので、そういう修繕だけではなく子供たちの安全面に配慮した改修等についても考えていかないといけないというふうには思っているところです。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 今、プールのことにつきましていろいろ質問してきましたけども、教員の負担軽減というようなことがありますよね。最初、ここにつきましてですね。負担軽減。そして、その中で、保護者のアンケートを行ったところ、児童とかに当たったところ、そういうことが確認されたということはありますけども、ここ辺あたりのところ、どのように思われますか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 近年は、教員の負担軽減ということで民間のプールを活用して、民間の指導者に直接指導していただくというような例も出てきているところです。ただ、本町におきましては、そのような施設がないというところもあります。

都城市におきましては、観音池のプール、それから高崎のラスパのプール等を利用している学校があるということですが、施設をお借りするということで指導をそこのインストラクター等にしていただいているという状況ではないということでございました。

現在、三股町のほうでは、先生方の負担軽減ということでは、水を替えるとき、水をプールに入れるときの開栓、それから水を止めるときの閉栓、そういうところは地域の方等に協力を頂いてやっているというような状況はあります。その他につきましては、先生方が管理等もやって

おりますので負担は大きいというふうには考えているところです。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 高崎とか高城はプールがありますからそこ辺あたりをうまく活用しているというようなことでしょうね。

今、最初の答弁の中で、本町にはそういう施設がない、そして送り迎えに時間が20分ぐらいかかるというようなことを言われたわけですけども、このことにつきましては全くそのようなことは考えていないということでおろしいでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 先ほどお答えしましたように、現在のところは各学校のプールを活用するということを考えているところです。ただ、小規模校等もございますので、プールの維持管理等を含めたときに合同で行うとか学校で移動して水泳の授業を行うということについては今後柔軟に対応は考えていかないといけないというふうにも考えているところです。

あとは指導者の派遣とかですね。現在、移動して行うことはですのでそういうところができれば。現在も、体育振興指導教員等に指導に来ていただいているというような例もありますので、そういう民間や地域の方の協力というところについては考えていかないといけないというふうに思っているところです。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 分かりました。柔軟に対応して、全く考えていないということじゃないということですね。そこ辺あたりはいろいろと柔軟に対応していきますということですね。

この中で、先ほど、最初、言ったわけですけども、小学校のプールの利用につきましては安心安全が大事じゃないかと思います。そのようなことで、一番、維持管理の中で注意されているというようなことがありましたら。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 普段から水質等につきましては検査等を行いながら利用しているところですが、近年は、暑さ対策、それから雷、そういうところでも利用できない日が出てきているというような状況がありますので、そういう天候等も十分配慮しながら、またそれに対する対策についても考えていきながら安全に子供たちが充実した授業ができるように取り組んでいければというふうに思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） いろいろ、今は非常に異常な暑さですから、そして、衛生面も大事じゃないかと思いますのでそれなりに対処していただきたいと思います。

そして、プールを行う中で、去年だったですかね、四国でプールの中で死亡事故があったんですね。そういうこともありましたから、学校長とかそういう携わった人がいろいろなことを言われまして裁かれたんですよね。そういうことがないように。なかなか難しい状態ですけども、子供は水遊びが好きですから、夏は特にこんなに暑かったら本当に喜びますから。しかし、危険が伴いますから。この辺あたりは、そこら辺は十分周知してもらったりして、教育の一環ですけども、やってもらえばいいんじゃないかと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

いろいろ質問してきましたけども、3番目の質問の中で、今、答弁の中にも入ったかもしまんけど、現在のプールにつきまして耐用年数も過ぎておったり老朽化しておったプールもあります。いろんな自治体の中で費用対効果を考えたりされているところがあるわけですね。検証しているところがあると言われております。本町として、改めて、このことに対してどのように考えているか、伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） プールの授業につきましては、他の種目の事業に比べますと費用面が随分かかるというところがあります。当然それは水道代もありますし、これは毎年かかるもんですが、あとは施設は先ほど言いました新築につきましてもかかりますし、改修、そういうもので多くの費用がかかっているというところがあります。

ただ、現在は、学習指導要領の中で水泳が小学校・中学校は必修となっておりますので、ここにつきましてはどのような形を取りましても水泳を行うということが必要になってきますので。本町の場合は現在の環境を考えると、各学校のプールを利用するということが効率的な事業の運営になるというふうに考えております。その辺の費用等についても、いろいろと配慮しながら今後進めていければというふうに思っているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 必修科目になっているわけすけども、行う中ではなかなか危険も伴ったり難しいところもあるということですけども、いろいろあります。民間委託につきましても相手がいるわけで、こちらから一方的には進めることはできないですから、話合いの中で慎重に進めていかなければならないわけですから、そこ辺あたりは。先ほど言われたとおり柔軟に対応していただければと思っております。ここ辺あたりは、いろいろなこと、費用対効果とかのことを考えてやっていただけだと思います。

続きまして、ため池の劣化状況調査ということで伺いたいと思います。

今、ため池については、土地改良区が管理を行っております。地域の暮らしを守るためのため池が、最近のような猛烈な豪雨で災害の危険となっております。ため池につきましては、宮田池、上米地区にある。そして、前山池、谷地区ですね。堂領池、谷地区ですね。池ノ谷池とあるそう

です。池ノ谷池は大悟病院のところにあるそうです。

決壊したら地区が大きな被害を被ります。ため池決壊などの被害は最近10年間で毎年500件から1,000件程度発生して94%が大雨と言われているそうです。災害時に決壊があるということで、ため池の劣化状況調査、補修・改修の結果、検討があつたわけですが、途中かもしれませんけども、この状況についてどのようにであったかということで伺いたいと思います。4つの池についてどのようにであったかと。概要について伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 災害時に決壊のおそれがあるため池の劣化状況調査ですね。補修・改修計画の検討と宮田池、前山池、堂領池、池ノ谷池の状況はどのようにあるかについてお答えいたします。

本町の防災重点農業用ため池として指定されているため池は5か所でございます。その中で、水がためられ、稼働しているため池が宮田池、前山池、堂領池、池ノ谷池の4か所でございます。

劣化状況調査につきましては、令和6年度に宮田池と前山池の2か所を調査し、堤体、洪水吐、取水施設などに大きな損傷は見られず、診断した結果といたしましてはいずれも経過観察との診断が出ております。令和7年度は、堂領池と池ノ谷池の2か所について劣化状況調査を行う予定であります。

なお、今後の計画といたしましては、来年度以降、地震・豪雨耐性評価の実施を予定しておりまして、診断された結果によっては必要に応じて補修及び改修などの対応策を検討していくことになると思われます。

以上です。

○議員（10番 内村 立吉君） 6年度に宮田池と前山池をされているというわけですね。そして、今後、また堂領池と池ノ谷池をなされると。今年度になされるわけでしょうかね、2つは。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 堂領池と池ノ谷池については本年度ですね。令和7年度、劣化状況評価を実施予定です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） この池につきましては、何年置きにあそこで調査を行うというようなことであるわけでしょうか。こちらから要望して調査してもらうということでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 防災重点農業用ため池に係る劣化状況調査、劣化状況評価及び、先ほど言いましたけれども、来年度以降、地震・豪雨耐性評価の実施を計画しているということで回答させていただいたんですけども、これにつきましては、国のほうで防災重点農業用ため

池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法というものが、令和2年10月1日に施行されまして、約10年間、令和13年3月31日までの特別措置法というのができるております。

その中で、特措法というものが、平成30年頃の集中豪雨、特に西日本豪雨とかでため池が決壊したりとかという状況、被害等がありましたので、それを踏まえて国が特別措置法を施行してその措置法の中で全国ため池の劣化状況評価と豪雨・地震耐性評価を実施をしているという状況の中で、今回、三股町においても、この4池について評価を行っているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 国のほうからそういうやりなさいというようなことが出ているということですね。結局、防災をすることでそういうやってくださいというようなことが出ているということですね、それに対して。そして、こちらからそういう池の周りを見たりして、ひび割れとか劣化状況とかが入っておったらそういう見回りをして、おかしいと思ったら、届け出たら、そういうことが要望したらできるというようなことでよろしいわけでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 今のやっている劣化状況評価と今後する地震・豪雨耐性評価につきましては、国の方針に基づいてやっていくんですけども、通常、日頃におきましても、池を管理しているため池の管理者である土地改良区とかが点検等を行っていますので、その中で、随時、もし、変調というか、そういうのが見受けられたときには担当部署としても現場を確認して早急な対応策とかが必要になってくればそういう対応等を考えていかないといけないなということでは考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） それでは、ため池の2番目に行きますけど、ため池の所有者名義で不明な土地はないかというようなことを挙げておりますけども、このことにつきましては、農水省が、不明なため池、名前が分からぬため池については、行政代行ができるというようなことがあるみたいですね、その中で。

自治体が調べれば緊急のときには名義が分からぬこと、災害に対する進め方ができないということありますので、スムーズに流れていくようにということでこういう不明な土地はないかというようなことで挙げております。そんなことで、こういう土地はないか、不明な土地はないかということで伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） ため池の所有者名義で不明な土地はないかについてお答えいた

します。

町内のため池の登記簿上の所有者名義につきましては、全て個人の名義となっております。管理につきましては、ため池が所在している地区的土地改良区が管理を行っております。また、ため池の所有者が不明となっているかどうかにつきましては、町ではこれまで調査を行っていないことから特定できていない状況であります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） そういう証明、名義が不明の土地は特定できていないということですね、これは。そういうことでよろしいわけですね。

その中で、ため池の所有者につきましては、いろいろ集落とかいろいろありますけども、この中で水の管理をしているのは土地改良区ですから、土地改良区の皆さんは雨が降ったときも雨の強い中をそれぞれ池に行ったりして水門を外したりしてはかしたり調整したりしていますので、皆さん、そこ辺あたりは分かってもらえばと思っております。

そういう分からぬところでいろんな苦労をされているわけですので。この中で農業振興課が分かっていらっしゃるかもしれませんけど、雨のそういう日は、行きたくないけど、それぞれそういうことに携わっておりますのでそこ辺あたりのことも十分分かってもらいたいと思います。

この中で最後になります。新型コロナウイルス感染者数についてはということであります。

新型コロナの新規感染者が増えています。今年の夏は変異株オミクロン株からのニンバスというのが流行していることがあります。喉の痛みが特徴であるということであります。新聞紙上で見たときに最も多のが宮崎県であると。そして、鹿児島県、佐賀県と続いております。九州地方が多くて目立っているということであります。本町における状況ということでこういう質問をいたしました。本町における新型コロナウイルスの感染者数、感染対策ということで伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 本町における新型コロナウイルス感染者数、感染対策についてお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、令和5年5月8日から5類感染症に移行されたことに伴い、感染状況を示すデータは、これまでの全数把握から医療機関の報告を基に公表する定点把握に変わりました。

全国の感染状況は、令和7年8月18日から8月24日までの1週間の報告数が3万3,275人、定点医療機関当たりの平均患者数が8.73人でした。前週の6.3人から増え、10週連続で増加しています。宮崎県の報告数は589人、定点医療機関当たり21.04人で全国で最も多く

なっています。年齢別では60歳以上が全体の4割、20歳未満が全体の3割を占めています。また、都城保健所管内の報告数は58人、定点医療機関当たり14.5人となっており、宮崎県平均21.04人より低くなっています。現在、定点医療機関からの患者数の報告となっているため市町村ごとの感染者数は出されておりません。

本町では、感染症対策として手洗い、うがい、せきエチケットなど基本的な感染症対策をホームページで周知しているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 市町村ごとではないということですね。そして、都城保健所管内ということで58名ということですね。そういうことで管内が58名であるということですね。そういう市町村ごとのあれば出でないということです。管内ということですね。

感染につきまして、個人個人が、いろんなところで話を聞きますけど、情報をつかんで個人なりに健康管理に努めていくのが一番じゃないかと思います、それぞれで。誰がどうのこうのじゃなくて自分自身が一番持って努めていくのが一番じゃないかと思っております。

3項目について質問してきましたけど、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

-----  
○議長（指宿 秋廣君） これより、14時30分まで本会議を休憩します。

午後2時07分休憩

-----  
午後2時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位8番、田中議員。田中議員。

〔5番 田中 光子君 登壇〕

○議員（5番 田中 光子君） 皆様、こんにちは。質問順位8番、田中光子です。通告に従って行ってまいります。

まず、質問事項1のRSウイルスについて質問させていただきます。

お手元の提供資料1をご覧ください。

RSウイルス感染症は、RSウイルスによって引き起こされる呼吸器の疾患です。乳幼児に多いとされますが、高齢者や慢性呼吸器疾患などの基礎疾患を持つ成人でも重症化するリスクがあります。特効薬はなく治療は症状を和らげる対症療法が基本です。

RSウイルスは、年齢を問わず何度も感染を繰り返しますが、初回感染時にはより重症化しや

すいと言われており、特に生後6か月以内に感染した場合には、細気管支炎や肺炎など重症化することがあります。生後1歳までに50%以上が、2歳までにほぼ100%の乳幼児が少なくとも一度は感染するとされています。

通常、RSウイルスに感染してから2日から8日、典型的には4日から6日間の潜伏期間を経て発熱、鼻汁などの症状が数日続きます。多くは軽症で自然軽快しますが、重くなる場合には、その後、せきがひどくなる、喘鳴が出る、呼吸困難となるなど症状が出現し、場合によっては細気管支炎、肺炎へと進展していきます。

初感染乳幼児の約7割は、鼻汁などの上気道炎症状のみで数日のうちに軽快しますが、約3割でせきが悪化し、喘鳴、呼吸困難など出現します。重篤な合併症として注意すべきものには無呼吸発作、急性脳症等があります。

生後1か月未満の乳児がRSウイルスに感染した場合、非典型的な症状を呈するため診断が困難な場合があり、また、突然死につながる無呼吸発作を起こすことがあります。RSウイルスは生涯にわたって感染を繰り返し、幼児期における再感染での発症はよく見られ、その多くは軽い症状です。

では、質問要旨1、町内の医療機関や保健所からRSウイルスの流行状況に関するデータ、感染者数、年齢層、重症化の傾向を教えてください。

あとは質問席にて行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） RSウイルス感染症の流行状況についてお答えいたします。

RSウイルス感染症は、RSウイルスの感染による呼吸器の感染症です。生後1歳までに半数以上が、2歳までにほぼ100%の乳幼児がRSウイルスに少なくとも一度は感染するとされています。通常、RSウイルスに感染してから2日から8日の潜伏期間を経て発熱、鼻汁などの症状が数日続きます。

感染者数は、宮崎県感染症週報によりますと、3月10日から3月16日の週が県内で99人、都城保健所管内で25人と最も多く、8月11日から8月17日の週が県内9人、都城保健所管内はゼロ、8月18日から8月24日の週が県内10人、都城保健所管内はゼロとなっております。

宮崎県感染症週報は、定点医療機関からの報告になりますが、RSウイルスの検査は主に1歳未満の乳児となっております。一方、再感染では風邪症状または気管支炎症状のみである場合が多いことから、RSウイルス感染症であるとは気づかれていない年長児や成人もいます。多くは軽症で自然軽快しますが、生後6か月以内の乳児や基礎疾患のある小児や高齢者が感染すると重

症化する可能性があります。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 今、調査の結果ではゼロということで、検査をしないので分からぬいんですよね、R S ウィルスは。人口分布に基づく三股町の60歳以上の高齢者、成人におけるR S ウィルス感染者数は407人、入院患者は50人、死者数は1人と想定されます。

要求資料の3-1をご覧ください。

ここには定点医療機関当たりの患者数があります。このデータを定期的に収集して分析されているのか、お聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 感染症の発症動向データの収集・分析についてお答えいたします。

宮崎県感染症週報で定期的に情報収集し、感染症の動向を確認しています。流行状況が見られたときにはホームページで広報しているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） では、次に、質問の要旨2の啓発について入ります。

ある調査ではR S ウィルス感染症についてある程度以上知っていると回答した人は約18%、自分も感染する可能性があると回答した人は27%と認知度が低いことが明らかになっています。

R S ウィルス感染症の認知向上と予防啓発が重要であると考えますが、そこで1番目の妊婦さんや乳幼児、高齢者、基礎疾患を持つ方など重症リスクが高い方々への予防接種の重要性について町としてどのように啓発活動を行っているか、お聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） R S ウィルス感染症の重症化リスクが高い方への啓発についてお答えいたします。

R S ウィルス感染症につきましては、宮崎県感染症週報で定期的に情報収集しておりますが、妊婦さんを対象とした教室や乳幼児の健診、教室等、それから新生児訪問、それと高齢者の重症化予防ということで家庭訪問等をしておりますが、そういった保健活動の中で感染症につきましては周知しているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） このようなのは渡されているのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 今の資料は、薬品会社の方が医療機関に渡されているものではないかと思っているところです。今見せていただいたリーフレットに関して、私も持っておりますけれども、それに関しては、周知というか、配ったりはしていないところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員、「このような」と言ったら議事録で全然出てこないのでひしやつと説明してからやってくださいね。田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 季節性の呼吸器感染症として知られているインフルエンザは例年700万人から1,000万人の患者が外来を受診しているという推定がされています。RSウイルス感染症の場合は60歳以上の患者は年間70万人と推定されています。このうち入院は6.3万人、死亡は4,500人です。インフルエンザの死者数は2,000人から3,000人です。そうなるとインフルエンザでの死者数よりRSウイルスでの死者数が多いことになります。

また、入院期間はインフルエンザで15日から21日です。RSウイルスでは30日間と長期間となる傾向があります。そのため、高齢者では、日常生活を送るための動作能力が低下し、寝たきりになってしまうケースもあります。

このように、例年インフルエンザと同様に猛威を振るうRSウイルス感染症ですが、高齢者はどうして認知度が低いのでしょうか。

そこで、質問の要旨2の2、RSウイルスの症状や感染経路、予防方法について広報やウェブサイト、SNSなどを活用して町民に分かりやすく情報提供しているか、お聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） RSウイルス感染症の情報提供についてお答えいたします。

情報提供につきましては、先ほども申し上げましたように、感染症の発症動向を定期的に確認し、RSウイルス感染症に限らず感染症が流行した場合には、ホームページで注意喚起を行っております。現在、RSウイルス感染症の主な症状や感染経路予防についてホームページに掲載しているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） ホームページに掲載されるということなんですかけれども、高齢者がホームページを見るかというとなかなかそこまでたどり着かないと思うんですよね。何かいい方法があればなと考えます。

成人では、通常、感冒様症状のみですが、RSウイルスに感染した少児を看護する保護者や医

療スタッフでは一度に大量のウイルスに暴露して感染することによって症状が重くなる場合があります。また、R S ウイルスには、特に慢性呼吸器疾患等の基礎疾患有する高齢者において急性の重症肺炎を起こす原因となることが知られています。特に、長期療養施設内の集団発生が問題となっている場合があります。

そこで、質問要旨 2 の 3 、公衆衛生対策として高齢者施設、保育園、幼稚園、学校など集団生活を送る施設における感染対策について、町としてどのような支援や指導を行っているか、お聞きます。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 集団生活を送る施設における感染対策についてお答えいたします。

R S ウイルス感染症は、65歳以上の肺炎患者の約4%を占めるとされ、高齢者施設での集団感染や免疫状態が十分ではない乳幼児、高齢者などが感染すると重症化することがあります。

集団生活を送る施設での感染対策については、特別に支援や指導を行っていないところですが、先ほど申し上げました町ホームページでの周知、あと新生児訪問や高齢者の家庭訪問、主に重症化予防の高齢者家庭訪問を行っておりますが、そういった中で、直接、基本的な感染予防についてのお話をさせてもらっているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） この高齢者訪問というのは介護保険を受けている方のみになるんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 高齢者の家庭訪問は、町民保健課では、主に75歳以上の方を対象に高齢者の健康診断で重症化リスクの高い方または長いこと健診を受けていらっしゃらない方、それから病院に行って治療をしているけれどもうまくコントロールができていない方など基礎疾患のある方、重症化リスクの高い方を中心に家庭訪問を保健師、管理栄養士等が行っているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 重症化リスクの高い方を把握されて訪問されているということですね。

小児では、2日から8日の潜伏期間後、発熱、鼻汁など風邪症状が数日間続きます。ほとんどの場合、軽く、自然治癒しますが、その後、呼吸器症状が悪化し、細気管支炎や肺炎へ進む場合

があります。高齢者の発生動向について情報は不足していますが、小児の流行期に追従し、流行することが知られており、予防が大切です。

そこで、質問要旨2の4、子育て世代への支援で、乳幼児の保護者向け、RSウイルス感染時の対応やかかりつけ医への相談を促すよう情報提供や相談窓口は設けられているのか、お聞きます。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 乳幼児の保護者向けの情報提供についてお答えいたします。

情報提供につきましては、新生児訪問や1歳6か月時健診などの母子保健事業において行っています。また、感染症に関する相談窓口は、町健康管理センターになっており、随時、相談を受け付けているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 相談窓口があるということですね。乳幼児ではRSウイルス感染症は迅速検査キットを用いて診断することができます。しかし、高齢者の場合は、小児と比べウイルスの排出量が少なく迅速診断キットでは正確な診断ができません。よって、高齢者の場合は、迅速検査自体も保険適用外となっています。治療に関してもインフルエンザのような抗ウイルス薬はなく症状を和らげる治療が中心となっています。薬がないんですよね。このように、診断法・治療法がないことが高齢者のRSウイルス感染症の認知度の低下につなげていると推定されます。

RSウイルス感染症は、ワクチンによる予防が有効で、高齢者はRSウイルスに対する診断・治療がないことは先ほど述べたとおりです。よって、重症化の危険がある高齢者にとって予防が非常に重要です。

そこで、質問要旨3のRSウイルス感染予防ワクチンの公費助成はできないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） RSウイルス感染症予防ワクチンの公費助成はできないかについてお答えいたします。

RSウイルスワクチンは、令和5年9月に60歳以上の成人に対して薬事承認されました。また、令和6年1月に母子免疫による新生児・乳児の予防を目的とする母子免疫ワクチンが薬事承認されており、現段階では任意接種となり、全額自己負担となっております。現在、国の審議会でRSウイルスワクチンが定期予防接種に用いられた際の有効性、安全性、対象者、費用対効果などの検討がされているところで、費用の助成につきましては国の動向を注視してまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 三股町で試算を行ってみると60歳以上の高齢者、成人におけるRSウイルス感染者数推計が249人で、下気道疾患の増悪患者数は158人となり、そのことにより入院患者数は50人、死者数は1人と推計されます。入院が長引いたことで退院後の在宅ケアの利用者数は24.5%が利用されるようです。また、退院後の介護施設の利用者数は11.6%が施設利用となるようです。そして、介護給付費は137万円から280万円を使用することになります。

そこで町長へお聞きします。RSウイルス感染症予防ワクチンの公費助成導入に向けた予算試算をしてみると、三股町の60歳以上を対象として接種率を1%とすると半額相当を助成するということになると115万8,291円となります。この金額で予防できることを考えると介護給付費より少なくなりますし、町民も健康維持ができることになります。町長、助成をお願いできないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど、町民保健課長のほうで回答したとおり、現在、国の審議会のほうで検討されているというようなことでございますので、この費用の助成については国の動向を注視してまいりたいと。前の帯状疱疹のワクチン接種もそうでしたけれども、そちらのほうも任意接種から法定接種になりましたので、そういう方向を今検討されているんじゃないかなというふうに思います。そういう意味で国の動向を注視してまいります。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） そうなんですよ。帯状疱疹も何年かかりましたかね。国が定期接種化するまでまだかかるんですよね。

それを思うと、介護保険の費用は137万円から280万円、半額相当を助成すると115万8,291円と推計されるわけです。参考までに25歳以上が高齢者と考えると、先ほどの事業予算は94万4,925円となりますので、ぜひ前向きに検討を進めていただきたいと考えますが、再度、町長、この金額を聞いていかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 町のほうで試算したところ、高齢者のところが2万1,000、そしてその高齢者数が7,442名、接種率を10%とした場合に約1,500万から600万というようなことでございます。また、妊婦のほうも400ぐらいというようなことで、どの程度、接種率を求めるかということで予算は変わってきますけれども、今のところ町のほうではどのような試算をしているところでございます。そういうことから、これについて十分内部でまた検討

させていただきたいなというふうに思います。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 命に関わることなので、ぜひ検討を進めていただきたいと思いますして、次の質問に移ります。

次に質問事項2のがん患者のアピアランスケアについてです。

提供資料の2ページをご覧ください。

がん治療に伴うアピアランスケア、つまりウイッグ、かつらや乳房補整具の購入費用を補助し、いろいろな相談に対応することでがんによる外見の変化に起因する患者の苦痛を軽減するケアのことです。

令和3年9月議会でも質問させていただきました。そのときの回答はこのようでした。「アピアランスケアは重要なことだと認識しております。しかし、相談に応じたりウイッグ等のケア用品を町独自で行うことは厳しい状況です」とのことでした。

そこで、質問要旨1、ニーズの把握についての1、がん患者やその家族を対象とした調査やヒアリングを町として行ったことがあるのか、お聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） がん患者のアピアランスケアのニーズの把握についてお答えいたします。

がん治療に伴う外見の変化、化学療法による脱毛や肌や爪の変化、手術による傷、放射線治療による皮膚炎などに対するケアのことをアピアランスケアといいます。アピアランスケアとしてはウイッグによる脱毛のカバー、ヘアケアや化粧品を使ったケア、外見の変化による悩みへのケアなどがあります。

今のところ、町へのアピアランスケアの相談はないところです。ご質問のありましたがん患者やその家族を対象とした調査やヒアリングにつきましては行ったことはないところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） ないということで。

アピアランスケアは、患者の心理的な苦痛を和らげ、その人らしく社会生活の中で今までどおりに過ごすことを支えることが目的です。医療の進歩により治療をしながら日常生活を送る患者が増える中、近年、その必要性は高まっているところです。

私の同級生は13年前に乳がんになり、手術・抗がん剤治療を行い、在宅療養となったときにウイッグを購入しました。がん治療でかなりの治療代がかかり、そして、ウイッグもかなり高価なものでした。しかし、明るく振る舞って生きる希望を持っていましたが、亡くなってしまいま

した。その当時はまだアピアランスケアなど知りませんでした。その当時に相談窓口があればもっと気持ち的に楽だったと思います。

質問要旨 1 の 2 、アピアランスケアを必要としている住民がどの程度いるか、どのようなニーズがあるか把握されているのか、お聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） アピアランスケアを必要としている住民がどの程度いるか、どのようなニーズがあるかについてお答えいたします。

町として調査を行っていないため、町民がどの程度アピアランスケアを必要としているのか、どのようなニーズがあるかについては把握しておりませんが、県内 5 か所のがん相談支援センターが行っているがん治療による外見の変化についての相談状況を見ますと、がん治療をしながらその人らしい生活を送るためにアピアランスケアは重要なことだと認識しております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5 番 田中 光子君） 県内に 5 か所、相談窓口ですかね、あるということで。

では、次の質問要旨の 2 の情報提供についてですが、厚労省の 2018 年度の調査によれば全国のがん診療連携拠点病院の 9 割超が同ケアに関する相談に応じる体制を整えていると言うものの十分に機能していない実態が分かったそうです。

そこで、厚労省は、新たな試みとして 23 年度予算の概算要求にアピアランス支援モデル事業を計上しました。同事業では、がん診療連携拠点病院など研修を受けた医療従事者を置いた専門的な相談窓口を設置し、患者に治療や副作用など情報提供を行い、必要に応じてほかの医療機関との連携をすることとなっているようです。都道府県では、窓口の周知や医療機関との情報提供も行っているようです。厚労省がん疾病対策課は、モデル事業を通して効果的な支援対策について検証し、全国各地での質の高いアピアランスケアの実施を目指したいとのことです。

国立がん研究センター中央病院のアピアランス支援センター長は、外見が変わっても安心して暮らせる方法を提供することが重要だと強調し、厚労省のモデル事業について、患者のニーズに寄り添った相談支援体制の充実が期待できると語っています。

そこで、質問要旨 2 の 1 、病院や保健センターなどでアピアランスケアに関する情報を提供しているか、お聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 病院や保健センターなどのアピアランスケアに関する情報提供についてお答えいたします。

現在、県内に 5 か所のがん相談支援センターがあり、がん治療による外見の変化についての相

談・情報提供が行われております。都域圏域では、都城医療センターにがん相談支援センターが設置されており、三股町の方も相談されております。町保健センターでは、がん相談支援センターの情報提供を行っているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 情報提供はされているということですね。

医療用ウイッグは1万円台からあるんですけれども、複数の調査ではウイッグの購入費は約3万円から5万円かかるようです。

質問要旨2の2なんですが、どのような方法で情報提供されているのか、お聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 情報提供の方法についてお答えいたします。

がん相談支援センターでは、がん専門相談員によるがん治療による外見の変化についての相談、爪・皮膚のケア、仕事との両立、医療ウイッグ、毛つき帽子の紹介等の情報提供が行われております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 全国でもアピアランスサポート事業が広がりを見せていました。

2人に1人ががんと言われる時代でがんは治る病気となってきたと同時に社会復帰するのにいろいろな障害が出てきています。

私の友人が今年の春に乳がんになりました。抗がん剤治療を受けて2週間で髪がほとんど抜けてしまいました。彼女は、ウイッグを購入し、仕事も続けています。その彼女から電話がありました。「ウイッグを買うときに言われたのよね。都城はアピアランスケアの助成があるんだけど、三股はないらしいね」と。私は「ごめん」と言うしかありませんでした。なぜなら、都城に住んでいた彼女なんですけれども、引っ越しを考えているということで三股に呼んだのは私なんですね。決して彼女は私に嫌みを言っているわけではありませんでした。

まだまだこれから手術など治療は続きます。補正下着などが必要となります。1人で頑張って治療だけでも大変なのに、それに伴う不安や経済的な問題など本町に寄り添う手段がないのです。

県内では、補助を開始し、所得制限なしの市町村もあります。都城市では、アピアランスケア等支援事業補助金交付要綱が作成され、今年度から助成が始まりました。普段どおりの生活を支援することは生きる力につながります。

そこで、質問要旨3、アピアランスケアの助成はできないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） アピアランスケアの助成についてお答えします。

現在、宮崎県民を対象とした乳がん患者への助成金応援事業、たとえば基金があり、ウイッグや乳房補整具等の助成があり、三股町の方も利用されております。県内でも都城市、えびの市、国富町、門川町、高千穂町、日之影町の6市町がアピアランスケアの助成を行っております。

がん治療をしながらその人らしい生活を送るために、アピアランスケアは大切なことだと考えておりますので助成につきましては今後の検討課題とさせていただきます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 今後の課題ということで、もし、現時点で導入が厳しい場合、今後、どのような形でがん患者さんを支援していくのか、具体的な展望はありますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 今後、検討させていただくところなんですけれども、現在のところは、宮崎県民を対象としたたとえば基金がありますので、そちらのご紹介、それと、先日、県のほうからアピアランスケアについての調査がありましたので、そこでは県で助成しているところもありますので、県の助成の要望もさせていただいたところでございます。また、今後の検討課題とさせていただきたいと思っているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 検討課題が何年後になるのか疑問なところもありますが、町長にお聞きします。医療技術の進歩によりがん治療を受けながら社会生活を送る方が増えています。しかし、治療を伴う脱毛や乳房の切除など外見の変化は患者さんの心に大きな負担となり、社会とのつながりを断ち切ってしまう原因にもなりかねません。

このような状況の中、お隣の都城市では、がん患者さんの経済的負担を軽減し、社会参加を後押しするためにアピアランスケア等支援事業を実施しています。大変心強い支援だと感じています。一方で、三股町には同様の事業がなく都城市との間に支援の格差が生じています。三股町のがん患者さんやそのご家族からもこうした支援を求める声が聞かれますが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 全てをお隣のまちと同じような形で事業を進めることはできませんけれど、アピアランスケアについては、隣のまちと同じような取組ができるないか、前向きに検討させていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） ありがとうございます。前向きに検討していただけるということ で、住民の誰もが病気になっても安心して暮らせる町で、私たちの重要な責務ですので、ぜひ、 これから早めに検討していただければと考えます。

では、次の質間に移ります。質問事項3の産後ドゥーラについてですが、私の娘は埼玉に住んでいて、出産後、手伝いに行きましたが、私もこのような仕事をしていますので長くは手伝えませんでした。娘は産休中に慣れない子育てで大変だったようです。産休が明けて仕事を始めたら「仕事をしていたほうが楽。昼休憩にはゆっくりご飯も食べられるしね。本当に保育士さんには感謝する」と言っていました。

また、ある人は「産後は総理大臣より忙しい。総理大臣でもトイレは行けるでしょう。トイレも思ったときに行けない」。なぜか分かりますか。寝かしつけるのにだっこをしていて、もうすぐ寝そうだけど、トイレに行きたいと思っても、その時点で赤ちゃんを布団に置いてしまったらまた起きてしまい、一から寝かしつけをしないといけないんですよね。

産後のきつい体で赤ちゃんと向き合うのは想像できますか。機嫌のいい日ばかりではないんです。おむつを替えてもミルクをあげても泣きやまず、親子で泣いたり、例を挙げれば切りがないんです。お母さんは出産したら母親になれるわけではないんです。四苦八苦しながら母親になっていくんです。大変な思いをしながら子育てをするんです。それを少しでも旦那さんが理解し、一緒に子育てをしてくれるならまだ不安が軽減します。

それでは、質問要旨1の1、町内における産後鬱や虐待のリスク、孤立した育児の現状について町としてどのようなデータを収集し、課題を認識しているか、お聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 町内における産後鬱や虐待のリスク、孤立した育児の現状について町としてどのようなデータを収集し、課題を認識しているかについてお答えいたします。

本町では、産後2週間健診と1か月健診で産後鬱病のスクリーニングを行う産後うつ病自己評価票と赤ちゃんに対する気持ち質問票を行っています。また、全ての乳児・産婦を訪問し、産後健診と同様に産後うつ病自己評価票、赤ちゃんに対する気持ち質問票、育児支援質問票を行い、産後鬱病のリスクのある産婦を把握しているところです。

資料の3をご覧ください。

過去3年間の産後鬱病のリスクのある産婦数は、産後鬱スクリーニング調査で産後鬱のリスクのある人の人数となります。令和4年度14人、令和5年度12人、令和6年度12人となっています。

課題としましては、妊娠中や産後の早い段階から相談支援ができる体制を強化することや産後の支援メニューの充実を図ることだと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 今、要求資料の3を見て、少子対策が喫緊の課題となる中、安心して出産・子育てができる環境を整備することは町の未来にとって不可欠ですよね。産後鬱や虐待リスク、孤立した育児の相談件数が、令和6年度には12人となっているということなんですが、産後の心身ともに不安定な時期に母親が孤立することなく安心して育児に専念できる体制を構築することは、産後鬱や児童虐待の予防にもつながります。

提供資料3ページをご覧ください。

産後、見た目には分かりにくいのでママ自体もないがしろにしがちですが、産後の母体は、妊娠・出産により交通事故で全治2か月の症状と例えられる程度であります。交通事故で全治2か月って重症ですよね。そういうダメージを受けているということは、皆さん、ご存じだったでしょうか。産後2か月ほどは、母親は、傷ついた子宮と消耗した体力の回復のためにできる限り横になって体を休めて、これから長きにわたる赤ちゃんとの生活に備え、心身を回復させることがとても大切です。

そこで、質問要旨2-1、産後ドゥーラはどのような役割を担う専門職であるか、町の認識をお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 産後ドゥーラの役割、町の認識についてお答えします。

産後ドゥーラは、育児や家事を手伝い、心身のケアなど出産後の母親をサポートする専門家です。産後ドゥーラになるためには、一般社団法人ドゥーラ協会が主催する資格試験に合格し、認定を受ける必要があります。これにより、専門的な知識や技術を持ったプロのサポーターとして活動することができます。

産後ドゥーラの役割は、育児の手伝い、食事の準備や掃除、洗濯など日常の家事を手伝うことで母親が心身を休める時間を確保することです。また、母親の不安や悩みを聞き、精神的なサポートを行い、特に、産後鬱の予防に寄与しています。育児に関するアドバイスや必要な情報も提供しており、母親が自信を持って育児に取り組めるよう支援しています。

産後ドゥーラは、母親が安心して育児に取り組むための心強い存在です。初めての出産や祖父母が近くにいない、産後に育児や家事を頼める環境がないなど個別のサポートが必要な方の育児の助けになると認識しています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 今言われたように、産後ドゥーラとは、産前・産後のママに寄り

添い、家事や育児をサポートしてくれるスペシャリストです。産後ドゥーラになれるには、先ほど言わされたような資格試験に合格し、認定を受けなければなりません。いわゆるプロのママサポートナーなんですね。慣れない子育てに不安があるママにとってとても力強い存在です。

現代は、祖父母世代が介護や仕事で忙しい、親戚が近くにいないなど様々な社会変化によって産後に育児や家事を頼める環境のないご家庭が増えています。母親の身体が回復しないうちに赤ちゃんや上の子のお世話・家事をするなどして無理をしてしまうと母親の心身の負担が増すばかりでなくだんだんと産後鬱になることもあります。

母体の回復を第一に考え、母親が安心して休んでいられるよう産後ドゥーラは母親の代わりとなって育児や家事サポートをしてくれます。産後ドゥーラの導入は、精神的サポートの強化、多様なニーズへの対応、長期的な子育て支援、このような点で町の産後ケアを強化します。

そこで、質問要旨2-2、産後ドゥーラの存在や利用方法について母子手帳交付時や両親学級、保健センターなどで周知する考えはありますか。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員、この問題で終わりな。時間が。町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 産後ドゥーラの存在や利用方法について母子手帳交付時や両親学級、保健センターなどで周知する考えはあるかについてお答えいたします。

県内にも産後ドゥーラの方がいらっしゃいますが、現在、確認できているところでは2名と少ないため産後ドゥーラの存在や利用方法についての周知は行っていないところです。

本町では産後ケア事業として母親の身体的な回復のための支援、心理的ケアや育児指導、サポートを行っており、利用者が増えておりますので、今後も母子健康手帳交付時や両親学級などで周知していきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 申合せにより、50分ということありますので、残りの質問については、楠原議員の質問の後に質問できることとしたいと思います。

---

○議長（指宿 秋廣君） これより、15時30分まで本会議を休憩します。

午後3時19分休憩

---

午後3時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位5番、楠原議員の残りの一般質問を行います。

○議員（8番 楠原 更三君） 午前中、最後の質問、公共下水道事業につきまして、接続推進を再検討する予定はないかというのが最後でしたけれども、それにつきまして、もう一つ、接続工

事についての金額についてのことをもう一度お伺いしたいと思いますけれども、接続工事における金額の見積り状況において、見積りの際の金額の差があまりにも大き過ぎるという現実について、今後、事業者の方々へ何らかの指導なりを考えられることはあるでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 事業所からの工事の見積書の内容について、何か指導ほかは考えられるかというお尋ねにお答えいたします。

一軒一軒の接続に関する宅内での工事、これについては接続される皆さん方の財産ということになりますので、皆さん方、等しく見積りを取られて十分な比較をされてくださいというご案内はしているところになります。直接的に接続の宅内での工事の内容について、細かい設計を確認するとかそういうことはしませんので、接続についての見積りに事業所同士で差があるのはどうしても仕方がないというか、事業所ごとに差はあるのかなというふうに考えています。

事業所も受注できる状態にあるかどうかとか、そのタイミングで受注ができるかとかそういう事情を勘案した上で見積り作成だろうと思われますので、そのあたりの差については生じるのはやむを得ないところがあるかなと思います。

ただし、施工内容について、事後、終了後に検査を行いますので、その時点で一定程度に達していれば接続の工事としては認めることができますのでそのあたりでの事後での確認というのはいたしますけれども、見積り段階でこういう直接な指導を具体的に行うということは今できないかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今の答弁、納得いかないんですけども、一応、標準工事というのがあると思うんですよね。その標準、接続の距離というのがあります。1メートル当たり幾らとか標準的な値段というのは示すことができると思うんですよね。

説明会のときに示された業者というのはかなりの数があります。見積りを義務者のはうがどっちかといったらどこにでも勝手にやりなさいというようなことであれば、皆さん、標準工事であれば間違った工事をしてもらうということはないわけですから、できたら同じような機能を持つんであれば安いほうがいいにこしたことはないんですよね。けど、それが物すごい差があるんですよ、実際に。ご存じだと思いますけれども。

こういういい道具を使ったからこんだけになったとかそういうのがあるのか、それとも、標準的にはこれにしなさい、見積りのときに、パイプにアルミを使うからこんだけ、ビニールを使うからこんだけ、そういうような仕様上の説明をしなさいとか、そういうようなことはできるんじゃないかなと思うんですよね。標準工事だったらこの金額でお願いしますというような指導はで

きないもんなんでしょうか。

でないと、見積りを頼む側が、工事可能な会社があつて安いのを提示するところがあつたとしても気づかなければそこに注文できないんですね。不利益を被るわけなんです。そういうような上限、シーリングを決めて、工事はこれくらいでやってください、標準工事、そういうのはできないもんなんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 標準的な工事の内容を示すことができないかというお尋ねかと思うんですけど、先ほど申し上げた通り室内の工事になりますとそのお宅の財産の一部を構築するものになります。それから、一つ一つ、布設する配管の距離であつたりとか構造、そういうものが一様ではありませんので、あと、現在使われている浄化槽の人槽なりに応じた形での施工ということにもなりますので、必ずしも一律一様でお示しするというのはなかなか難しいというのは現実としてあります。

なので、事業費として標準的にこの範囲ですということをするとまた自由な事業所さんの公正な施工にも響きかねない状況もありますので、そういうものを一律に示すというよりは、皆さん方、見積りで数社取っていただくのは大変だと思いますし、今、議員がおっしゃったように、指定を受けている工事店というのも、複数、かなりの数ございますのでそういう中から選んでいくのも大変だとは思うんですけども、差があるのは、さっきの答弁でも申し上げましたけれども、事業者さんとして受注できるかどうかということも表現された、加味された見積書ということになりますので十分検討いただきたいというお願いが今できることかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） ということは、現状におきましては、設置事業者に対しては特別なことを今後せずに今までどおりという回答だと理解してよろしいんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） ご指摘いただいて金額の差が大きいというところは、私たちも事業所の事情として分かるところはありますので、そのあたりがあまりにも乖離が大きいというような状況というのは想定した中で話を私たちもしていたわけではありませんでしたので、状況等、そういうことがあればまた少し私たちのほうでも検討できるところがないか実態をよく確認させていただきたいなというふうに思います。

ただ、現状においては、先ほどご説明したとおりで、事業者様も見積りをされる場合においては、いろんな段階だったり、いろんな、例にもありましたけれども、提案内容というのも幾つも

ありますので、そういった中からご選択いただくのが一番今としては状況としては最適かなというふうには思っています。現状をよく見ましてあまりにも乖離が大きいような状況とかそういうのがないのかというのを私たちも注視していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 乖離が大きいのか調査するということですけれども、今、私は、家の付近、周囲で全員大きいんですね。そういう事実があるということでこの質問をしているわけなんですけれども。

個人の財産になるというのは分かります。1メートルをつけるのか5メートルをつけるのか。それは全部財産になるわけですけれども、これから先、10年、20年たてば負の財産になる可能性もあるわけですね、それは。全てがプラスではないということです。今後、人口減少社会になれば、上水道も同じく、下水道もですけれども、負担が……。分母が少なくなるわけですね、利用者の。したがいまして、今の時点で少しでも接続する人が多くなければいけない。

けど、そういう状況なのに、見積りの時点からどこにしたら自分は納得できるのか。2社でも3社でも5社でも10社でもとする人はいないと思うんですね。10社も20社も見積りを立てる人は。どつかでか折り合いを見つけて工事を依頼する。そういうような煩雑なことがあれば接続しようとしてもちょっと待つとこうかなというふうな流れになると思うんですね。町のほうもこんだけ接続できるような体制・環境整備をしているということを説明会のときに表明していただければまだ上水道で接続してない人というのはまずいないでしょうから。同じように下水道もそうしてもらう、可能なところは。というふうに接続に関する推進状況の再検討というのをお願いしたいと思いますが、もう一回、お願ひします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今の件ですけれど、標準工事、私のところも接続しましたけれども、延長が非常に長くて、1か所、見積もった後、100万でした。しかし、えらい高いなということで、今度……。それはコンクリートを剥がして裏まで全部やるわけですね。そこは替えてもらって、今度は土のところをやってもらったら約半分ぐらいになりました。そういう意味合いでやり方によっていろいろと変わっていきますから。

要するに、今言われる標準工事、それがあると接続準備のほうも安心できるんじゃないかな。何メートルと。我々は技術者ではありませんので、そのあたりのところができるかどうか、そのあたりはもう一回持ち帰って検討させていただければというように思います。よろしくお願ひします。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 何とぞよろしくお願ひいたします。

次の質問に参ります。いつものように文化財についてです。

今回は、色を変えまして町ホームページというのを頭につけていますけれども、回覧が月1回となりまして、町のホームページの役割度合いが今後より高くなっていくと思われます。現在、携帯でも見ることが可能となっているわけですから、紙での情報と比べて携帯やパソコンがあればいつでもどこでも閲覧可能となっています。今まで以上に町民が見たくなるホームページ作りという動きはあるのでしょうか。伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 町民が見たくなるホームページ作りの動きはあるかとの質問についてお答えいたします。

町のホームページにつきましては、行政サービスのDX（デジタルトランスフォーメーション）推進におきまして重要な課題の一つであると考えております。

ホームページ作りの動きといたしましては、現時点での動きはございませんが、平成31年の町ホームページの運用開始から7年目を迎えているところです。このため、情報を発信するだけではなく、住民が必要な情報にたどり着けることを重視したホームページを目指すため、今後、検討していきたいと考えております。

なお、情報の提供につきましては、ホームページ単体ではなく包括的な情報提供が必要であるとの考えから公式LINEから誘導・連携できる仕組みも導入しております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） よろしくお願ひしたいと思います。今言われましたように、必要な情報にたどり着けるというのが一番大事だと思いますので、そのためには様々な工夫が今後必要となるのではないかと思います。

先ほど来、最初から言っていますけれども、全ての周知というものが今の状態では下手くそだと思うんですよね、話が。分かりやすく情報を提供し、そしてその情報にたどり着きやすくなるようなホームページ作りをお願いしたいと思います。

これまで何回も同じようなことをこの場で言ってきてますけれども、ふるさと三股を知るためにも、またふるさとを愛し、誇りに思うようになるためにも、文化財というものは大切なものだと思っております。

先日、宮日新聞に、戦争遺品受入れのことが掲載されていました。ご覧になった方もいらっしゃると思いますけれども、受け入れていない自治体が多く、その理由の多くは、収蔵・展示スペースが足りない、確保できないというものでした。本町の場合、戦争遺品に限らず文化財の常

設展示スペース自体がないに等しい状況です。これは、中央公民館1階の東側のスペースは常設展示スペースとして成り立っていないということを前提とした私の意見です。

これについては、全て予算が絡むことですので簡単でないことは分かります。苦肉の策として、ホームページの中で3D映像を伴った記録保存を行った文化財の常設展示を行うことは考えられないでしょうか。

先月末、三股開拓の名残を今に残すような山王原に4つある武家門の一つが解体されました。個人資産であるために所有者の都合によるものでしたが、残念でした。ほかにも、山王原開拓時の名残を残すものがここ数年でかなり失われてきています。山王原だけでもかなり失われてきています。

それに加えて近年では、空き家問題解決としてその活用とともに解体というのもクローズアップされてきておりますが、古きよきものが失われてきているという状況です。これらも時代の流れで仕方ない部分もあるかもしれません、時代の記憶として様々な方法での記録保存が必要だと思います。

そのような中、田上で、今年の春に地下式横穴墓などが発掘されました。しかし、すぐに埋め戻しされるということで3Dでの記録保存がなされたと聞いてますが、このように3Dで記録保存された文化財、幾つあるのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 記録保存した文化財、アーカイブした文化財、幾つあるのかとのご質問についてお答えいたします。

ただいま議員からお話をございました視覚効果の高い記録資料として、立体的に見える3DファイルやVR等を活用した文化財の記録保存は、現在5件ございます。その文化財につきましては、別紙資料のほうに掲載しておりますのでこちらもご覧になってください。

まず、梶山城跡のパノラマVR。こちらについては、令和6年度に作成いたしました。ただいま紹介がございました田上方面にあります遺跡、方境遺跡発掘調査にて検出されました地下式横穴墓1件、花弁形竪穴建物跡2件、方形の竪穴建物跡1件でございます。

なお、発掘調査成果として記録されました4件につきましては、3DデータをPDF形式にて閲覧可能であり、加えて対象物を回転させながら視認できる動画も作成いたしております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） その作成されたものは、閲覧するとならどうやって閲覧できるんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） こちらにつきましては、今後、ホームページの担当部署であります総務課のほうと協議をしてどのように閲覧していくのかということなどについては協議を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今は閲覧できないということですね。できるだけ可能なようにお願いしたいと思います。

郷土芸能についても、3Dでなくても映像での記録保存がされているということを聞いてきておりますけれども、これらも含めて、今、言われましたけども、ホームページ上に載せるということは今検討しているということですけれども、可能だという答えは受けられているんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 郷土芸能の映像につきましては、DVD化してありますけれども、かなり古い映像でございますので、このあたりについて、かなり年月がたっておりますんで、今後どうしていくのかということで、再撮影してそれをするかどうかについて今後詰めていきたいと思っております。過去のやつは古いということでありますので新しいやつをまた作成してするかどうかにつきましては今後検討してまいります。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） ホームページを作成されている、総務課になると思いますけれども、こういう3Dの情報、これをホームページに載せるということは可能なんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） こっちに聞いちゃるけど。大丈夫。教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 動画につきましては、まだ、現在、どれぐらいの容量なのか、また長編になりますと、なかなか、見る側も全てを見るというのに対しましては、そのあたりも含めまして、短編にしていくのか、13ありますので。そしてまた休止しているところが2団体ありますんで、どのようにして撮影してそれを編集していくのかというのもありますので、今後、編集あたりも駆使しましてできるだけ見やすい映像という形で今後教育課としてはそのように考えております。それを見る側がどのような形で見たいのかというあたりも探ってまいりたいと思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員、質問するときにあればここに教育長だけじゃなくて町長と入れるようにお願いします。

○議員（8番 楠原 更三君） 思いました。

○議長（指宿 秋廣君） お願いしますね。楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 3Dのデータにつきましては、URLを貼り付けることによって閲覧可能だという話は聞いているんですよ、その作者から。そのうちというよりも、今できているものを例えばホームページの最初の画面で……。新着情報のところ、ありますよね。または、特設サイトとかがありますよね。そういうところにぽんと入れ込んでもらつてあるものから順々に載せていただいて、学校でも、または地域の活動団体でも、それからサロンとか、見ようと思えばそういうところでぽんと見られるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） ホームページで見るというのが一番いいと思いますけども、逆に言いますと、私どもは映像というものを保管しておりますんで、例えば小学校の授業でそういったものを活用して、そして、先生のほうあるいは教育課の職員が行って説明するとかそういった活用もできると思います。また、貸出しが可能かどうかということについてはまだ検討しておりませんので、またそういったものを活用して見せたいというような提案があるとなればまたこのあたりの貸付けにつきましても今後検討してまいります。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） あくまでもホームページということが今回のものになっていますので、貸し出すどうのこうのではなくてホームページの活用ということで、より見やすく、要は見てみたいと思えるようなホームページ作りの中の一つとしてお願いしたいということで質問しているところです。

記録ということからいいたらふるさと三股らしいものとして梶山の盆灯籠ですね。いろいろMRTとかNHKとかこれまでもマスコミで何回か取り上げられてきていますけれども、現在のように梶山地区全体で盆灯籠をやるようになったのは、地元の人たちの地域活性化の方々の努力のたまものだと思います。

私の物心がついた頃は地域限定でやっていました、非常に小さな地域で。それが現在のように大きくなつたわけですけれども、ふるさとのお盆の当たり前の風景として梶山の盆灯籠は、いつ頃、誰が、どうして始まったのか説明できる人いないと思います。しかし、今では夏の三股を代表する、そして誇れるすばらしい風物詩であると思っておりますが、これにしましても空き家の増加で年々寂しくなつてきております。空き家のところは飾らないわけですから。

したがいまして、こういうのを含めて失われる前に3Dでの記録保存というのは必要じゃないかなと思っております。そういうのを含めて教育課として3Dでの記録保存が必要だと思われている文化財、どのようなものがあるでしょうか。伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 今のは④で大丈夫ですか。

○議員（8番 楠原 更三君） そうです。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 記録保存が必要であると思われる文化財はあるかとのご質問についてお答えいたします。

これまでの答弁を踏まえまして、写真等による二次元的な記録ではなく、3DやVR等を活用した立体的な記録が有効と考えられる事案は3件ございます。その文化財につきましては、別紙に写真入りで掲載しておりますので、併せて見ていただきたいと思います。

1つ目は長田地区の石蔵でございます。構造物としての価値が高く、現在、劣化が進行している点を憂慮しております。3Dによる記録を行うことで、形状や構造を立体的に保存することが可能であり、文化財としての保存に資するものと考えております。

2つ目は山王原地区の赤れんが蔵でございます。覆輪目地という特殊な技法によりれんがが積み上げられており、地域の酒造の歴史をひもとく上でも、重要な文化遺産であると認識しております。立体的な記録により、技法や構造の詳細を後世に伝えることが可能となります。

3つ目は梶山城跡です。令和6年度にパノラマVRを作成しており、大手口を定点とした360度の視点から周辺地図を確認できるものでございます。加えて赤色立体地図による地形の可視化も有効であり、古墳や山城など広範な遺跡の図化に活用されております。赤色立体地図とは、急斜面ほど赤く、尾根は明るく、谷地形は暗く表現される疑似画像であり、地形の把握に有効な手法です。

これら3件につきましては、記録保存の必要性が高い文化財として、今後の保存・活用に向けた検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） よろしくお願ひしたいと思いますが、それ以外にもまだまだ魅力のあるものは町内にはたくさんあると思います。そして、なくなってしまうおそれがあるもの、今出ました長田地区の石蔵にしましても、所有者の方が健康な状態ではないような状況でありますし、山王原の赤れんが蔵にしましても健康状態が思わしくない、所有者の方が。そういう状況ですので、一刻も早く許可をもらって3D画像として記録するということが急がれると思います。

例えば、それ以外でいけば、めがね橋とか轟木橋とかの石橋、あれもこの盆地におきましては非常に珍しい造りである。石切り場からめがね橋、この連続性、そして、つり橋から石橋への連続性、そういう意味で史料的価値はかなり高いと思います。それから、あまり大きな声では言えないものとしまして寺柱のからねこどん。なぜ言えないかというと、持っていかれる可能性がゼロではないということからですね。

そういうものも記録保存というのが急がれる。そして、作ってしまえばそれはいつでも誰でも

どこでも見るようにできる可能性があるということでもって急いでいただきたいと思います。

最後のほうになりますけれども、展示スペースを確保することが簡単ではないというのは分かります。だから、もってホームページ上に常設展示という形を考えていく必要があるのではないかと思っておりますが、それが可能であれば、先ほども言っていますように学校とかいろんな場面でのホームページ活用がなされる、そして今以上に見たくなるホームページ作りになるのではないかと思いますので、検討方よろしくお願ひします。

付け加えるならば、文化財を3Dで記録保存し、ホームページ上で閲覧可能としている自治体は県内には見かけられないのではないかと聞いています。実際、3D記録保存をする会社が県内にはそう多くはないということから、その方から直接伺いました。文教の町みまたならではの取組の先進的な一つとなるのではないかと思います。しかし、そのためには予算が必要となります。今後1年に、せめて1つ2つずつでも、3Dの記録保存ができるように継続的に予算を計上していく考えはないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 先に、ご答弁申し上げました長田地区の石蔵及び山王原地区の赤れんが蔵につきましては、いずれも記録保存の必要性が高い文化財であると認識していますので予算化については前向きに検討してまいります。

梶山城跡に関する赤色立体地図につきましては、地形測量図が国指定申請に必要な図面であることから当該経費が国庫補助の対象となる可能性が高いと見込んでおります。この点につきましては、県教育委員会との協議を要するものでありますが、今後、梶山城跡の国指定申請業務の一環として予算計上を検討してまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） いつものように文化財についてしつこく質問してまいりましたけれども、今までと違ったのは、3Dということ、その活用ということで、1件当たり50万内外の予算が必要ではないかなと思っておりますが、今言われました資料に出てるもの以外もこれからずっと予算を組むようにお願いしたいと思います。何とぞよろしくお願ひします。

そういうことで質問を終わります。

---

○議長（指宿 秋廣君） 16時15分まで休憩いたします。

午後4時02分休憩

---

午後4時15分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位8番、田中議員の残りの一般質問を行います。

○議員（5番 田中 光子君） 先ほどの質問で、産後ドゥーラの方は県内に2名ということで、本当、三股町まで来てくださるということなんですかけれども、少ないですよね。今日は質問には挙げていなかったんですけど、産後ドゥーラの研修を受けて養成していかなければいけないんじゃないかなということは思っています。

次の質問なんですが、私の知り合いの娘さんが1人目の出産のときに子供を抱えて線路で立ち尽くしていたと。2人目のときはお母さんが来てくれたのでよかったですと言っていたそうなんです。それを聞いて私はぞつとしました。旦那さんの協力がなくて精神面での支えがなかったんですね。そういう産後鬱のような状態、さつき資料の中で12人ということでぞつとしますよね。12人もいらっしゃるのかと思うと。本当にその娘さんが元気でいてくれてよかったですと思ったんですけれども、そうやってお母さんが今回行かれてよかったですということで、誰かが寄り添ってくれると命が助かるんですよね。

次に、質問要旨3の1に入ります。現在、町では産後ケア事業が実施されていますが、母親に寄り添い、精神的なサポートを行う産後ドゥーラの役割は含まれていません。そこで、産後ケア事業に産後ドゥーラのサービスを組み合わせてより包括的な産後ケア体制を整備する産後ドゥーラによる支援は行えないでしょうか。伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 産後ケア事業に産後ドゥーラによる支援事業を行えないかについてお答えします。

本町では、産後2週間と産後1か月に健康診査を実施しています。そこで、産後鬱病のスクリーニングを実施しており、産後鬱病のリスクのある方へは、電話や家庭訪問を通して相談支援を行っています。産後2か月頃には、全世帯の乳児・産婦の家庭訪問を行い、産後うつ病自己評価票と赤ちゃんに対する気持ち質問票、育児支援質問票を行い、必要に応じて、産後ケア事業やファミリー・サポート・センター等の紹介をしております。

産後ケア事業の利用者の満足度も高く産後ドゥーラの育児支援はカバーできている状況です。しかしながら、産後の家事支援事業は行っていないため、今後、家事支援を行う子育て世帯訪問支援事業の検討をしたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 子育て支援の家事支援も行ってもらえるということで。

これは、熊本の産前産後ホームヘルプサービスの事業のチラシをコピーしてきたんですけれども、こうやって育児をしながら家事をするって本当に大変なんですよね。片手に赤ちゃんをだっこして片手で切ったり、いためたり、焼いたり。赤ちゃんは寝てばっかりじゃないんですよね。泣いて、上の子がいると上の子が甘えてきて、下の子を抱いていると甘えてきて何もできない状態なんですね。それをどこまで想像できて町が支援していくかというのがすごい課題になるとと思うんです。

そこでこのようにホームヘルプサービスですね。これは少し国が決めている範囲なので結構制限があるんです。介護関係のヘルパーと一緒にできないことがかなりあるんですよね。

というのは、産後ドゥーラはいろいろできるんです。お母さんが「ちょっと銀行に出たいの子供を見といて」というのもできるんです。美容室に出かけたいというときも見られるんですけども、ヘルパーのときには親子一緒にできないんですね。

私がよく整骨院に行くと、赤ちゃんが泣きながら治療を受けているお母さんがいます。男性はそういう思いをされたことはありますかね。本当、赤ちゃんを連れていかないと治療も受けられないんですね。そういうときにちょっと見てもらえるのが産後ドゥーラなんですよ。そういう思い。歯医者にも行けないんですよね。産後は歯がぼろぼろになります。それなのに歯医者に赤ちゃんを連れていくて治療を受けているというのは、なかなか、託児所もないし、無理なんですよ。そういうので、お母さんの仕事は本当に大変な思いをして育児をされています。産後ドゥーラは、民間のサービスであるため利用負担が高くなる可能性があります。

そこで、質問要旨3の2、産後ドゥーラの利用に係る費用に対する助成制度を検討する考えはありませんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 産後ドゥーラの利用に係る費用に対する助成制度についてお答えいたします。

先ほど回答しましたように、産後の家事支援事業以外の支援は、産後ケア事業で産後ドゥーラの育児支援をカバーできている状況です。今後は、家事支援を行う子育て世帯訪問支援事業を検討したいと考えております。産後ケア事業と子育て世帯訪問支援事業を組み合わせて安心して育児に取り組めるように支援できる仕組みを考えてまいります。

先ほど言わされましたように、例えば病院に行くときに子供を見ておいてほしいとか美容室に行くときとかリフレッシュしたいときは、今はファミリー・サポート・センター事業がありますのでそちらのほうを紹介しているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） ありがとうございます。家事支援をしていただくだけでも本当に助かると思います。

産後ドゥーラを初めて利用された方の意見として「何もかもが初めてで不安ばかりの第1子の子育てにおいて、信頼できる育児サポーターが寄り添ってくれるという安心感は何物にも代え難いものでした。私も夫も何か困ったことがあつたら、今後ドゥーラさんに聞いてみようというのが今では合言葉になっています」という方もおられます。

町長、第1期みまた子ども・子育て応援プランの中で町長が言わわれているのが「本町においても、こどもまんなか社会の実現に向け、子育て当事者に寄り添い、共に進んでいくことで健やかに安心して暮らすことのできる町を目指す」と述べられています。また、「子育ての楽しさを実感できる町の実現に向けて取り組んでまいります」と挨拶文に書かれてあります。これらの取組を通じて町の産後ケア体制をより充実させ、安心して出産・子育てができる子育てに優しい町の実現を目指すべきと考えます。この点について町長のご意見をお聞かせください。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） そこに挨拶で書いてあるとおりでございます。先ほど町民保健課長が答えましたように、産後ケア事業、そしてまた、家事支援関係の産後ケア事業、それとまた、ファミリー・サポート・センター、また家事支援、子育て世帯の訪問支援事業、そういうものでしっかりと対応できるように検討させていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 本当に一步でも前進してよかったです。ヘルパーさんが来てくれるというだけでも安心です。三股町内には困ってらっしゃる方が本当にたくさんいらっしゃるんですよね。身近にいらっしゃらないからみんな安心して暮らしているんだわと思われる方もいらっしゃると思いますが、本当に子育ての楽しさを実感できるってなかなか実感できない。大きくなってから実感できる。

子育て最中は、いつゆっくり寝れるんだろう、いつになつたら私の時間が取れるんだろうという思いをしながら子育てを私もしていました。その辺、楽しく子育てできるということを真剣に考えて町の取組として行っていただきたいと思います。本当に、三股町に住んでよかったです、三股町で安心と皆さんに言っていただけるように、これからも訪問しながら皆さんのお意見を聞いてまいりたいと思います。

以上で一般質問は終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 以上をもちまして一般質問を終了します。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午後 4 時26分休憩

---

[全員協議会]

---

午後 4 時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

---

○議長（指宿 秋廣君） それでは、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後 4 時30分散会

---

---

令和7年 第5回（定例） 三股町議会議録（第4日）

令和7年9月9日（火曜日）

---

議事日程（第4号）

令和7年9月9日 午前10時00分開議

日程第1 議案第70号について

日程第2 総括質疑

日程第3 常任委員会付託

---

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第70号について

日程第2 総括質疑

日程第3 常任委員会付託

---

出席議員（11名）

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 岩津 良君   | 2番 中原 美穂君  |
| 3番 上西 雅子君  | 4番 西村 尚彦君  |
| 5番 田中 光子君  | 6番 堀内 和義君  |
| 7番 新坂 哲雄君  | 8番 楠原 更三君  |
| 9番 堀内 義郎君  | 10番 内村 立吉君 |
| 11番 指宿 秋廣君 |            |

---

欠席議員（1名）

12番 山中 則夫君

---

欠 員（なし）

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君

書記 馬場 勝裕君

書記 益留 美樹君

---

### 説明のため出席した者の職氏名

|         |         |                      |        |
|---------|---------|----------------------|--------|
| 町長      | 木佐貫 辰生君 | 副町長                  | 石崎 敬三君 |
| 教育長     | 米丸 麻貴生君 | 総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長 | 瀬尾 真紀君 |
| 企画商工課長  | 鈴木 貴君   | 税務財政課長               | 白尾 知之君 |
| 町民保健課長  | 齊藤 美和君  | 福祉課長                 | 福永 朋宏君 |
| 高齢者支援課長 | 杉下 知子君  | 農業振興課長               | 細田 高広君 |
| 都市整備課長  | 田中 英頤君  | 環境水道課長               | 岩元 勝二君 |
| 教育課長    | 山田 正人君  | 会計課長                 | 竹村 恵美君 |

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

#### 日程第1. 議案第70号について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、本日、追加提案されます議案第70号を議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

本日、追加議案として上程させていただきました議案第70号「令和7年度三股町一般会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、学校体育館を災害時の避難所としての機能強化を図るため、国の空調設備整備臨時特例交付金を活用して、梶山小学校体育館を除く6つの学校体育館に空調設備の整備計画を進めるに当たり、所要の補正措置を行うものであります。

次に、追加議案に至りました経緯について申し上げます。宮崎県は、文部科学省が実施した全国の学校体育館における空調設備設置状況調査の結果から、宮崎県の設置率が全国平均より大きく下回った実態を踏まえ、9月初旬に県内全市町村に対して県内設置率の加速化に向け、令和6年度の繰越予算の追加募集の照会があったところであります。

本町としましては、学校体育館の空調設備整備は、学校体育館の避難所機能強化のほか、多用途的活用を考慮した環境再整備として計画的に進めていくこととしておりまして、今回の追加募集は、梶山小学校体育館以降の整備計画を加速するよい機会と捉え、応募するものであり、繰越予算による事業完了期限及び工期に4か月程度必要とする実施期限の理由から、本議会会期中の

追加議案とさせていただいたところであります。

次に、補正内容についてご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額152億3,117万2,000円に歳入歳出それぞれ961万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億4,078万6,000円とするものであります。

歳入は、国庫支出金に空調設備整備臨時特例交付金481万4,000円を増額補正し、町債を480万円増額補正するものであります。

歳出は、教育費に学校体育館空調機設置設計業務委託料963万円を増額補正するものであります。

予備費は、収支の調整額を補正するものであります。

次に、第2表地方債補正については、学校体育館空調設備整備事業を追加するものであります。

以上、1議案についてよろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） ここで補足説明があれば許します。教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 議案第70号に関する補足説明を申し上げます。

まず、宮崎県内の小中学校体育館における空調設備の設置状況についてですが、文部科学省が令和7年5月1日現在で公表したデータによりますと、全国平均が22.7%であるのに対し、宮崎県は14.8%と全国平均を7.9ポイント下回っております。

なお、空調設備の設置数には移動式のスポットクーラーも含まれており、固定式のみの集計ではないことを申し添えます。

本年9月初旬に、県より国の空調設備整備臨時特別交付金事業に関する令和6年度本省繰越分を財源とした整備追加募集がありました。これを受け、町長からの説明にもありましたとおり、6校分の設計業務委託料に関わる事業費について応募したところであります。

なお、本事業は、令和7年度中の完成完了が条件とされており、工期が約4か月程度を要することから、本議会において補正予算として上程させていただいた次第です。現時点では、来年度の整備対象校の数は未定ですが、本年度中に設計を完了することで、来年度の早い時期に空調整備工事に着手することが可能となり、早ければ夏休み前には整備が完了する見込みです。これによりまして、児童生徒に対し、安全かつ快適な学習環境を提供することが可能となります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

## 日程第2. 総括質疑

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、総括質疑を行います。

総括質疑は、本日追加提案されました議案第70号を含め、本定例会に提案された全ての案件についての質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。また、くれぐれも議題以外にわたり自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようにご注意願います。

なお、質疑は、会議規則により1議題につき1人3回以内となっております。

まず、議案第48号から議案第54号までの決算の認定等7件について質疑を受け付けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、議案第55号から議案第61号までの条例の一部改正7件について質疑を受け付けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、議案第62号から議案第66号までの補正予算5件について質疑を受け付けます。質疑ありませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 議案第62号の一般会計補正予算における歳入の計上について、2ページに基金繰入金が1億6,461万8,000円の減額となっている点についてお聞きします。基金の繰入金が不要となった具体的な理由について、その具体的な要因と当初予算と比べてどんな変化があったのか教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） 繰入金につきましては、今回、当初から補正が加わりまして、1億700万程度、減額しているわけですけれども、これについては、令和6年度の形式収支等を含めたところで、財源的に予定してしていた基金を繰り入れなくても済んだということで、約1億円程度の一般会計への繰入金を減額したところでございます。

なお、また一般会計予算決算常任委員会で、詳しくこの点については説明をさせていただいたいと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） よろしいですか。田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 次に、13ページの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業の計画なんですけれども、町民生活と地域経済を守るために不可欠なものなんですけれども、この事業の選定と効果について、今回の交付金を活用した事業は多岐にわたると思うんですけども、その選定の考え方についてお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

歳入の13ページで、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,395万円、そちらの充当先といたしまして、予算書の28ページ、29ページをご覧ください。

款の10教育費の項5保健体育費の目3学校給食費の欄をご覧いただきまして、補正前の額、補正額、そして計、その隣でございます、補正額の財源内訳の国県支出金に1,395万円、同額が充当をされております。今回、三股町学校給食費支援交付金に対して充当をさせていただいたところです。

こちらの充当した理由といいますか、協議の経過につきましては、令和6年度から本交付金を活用して第7弾のプレミアム付商品券や今回の学校給食費、また畜産関係、また燃料費の高騰関係、そういういたものに充当させていただきました。今回、5月に追加交付ということでお1,395万円の追加内示がございまして、今回は前回充当した事業の中で優先的に協議を行い、学校給食費については、まだ充当し切れていない部分がございましたので、優先的に充当を決めたという経過になりまして、一から全て、もう一度考えたということよりも、優先的に前回充当したもののが追加ということでしたので、優先順位が高い学校給食費支援交付金について充当したことでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 支援交付金なんですけれども、支援の公平性が考えられているのか、今後、課題があるんじゃないかと思うんですけれども、困っている町民はたくさんいるので、今までプレミアム商品券や、そういう課題を分析して取り組む方向で、今後、また交付金が出ると思うんですけども、そういう対策を考えての結果ではなかったんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 当初の充当する段階で、全課全庁的に現在の喫緊の課題、優先順位はどういったものかという事業を上げていただいて精査をいたしました。そして、今回の追加分については、前回充当させていただいた事業を優先的に協議をしたというものでございまして、様々な国・県の交付金等もございます。これだけではないと考えておりますので、公平公正に事業を選定したというふうに町としては考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 次に、同じ議案、第26号の補正予算の19ページなんですけれども、第6セクターPPP事業協定契約締結支援事業委託料についてなんですが、その内容について詳しく教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 今回、予算書の19ページで、第6セクターPPP事業協定契約締結支援業務委託料ほかということで489万2,000円を上げさせていただいております。ほかの中には、五本松の団地跡地の草刈り委託料、こちらも含めた形での契約締結の業務委託料となっております。

詳細については、予算決算常任委員会でご説明申し上げようと考えておりますが、今回、優先交渉権者が10月に選定をされ、決定をした後に、12月の議会の上程に向けて設計・建設の一括の契約書、それから指定管理の指定という議案を上程させていただきたいと思っております。今回、本町で取り組む初めてのPPP業務でございますので、これは弁護士等にリーガル的なチェックをしていただいたり、リスク分担、これが適正なのかというものを業者等に委託をしながら、12月の契約締結に向けてしっかりとサポートしていただきたいという業務内容を想定して見積収支をいたしまして、予算を上程したという中身になります。また、予算決算常任委員会等でも詳細をご説明させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか。田中議員、どうぞ。

○議員（5番 田中 光子君） 議案とは関係ないんですけれども、これは回答は求めませんが、今、政府が掲げる時給1,500円時代の到来が近々来ます。働く人の生活上に寄与する一方で、地域経済を支える多くの中小企業にとっては新たな経営課題となっています。それで、特に燃料費、光熱費の高騰も相まって、人件費の向上は経営者を圧迫する事業経営継続そのものを困難にするおそれがありますので、町としてはそれに対する支援を今後考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員、総括質疑なので、答弁を求める意見というのは、場にそぐいません。要するに、これに対する質疑、質問なので、必ず答弁がつきものなので、それと議案に載っていないから、これが何で載っていないんですかというのは、これは一般質問の話になりますので、次、気をつけて発言してください。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 次に、議案第67号から議案第68号までの契約変更の締結及び議案第69号の財産の取得についての質疑を受け付けます。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 次に、議案第70号「令和7年度三股町一般会計補正予算（第4号）」について質疑を受け付けます。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 次に、諮問2件及び報告3件について質疑を受け付けます。質疑ありますか。質疑をし損ねたとかいう形で遡っても結構ですが、質疑があれば受け付けます。新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 前回、早く手を挙げればよかったんですけど、議案第61号について、後からですけどお伺いをいたします。農業委員会及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例、これについて詳しく執行部のほうで話を聞きたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 末尾のところがよく分からなかった。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 定員を増やすという条例ですので、この内容を教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 議案第61号の農業委員と農地利用最適化推進委員の定数を一部改正する条例ということで、改正内容といたしましては、農業委員会の農業委員の定数を、現在6名のところから7名へ、農地利用最適化推進委員の定数を10名から11名に改めるものでございます。

この改正理由につきましては、令和7年度、本年度より、農地の貸し借り制度が大きく変わり、農業委員会等の業務量が増加していることから、今回、定数の見直しを行うに至ったということでございます。また、詳細につきましては、総務産業委員会のほうで詳しく説明したいと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 事情は分かったんですけど、農業者が減少している中で、増やすということは適切かなと思っております。休耕田がかなり多くあって、全然改良されていないんです。これで定員を増やすという条件とはちょっとかけ離れているんじゃないかなと思います。

各市町村の自治体の農業委員会の在り方として、農業委員会が休耕田を新たに耕作して、生活困窮者や児童クラブへの米を無料で提供するなど、農業委員会は努力している自治体もあります。休耕田のところを農業委員会は、特に自ら草刈りをやっている自治体が多いです。本町の農業委員は何をやっているのかと思います。率先して、こういう時代を解決する方向でやらないと、何も解決しません。以前、ほかの議員からも指摘があるように、農地が荒れて皆さん困っているんです。周りも迷惑を受けるし、そういう対策は取らないのか疑問に思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員、質問なので、これに対する審議は委員会の中でやって、最後に本会議で採決しますので、自分が思っていることを今ここでしゃべられても、総括質疑、質問

なので、よろしくお願ひします。これに対する答弁はいりません。

ほかにありませんか。楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 報告第7号について質問いたします。まちづくり合同会社みまた事業実績報告ですが、2ページのところで、地域との連携、イベントの企画・運営と書いてあります。合同会社が企画・運営を行ったと明示して行ったものはどれなのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ただいまの質問ですが、地域イベントの支援ということで、オモシロみま体験、みまたんひなめぐりなどの事務局運営等を支援したという実績でございますが、それを明示してされたのかというの、どこに明示をしてという意味でしょうか。すみません、教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） これは1問目の続きですよね。質問されたから。2ページの（2）地域との連携、イベントの企画・運営と書いてありますから、この文字についての質問なんです。実際に、これはまちづくり合同会社みまたの事業実績報告ですから、その報告の中に地域との連携イベントの企画・運営を合同会社みまたが行ったと、明示して行ったものがあるのかどうなのか。誰に対してじゃなくて、その事業を行う際に明示してあったのかという質問です。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） すみません、我々、企画商工課のほうでは、合同会社がどういう形で手順を行って、この事業を事務局運営等されたのか、詳細には把握しておりませんでしたが、みまたんひなめぐりについては、当日、その事前に、リーフレットのほうには合同会社みまたが事務局で運営に参画しているというのは明示されておったということのようです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） ほかの事業がここに報告されていますけれども、それについては合同会社みまたが行ったと分かるものがあったんでしょうか。何を言いたいかといいますと、一般質問でも言いましたけれども、合同会社みまたという存在が、まだ町民にちゃんと理解されているかどうか、そこが普段から疑問なんですけれども、今回、こうやって事業報告として、ずっと出されているわけですから、それが町民の理解を得るために、結果報告ではなくて、事前にやりますよとしてやる。それに対してどういう評価があるのかという流れになると思うんです。振り返ってみたら、これは合同会社みまたがやったことだったのかではおかしい。実際にやっているときに、これは合同会社の動きなのかというのが分かってやらないことには、理解は深まらないんじゃないかなと思っているんですけれども、それについて、もう一回説明をお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 各種イベント企画等について、途中で参画をしたり、後から実績で出てきたということで、こちらのほうのイベント等の支援については、合同会社は参画をしているというのを事前に周知をしないといけないのではないかというご質問だと感じます。

こちらのまちづくり合同会社みまたについては、公式のホームページも立ち上がっておりまますので、そういう意味では周知の方法というのは幾らでもあるんだろうというふうに考えております。すみません、私がそこまで把握をしておりませんでしたので、それについてはしっかりと申し伝えをして、事前の周知というのも指導をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） あとは委員会の中で、もしくは所管のところでしゃべってもらえば。企画のところで。報告なので。

ほかありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） ないようですので、これにて総括質疑を終結します。

---

### 日程第3. 常任委員会付託

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は、本日配付しました常任委員会付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、各議案は付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査方よろしくお願いします。

なお、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出くださるようお願いいたします。

ここで、昨日の一般質問の中で提起されました交流拠点設整備事業について、事前説明への参加業者や応募グループの構成事業者の名称等について、契約段階まで非公開との説明が議会であったにもかかわらず、町民に漏れてしまっている理由について説明を求めます。町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 三股町交流拠点設整備事業に関わる公募型プロポーザル応募事業者に関する情報管理についてお答えいたします。

9月8日、楠原議員の一般質問、1、中心市街地の活性化についての①五本松交流拠点開発の進捗状況に関する質問の中で、町の情報管理についての疑惑が示されました。これは、9月5日、金曜日ですけれども、中原議員の一般質問において、町では参加業者、応募業者については全く

公表していないにもかかわらず、丸善雄松堂が撤退したとの趣旨の発言がございました。このことに対して、楠原議員から町の情報管理について問題提起されたものと考えております。

町では事前説明会に参加した23の事業者名及び応募した11の事業者名とも公表しておりませんので、丸善雄松堂が応募事業者に入っているか、いないかについては当然公表しておりません。

中原議員の一般質問の回答には、6月3日、4日の事業説明会には23の事業者の皆様がご参加いただきました。結果として、1グループ11事業者から応募をいただきました。説明会に参加いただいた23事業者のうち12の事業者は応募しなかつたことになります。応募しなかつた事業者へのヒアリングは行っておりません。丸善雄松堂についての直接のコメントはしていないところでございます。

町では、職員及び会計年度職員には事務事業の中で知り得た情報を他に漏らしてはいけないとの守秘義務があることを周知徹底しているところから、情報管理には細心の注意を払っているところでございます。

今回の情報管理担当課は企画商工課であり、関係職員の聞き取りの結果、守秘義務違反がなかつたことを報告いたします。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 今、説明がありましたけれども、特別なことなので、もし質問があれば挙手を願いたいと思います。楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） ここで犯人探しをする気は全くありません。しかし、非公表とするような情報が職員の方から漏れていないと、今、言われましたので、そうするならば、職員外の方、今回考えられるのは委員の方々というのを考えられると思うんですけども、今後のこととしまして、職員の方以外の方にも役場内の情報に関わる方には、前もって守秘義務のことをはっきりと伝えていただきたい、そう思いますのでよろしくお願ひします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今の件でございますけれども、審議会とか、幹事会、いろんな外部の有識者の方々の協力をいただいておりますけれども、必ずその点については守秘義務がある、公表しないと、マル秘の情報だということで周知はしているところでございます。これからも徹底していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時35分休憩

---

〔全員協議会〕

---

午前10時37分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

---

○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時37分散会

---

---

令和7年 第5回 (定例) 三股町議会議録 (第5日)

令和7年9月17日 (水曜日)

---

議事日程 (第5号)

令和7年9月17日 午前10時00分開議

日程第1 議案撤回について (議案第55号から議案第57号までの3議案)

日程第2 質疑・討論・採決 (議案撤回: 議案第55号から議案第57号までの3議案)

---

本日の会議に付した事件

日程第1 議案撤回について (議案第55号から議案第57号までの3議案)

日程第2 質疑・討論・採決 (議案撤回: 議案第55号から議案第57号までの3議案)

---

出席議員 (10名)

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 岩津 良君   | 2番 中原 美穂君  |
| 3番 上西 雅子君  | 4番 西村 尚彦君  |
| 5番 田中 光子君  | 6番 堀内 和義君  |
| 8番 楠原 更三君  | 9番 堀内 義郎君  |
| 10番 内村 立吉君 | 11番 指宿 秋廣君 |

---

欠席議員 (2名)

|           |            |
|-----------|------------|
| 7番 新坂 哲雄君 | 12番 山中 則夫君 |
|-----------|------------|

---

欠員 (なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|           |           |
|-----------|-----------|
| 局長 西山 雄治君 | 書記 馬場 勝裕君 |
|           | 書記 益留 美樹君 |

---

説明のため出席した者の職氏名

|     |         |                      |        |
|-----|---------|----------------------|--------|
| 町長  | 木佐貫 辰生君 | 副町長                  | 石崎 敬三君 |
| 教育長 | 米丸 麻貴生君 | 総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長 | 瀬尾 真紀君 |

|         |        |        |        |
|---------|--------|--------|--------|
| 企画商工課長  | 鈴木 貴君  | 税務財政課長 | 白尾 知之君 |
| 町民保健課長  | 齊藤 美和君 | 福祉課長   | 福永 朋宏君 |
| 高齢者支援課長 | 杉下 知子君 | 農業振興課長 | 細田 高広君 |
| 都市整備課長  | 田中 英顯君 | 環境水道課長 | 岩元 勝二君 |
| 教育課長    | 山田 正人君 | 会計課長   | 竹村 恵美君 |

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は10名、定足数に達しておりますので、これより  
本日の会議を開きます。

日程第1. 議案撤回について（議案第55号から議案第57号までの3議案）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、議案撤回についてを議題とします。

議案第55号から議案第57号までの3議案について、議案撤回請求が町長より提出されております。

ここで撤回理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

本日、議案撤回の許可を求めるものとして上程いたしました議案撤回の請求について、撤回理由の説明を申し上げます。

議案第55号「三股町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」について、議案第56号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、議案第57号「三股町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」についての3議案については、地方自治体情報システムの標準化による標準仕様に基づく情報システムの導入に伴い、条例の改正を行うものですが、撤回を請求いたしましたので、一括してご説明申し上げます。

本案は、10月27日の運用開始を目指し、地方自治体情報システムの標準化の準備を進めてまいりましたが、委託業者であります行政システム九州株式会社から、今月10日に技術的な問題が発生したため、作業完了が間に合わず、現時点では稼働時期が未定であるとの報告があったため、撤回を請求するものであります。

以上、議案撤回の請求について、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。  
以上で、撤回理由の説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 補足説明があれば許します。町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 町民保健課より補足説明をいたします。

議案第55号「三股町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」についての補足説明です。

本案は、地方自治体情報システムの標準化による標準仕様に基づく情報システムの導入に伴い、印鑑登録の登録事項及び証明書の交付の記載事項から男女の別を削除するため議案の上程をしましたが、現時点では地方自治体情報システムの標準化の稼働時期が未定であることにより、議案の撤回を求めるものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） 議案第56号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」の議案撤回の理由について補足説明をさせていただきます。

本案は、10月27日の地方自治体情報システムの標準化運用開始を機に、土地家屋名寄帳の証明書交付について、住民サービスの向上の観点から、手数料の単位である1件を枚数単位から1名義単位に見直し、運用開始時期に合わせて施行しようとするものでありました。しかしながら、システム稼働時期の未定により、施行日の見直しが必要となったことから、今回撤回をするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 議案第57号「三股町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」の撤回の請求につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及びシステムの標準化による住登外者宛名番号管理機能の実装に伴い、所要の条例改正を行うものでありましたが、委託業者であります行政システム九州株式会社から作業完了が間に合わず現時点では稼働時期が未定であるとの報告があったため、撤回を請求するものであります。

以上で終わります。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

## 日程第2. 質疑・討論・採決（議案撤回：議案第55号から議案第57号までの3議案）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、質疑・討論・採決を行います。

議案撤回に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないでの、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。議案撤回に対する討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないでの、これで討論を終結します。

これより採決に入ります。議案撤回について許可することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案撤回については許可することに決定しました。

---

○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時08分散会

---

---

令和7年 第5回（定例） 三股町議会議録（第6日）

令和7年9月18日（木曜日）

---

議事日程（第6号）

令和7年9月18日 午前10時00分開議

日程第1 発議第3号の取り扱いについて

日程第2 常任委員長報告

日程第3 質疑（議案第48号から議案第54号まで及び議案第58号から議案第70号までの20議案）

日程第4 討論・採決（議案第48号から議案第54号まで及び議案第58号から議案第70号までの20議案）

日程第5 質疑・討論・採決（諮問第2号及び諮問第3号）

追加日程第1 発議第3号の上程

追加日程第2 質疑・討論・採決（発議第3号）

日程第6 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について

日程第7 閉会中における広報編集常任委員会の活動について

日程第8 閉会中における議会運営委員会の活動について

日程第9 議員派遣について

---

本日の会議に付した事件

日程第1 発議第3号の取り扱いについて

日程第2 常任委員長報告

日程第3 質疑（議案第48号から議案第54号まで及び議案第58号から議案第70号までの20議案）

日程第4 討論・採決（議案第48号から議案第54号まで及び議案第58号から議案第70号までの20議案）

日程第5 質疑・討論・採決（諮問第2号及び諮問第3号）

追加日程第1 発議第3号の上程

追加日程第2 質疑・討論・採決（発議第3号）

日程第6 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について

日程第7 閉会中における広報編集常任委員会の活動について

日程第8 閉会中における議会運営委員会の活動について

日程第9 議員派遣について

---

出席議員 (10名)

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 岩津 良君   | 2番 中原 美穂君  |
| 3番 上西 雅子君  | 4番 西村 尚彦君  |
| 5番 田中 光子君  | 6番 堀内 和義君  |
| 8番 楠原 更三君  | 9番 堀内 義郎君  |
| 10番 内村 立吉君 | 11番 指宿 秋廣君 |

---

欠席議員 (2名)

|           |            |
|-----------|------------|
| 7番 新坂 哲雄君 | 12番 山中 則夫君 |
|-----------|------------|

---

欠 員 (なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|           |           |
|-----------|-----------|
| 局長 西山 雄治君 | 書記 馬場 勝裕君 |
|           | 書記 益留 美樹君 |

---

説明のため出席した者の職氏名

|               |         |                            |        |
|---------------|---------|----------------------------|--------|
| 町長 -----      | 木佐貫 辰生君 | 副町長 -----                  | 石崎 敬三君 |
| 教育長 -----     | 米丸 麻貴生君 | 総務課長兼市民室長兼選挙管理委員会書記長 ----- | 瀬尾 真紀君 |
| 企画商工課長 -----  | 鈴木 貴君   | 税務財政課長 -----               | 白尾 知之君 |
| 市民保健課長 -----  | 齊藤 美和君  | 福祉課長 -----                 | 福永 朋宏君 |
| 高齢者支援課長 ----- | 杉下 知子君  | 農業振興課長 -----               | 細田 高広君 |
| 都市整備課長 -----  | 田中 英顯君  | 環境水道課長 -----               | 岩元 勝二君 |
| 教育課長 -----    | 山田 正人君  | 会計課長 -----                 | 竹村 恵美君 |

---

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は10名、定足数に達しておりますので、これより  
本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

---

### 日程第1. 発議第3号の取り扱いについて

○議長（指宿 秋廣君）　日程第1、発議第3号「三股町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の特例に関する条例」を議題とします。

お諮りします。本日、追加提案されます発議第3号につきましては、委員会付託を省略し、本日、既に提案されている議案全てを議了後、日程を追加し、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君）　異議なしと認めます。よって、本日、追加提案されます発議第3号については、委員会付託を省略し、本日、既に提案されている議案全てを議了後、日程を追加し、全体審議で措置することに決定しました。

---

### 日程第2. 常任委員長報告

○議長（指宿 秋廣君）　日程第2、常任委員長報告を行います。

総務産業常任委員長よりお願いします。総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長　田中　光子君　登壇〕

○総務産業常任委員長（田中　光子君）　皆様、おはようございます。総務産業常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

同委員会に付託された案件は、議案第53号、54号、58号、61号の4議案です。以下、案件ごとに説明いたします。

議案第53号と54号は、地方公営企業の会計に係る案件であり、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき剰余金の処分について議会の決議を求め、さらに同法第30条第4項の規定に基づき決算について議会の認定を求めるものです。

まず、議案第53号は、水道事業会計における剰余金の処分について当年度未処分利益剰余金1億1,914万4,371円のうち2,000万円を減災積立金に、5,078万9,953円を建設改良積立金に、4,835万4,418円を自己資本金にそれぞれ積み立てようとするものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第54号について。

本案は、水道事業会計における剰余金の処分につきまして当年度未処分利益剰余金739万6,541円のうち200万円を減災積立金に、100万円を利益積立金に、400万円を建設改良積立金にそれぞれ積み立てて39万6,541円を翌年度に繰り越そうとするものであります。

す。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号について。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児部分休業の取得形態に1年につき10日相当の範囲内の形態を加えるなど、部分休業制度の拡充のため所要の条例改正を行うものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号について。

本案は、令和7年度より農地の貸し借りの制度が大きく変わり、農業委員の業務量が増加していることから定数の見直しを行うもので、令和8年7月の改選から農業委員の定数を6名から7名に、農地利用最適化推進委員の定数を10名から11名に改正するものであります。

反対意見として、事務処理が多くなったと言われるが農家が減ってきたのに人員を増やすことは意味があるのか考えてほしいとの意見が出ました。農業委員会の会長と副会長に来ていただき経緯をお聞きしたところ、新規就農者の確保やサポート地域との仲介などの仕事が増えている事実があるため委員会より要望したとの話を伺いました。

慎重に審査した結果、賛成多数にて可決すべきものと決しました。

9月11日に中央浄化センター汚泥処理設備工事の現場を見に行き、日本下水道事業団の方から説明を受けました。現在、稼働中のし尿汚泥処理施設である衛生センターに関して、将来的な稼働率の低下を踏まえ、三股町中央浄化センター敷地内にし尿浄化槽汚泥の受入施設と発生した汚泥を処理するための汚泥脱水設備を新規設置するものです。地下1階、地上2階の建物で浄化槽が2層あることで1層にトラブルが起きても稼働できるとのことでした。

以上で委員会の報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、文教厚生常任委員長よりお願いします。文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長 中原 美穂君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（中原 美穂君） おはようございます。文教厚生常任委員会の審査結果を三股町議会会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第49号から52号、59号、60号、63号から69号の計13議案であります。

議案第49号「令和6年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」。

本案は、歳入決算額27億7,619万2,529円、歳出決算額26億2,112万9,542円、歳入歳出差引額1億5,506万2,987円とするものであります。

審査においては、まず保険者数の減少傾向については、今後の保険財政の持続性に影響を及ぼ

す重要な課題であるとの認識が示され、特に医療費の増加が見込まれる中で、加入者の減少が制度全体に与える影響について懸念する意見が出されました。

また、現役世代や子育て世代に対する医療費・保険料の上昇に関して負担の大きさに配慮した制度運営が求められるとの意見がありました。加えて、子ども・子育て支援金制度の導入など、国の動向も踏まえながら国民健康保険制度のみならず後期高齢者医療制度も含めた全体的な制度設計の見直しや、町としての対応方針の整理が必要であるとの指摘がありました。その上で、町としては、今後、制度の改正や負担増に関する住民への丁寧な情報提供と理解促進に一層努めていくべきとの要望が出されました。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第50号「令和6年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」。

本案は、歳入決算額3億3,413万6,757円、歳入決算額3億3,336万9,020円、歳入歳出差引額76万7,737円とするものであります。

審査においては、後期高齢者の被保険者数が年々増加傾向にあることが特徴的であるとの認識が示されました。今後も高齢化の進行により被保険者数の増加が見込まれる中、後期高齢者医療制度の安定的な運営と医療費の適正化に向けた取組の重要性が改めて確認されたところであります。

また、制度の構造上やむを得ない増加ではあるものの、医療費に係る財政負担が今後さらに大きくなることが見込まれることから、その備えや対応方針については、広域連合及び町が連携して取り組む必要があるとの意見も出されました。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第51号「令和6年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」。

本案は、歳入決算額22億9,517万3,945円、歳入決算額22億660万5,331円、歳入歳出差引額8,856万8,614円とするものです。

特に要介護を防げた人数や財政効果、給付費の抑制等を見る化し、町の取組として広くPRすることで、住民の参加意欲や事業への理解を高めることにつながるのではないかとの提案がなされました。

また、事業への参加を促すためには、送迎手段の整備、バスの活用などを含め参加しやすい環境づくりが重要であるとの指摘もありました。

さらに、地域サロンの縮小や民主団体の加入者減、高齢者の活動の場の減少などを踏まえ、町として高齢者が孤立せず性別や生活状況を問わず参加できる場の確保が必要であるとの要望が出されました。とりわけ男性高齢者の社会参加が進みにくい現状に触れ、町が関係機関や地域と連携し、横断的な視点から参加しやすい仕組みを整えることが求められるとの意見が述べられました。

た。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第52号「令和6年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」。

本案は、歳入決算額2,301万3,313円、歳入決算額2,174万1,009円、歳入歳出差引額127万2,304円とするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第59号「三股町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例」について。

本案は、東原児童館の用途廃止に伴い条例の一部の改正を行うものです。

審査においては、本改正に関連して児童福祉施設の敷地や附属施設、駐車場、遊具等の管理運用並びに将来的な利活用の在り方について複数の意見や懸念が示されました。特に、遊具や備品の安全管理、納品、出入りに関する動線の整理、立入管理など日常的な運用上の課題に対して十分な配慮が必要であるとの指摘がありました。

また、今後の用途変更や施設廃止の際には、過去の町有施設、旧病院、社協跡地等のように利活用が進まず管理が長期化・形骸化する事例を繰り返さないよう活用方針や譲渡・売却の可能性をあらかじめ検討していくべきとの意見が出されました。

さらに、施設の立地や利便性を踏まえた分譲活用の可能性や、場合によっては解体・更地化も視野に入れるべきとの提案もなされました。

これらを踏まえ、町に対しては今後の施設運用及び跡地管理において、再利用、譲渡、売却、解体など将来的な選択肢を含めた計画的な方針整理と町民への情報公開に努めるよう求めたいとの要望が示されました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第60号「三股町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」について。

本案は、医療費の助成対象者を県の制度改正に合わせ精神障害者保健福祉手帳1級所持者まで拡大するため条例の一部の改正を行うものです。

審査においては、本改正により精神障がい者や重度心身障がい者医療費助成の対象に加えられたことは、他県の制度とも整合し、対象者への支援拡大という観点から評価できるとの意見が示されました。

一方で、改正により新たに対象となる精神障がい者は町内で約10人程度と少数であり、実際に助成を受ける人数も数人にとどまる見込みであることから、制度改正の意義は大きいものの現時点での影響は限定的であるとの認識も共有されました。

今後は、対象者への丁寧な周知や制度の運用状況を適切に把握しながら、必要に応じてさらなる支援の在り方を検討していくことが望ましいとの意見が出されました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第63号「令和7年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について。

本案は、歳入歳出予算の総額28億529万5,000円に歳入歳出それぞれ3,470万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4,000万2,000円とするものです。

審査においては、マイナンバーカードによる保険証、いわゆるマイナ保険証の利用促進に関する質疑・意見が複数の委員から出されました。町民のマイナ保険証の利用率が49.2%と半数未満にとどまっている現状について、制度の周知徹底が十分でないのではないかとの指摘がありました。特に、旧保険証との違いや資格確認書の取扱いについての説明が不十分であるとの懸念も示されました。

また、利用が進まない背景として、制度が分かりにくいことによる不安や利用者にとってメリットが感じにくいことがあるのではないかとの意見も出されました。

今後は、町民が安心して制度を利用できるよう分かりやすく丁寧な情報発信の強化及び制度の目的や利便性を町民に伝える工夫が必要であるとの要望が出されました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第64号「令和7年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」について。

本案は、歳入歳出予算の総額3億6,042万9,000円に歳入歳出それぞれ648万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,691万6,000円とするものです。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料及び国庫補助金、令和6年度収支決算による繰越金を増額補正するものであり、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金を増額補正するものです。

審査においては、マイナ保険証の切替えに関する周知について、チラシ配布のみで終わらせるのではなく住民に分かりやすく丁寧な説明を加えた資料の配付や対応が必要であるとの意見が出されました。

また、令和8年度から導入予定の子ども・子育て支援金制度に関しては、特に高齢者層への影響や理解不足が懸念されることから、制度の趣旨や金額が確定次第、町独自の説明資料を準備し、丁寧な周知に努めるべきであるとの要望がありました。

さらに、後期高齢者の被保険者数が現在3,798人であり、今後も増加が見込まれることを踏まえ、持続可能な制度運営のための対応が重要であるとの認識が示されました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第65号「令和7年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」について。

本案は、歳入歳出予算の総額23億7,763万2,000円に歳入歳出それぞれ9,297万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億7,060万5,000円にするものであり、歳入の主なものは、令和6年度決算に伴う繰越金を増額補正するもので、歳入の主なものは、基金積立金及び国、県、一般会計への前年度精算返還金を増額補正するものです。

審査においては、成年後見制度の仕組みに関する質疑があり、制度の概要や活用の流れについて改めて説明がなされました。その上で、制度の仕組みに対する理解を深めるため、今後も機会を捉えて丁寧な情報提供を行っていくことが望ましいとの意見が出されました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第66号「令和7年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」について。

本案は、歳入歳出予算の総額2,189万6,000円に歳入歳出それぞれ127万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,316万7,000円とするものであり、歳入につきましては、令和6年度決算に伴う繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、一般会計の前年度精算返還金を増額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第67号「工事請負契約の変更契約の締結について（三股町脱炭素化推進事業（三股町総合福祉センター太陽光発電設備等導入工事ほか））」について。

本件は、三股町脱炭素化推進事業として締結された以下の2件の工事請負契約について、契約後の照査により工事内容及び工事費に変更が生じたため契約金額を変更しようとするものです。

三股町総合福祉センター太陽光発電設備等導入工事、三股町文化会館照明LED切換工事、いずれも令和7年6月19日三股町脱炭素きゅうなん隊（構成：株式会社九南）と契約されたものであり、変更後の契約金額が5,000万円以上となることから議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条に基づき議会の議決を求めるものであります。

審査においては、今回の変更契約に伴う約2,000万円の大幅な減額について、当初の予算立てが課題であり、積算の精度に課題があったのではないかとの指摘がありました。特に「新しい街灯を全て含めた内容で予算が立てられた」との説明を受けていたにもかかわらず、実際には減額が生じたことから、仕様確認や見積り、精査が不十分であった可能性があるとの意見が出されました。

また、業者側の提案に依存した積算となっていたのではないかとの懸念も示され、今後は、町

側において事前の仕様検討をより綿密に行い、積算根拠の把握と予算精度の向上に努めるべきとの要望がなされました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第68号「工事請負契約の変更契約の締結について（三股町脱炭素化推進事業（文化会館照明LED切換工事ほか））」について。

本件は、三股町脱炭素化推進事業として締結された以下の2件の工事請負契約について、契約後の照査により工事内容及び工事費に変更が生じたため契約金額を変更するものです。

三股町総合福祉センター太陽光発電設備等導入工事、三股町文化会館照明LED切換工事、いずれも令和7年6月19日に三股町脱炭素きゅうなん隊（構成：株式会社九南）と契約されたもので、変更後の契約金額が5,000万円以上となるため、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条に基づき議会の議決を求めるものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第69号「財産の取得について（令和7年度図書館システムリプレース事業）」について。

本件は、図書館システム及び機器一式を賃貸借契約（リース）により調達するものであり、売主を富士電機ITソリューション株式会社、貸借人をFLCS株式会社として契約金額1,140万4,800円で町と契約を締結するものであります。

なお、リース期間満了後は当該財産を無償譲渡で取得する予定であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

審査においては、システム更新に当たり、録音図書など視覚障がい者や高齢者にも配慮したサービスの充実が求められるとの意見が出されました。

また、図書館には一定の職員体制が整っていることを踏まえ、人的資源を有効に活用し、利用者ニーズに即したサービス展開を検討していくことが望ましいとの要望も示されました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、9月11日には、文教厚生常任委員会において町内で実施中の方境遺跡発掘調査に関する視察及び進歩状況の確認を行いました。調査現場では、南九州特有とされる古墳時代中期の地下式横穴墓及び発掘された県内4例目となる素環頭鉄剣、また弥生時代の南九州特有とされる花弁形住居跡など学術的にも極めて貴重な出土品が確認されております。

現在は、2027年3月までの発掘継続と並行し、3Dデータの作成、動画記録、出土品整理作業が進められておりますが、恒久的な整理・作業場の確保や町内関係課との調整など運用面での課題も確認されました。また、鉄剣の劣化進行への対応、住居跡構造の解明など学術面・保存面の課題が山積みしており、今後は、町としての支援体制や関係機関との連携の在り方が求めら

れます。

調査成果は、町の歴史資材としてのみならず今後の郷土教育、地域振興にも資する重要な史料となることから、効果的な情報発信や展示活動の体制整備を進めていただきたいです。

文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 次に一般会計予算・決算常任委員長よりお願ひします。一般会計予算・決算常任委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 岩津 良君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（岩津 良君） それでは、一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第48号、第62号及び追加上程された議案第70号と計3件でございます。以下、案件ごとに説明いたします。

まず初めに、議案第48号「令和6年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」。

歳入決算額は137億9,267万8,958円、歳出決算額131億1,718万9,723円、歳入歳出差引額6億7,548万9,235円となっておりました。

各課よりご説明を受けた後、質疑を行いました。その中で、福祉課へ重層的支援体制整備事業ほかについて詳しい説明を求める意見があり、追加資料を提出していただき、再度のご説明を頂きました。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第62号「令和7年度三股町一般会計補正予算（第3号）」について。

本案は、令和6年度決算及び国・県の補助決定によるもののほか、当初予算以後に生じた事由に基づく経費等について所要の補正措置を行うものであります。歳入歳出予算の総額146億1,197万7,000円に歳入歳出それぞれ6億1,919万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億3,117万2,000円とするものであります。

歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

国庫支出金は、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金1,395万円、社会资本整備総合交付金2,900万円などを増額補正し、道路メンテナンス事業補助金799万9,000円を減額補正するものであります。

県支出金は、市町村スポーツ施設等整備強化事業費補助金436万1,000円、過年度発生農地農業用施設災害復旧事業補助金6,212万9,000円などを増額補正し、地域医療介護総合確保基金事業費補助金3,857万1,000円を減額補正するものであります。

財産収入は、公用車売払収入などを増額補正するものであり、寄附金は、企業版ふるさと納税を増額補正するものであります。

基金繰入金においては、財政調整基金繰入金1億7,000万円を減額補正し、森林環境剩余税基金繰入金538万2,000円を増額補正するものでありました。

繰越金は、前年度決算に伴う余剰金を増額補正するものであり、町債は、土木債の今市・下新2号線ほか2線通学路環境整備事業2,040万円などを増額補正し、教育債務の総合文化施設特定天井耐震改修事業1,330万円などを減額補正するものでありました。

次に、歳出について主なものをご説明差し上げます。

総務費は、公共交通利用者増進事業委託費577万5,000円、第6セクターPPP事業協定契約締結支援業務委託料ほか489万2,000円などを増減額補正するものでありました。

民生費は、地域医療介護総合確保基金事業費補助金3,857万1,000円、子どものための教育・保育給付費国庫負担金返還金3,448万2,000円などを増減額補正するものでありました。

衛生費は、都城北諸圏域プラ新法対応検討業務負担金412万2,000円などを増額補正するものであり、農林水産業費は、全日本ホルスタイン協会報償金50万円などを増額補正するものでありました。

商工費は、看板掲載等業務委託料154万円などを増額補正するものであり、土木費は4,070万円、WBC合宿受入れに係る旭ヶ丘運動公園野球場修繕工事430万円などを増額補正するものあります。

消防費は、勝岡新坂土砂災害に係る伝承看板設置委託料ほか59万2,000円などを増額補正するものでありました。

教育費は、武道体育館修繕料622万4,000円、WBC合宿関係備品購入費495万3,000円などを増額補正するものでありました。

その他、予備費は、収支の調整額を補正するものであり、第2表繰越明許費については、都城北諸圏域プラ新法対応検討事業を追加するものでありました。

次に、第3表地方債補正については、過年度発生農地農業用施設等災害復旧事業に追加し、起債事業の変更により限度額を変更するものでありました。

各課のご説明を受けた後、詳細な質疑がなされました。プラ新法対応検討事業についてプラ新法の制度の詳細や今後の取組についてご質問がありました。また、審査の過程の中で、国庫支出金の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金1,395万円に対し、様々な物価高騰で大きく影響を受けている中、町の施策とした中学校給食費無償化の高騰分に充当することに対して懸念のご意見がございました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、去る9月9日に追加上程されました議案第70号「令和7年度三股町一般会計補正予算

(第4号)」について。

本案は、学校体育館を災害時の避難所として機能強化を図るため国の空調設備整備臨時特例交付金を活用して梶山小学校体育館を除く6つの学校体育館に空調設備の整備計画を進めるに当たり所要の補正措置を行うものでありました。

追加議案に至りました経緯について、宮崎県は、文部科学省が実施した全国の学校体育館における空調設備設置状況調査の結果から宮崎県の設置率が全国平均より大きく下回った実態を踏まえ、9月初旬に県内全市町村に対して県内設置率の加速化に向け令和6年度の繰越予算の追加募集照会があつたこととの説明を受けました。

次に、補正内容について申し上げます。

歳入歳出予算の総額152億3,117万2,000円に歳入歳出それぞれ961万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億4,078万6,000円とするものであり、歳入は、国庫支出金に空調設備整備臨時特例交付金481万4,000円を増額補正し、町債を480万円増額補正するものです。歳出は、教育費に学校体育館空調機設置設計業務委託料963万円を増額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、一般会計予算・決算常任委員会の報告を終わります。

---

### 日程第3. 質疑（議案第48号から議案第54号まで及び議案第58号から議案第70号までの20議案）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

なお、質疑は、会議規則により1議題につき1人3回以内となっております。

常任委員長報告に対する委員長への質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ないようですので、常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結します。

---

### 日程第4. 討論・採決（議案第48号から議案第54号まで及び議案第58号から議案第70号までの20議案）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第4、討論・採決を行います。

議案第48号「令和6年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論・

採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないでの、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第48号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり認定されました。

議案第49号「令和6年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないでの、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第49号は、文教厚生常任委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり認定されました。

議案第50号「令和6年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないでの、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第50号は、文教厚生常任委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり認定されました。

議案第51号「令和6年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないで、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第51号は、文教厚生常任委員長の報告のようすに原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり認定されました。

議案第52号「令和6年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないで、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第52号は、文教厚生常任委員長の報告のようすに原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり認定されました。

議案第53号「令和6年度三股町水道会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないで、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第53号は、総務産業常任委員長の報告のようすに原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決及び認定されました。

議案第54号「令和6年度三股町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないで、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第54号は、総務産業常任委員長の報告のように原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決及び認定されました。

議案第58号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないで、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第58号は、総務産業常任委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議案第59号「三股町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないで、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第59号は、文教厚生常任委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議案第60号「三股町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないで、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第60号は、文教厚生常任委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議案第61号「三股町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないでの、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第61号は、総務産業常任委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議案第62号「令和7年度三股町一般会計補正予算（第3号）」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないでの、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第62号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議案第63号「令和7年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないでの、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第63号は、文教厚生常任委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

した。

議案第64号「令和7年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないでの、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第64号は、文教厚生常任委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

議案第65号「令和7年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないでの、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第65号は、文教厚生常任委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議案第66号「令和7年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないでの、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第66号は、文教厚生常任委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議案第67号「工事請負契約の変更契約の締結について（三股町脱炭素化推進事業（三股町総

合福祉センター太陽光発電設備等導入工事ほか) ) 」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないでの、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第67号は、文教厚生常任委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

議案第68号「工事請負契約の変更契約の締結について（三股町脱炭素化推進事業（文化会館照明LED切換工事ほか））」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないでの、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第68号は、文教厚生常任委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

議案第69号「財産の取得について（令和7年度図書館システムリプレース事業）」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないでの、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第69号は、文教厚生常任委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

議案第70号「令和7年度三股町一般会計補正予算（第4号）」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないで、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第70号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のよう原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 質疑・討論・採決（諮問第2号及び諮問第3号）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第5、諮問第2号及び諮問第3号を議題として質疑、討論及び採決を行います。

まず、諮問第2号「人権擁護委員の推薦について」を議題として質疑・討論・採決を行います。質疑は、会議規則により全体審議では同一議題につき1人5回以内となっております。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないで、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないで、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。諮問第2号は、原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号は適任とされました。

次に、諮問第3号「人権擁護委員の推薦について」を議題として質疑・討論・採決を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないで、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないで、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。諮問第3号は、原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、諮問第3号は適任とされました。

---

### 追加日程第1. 発議第3号の上程

○議長（指宿 秋廣君） 追加日程第1、発議第3号を議題とします。

発議第3号「三股町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例」について提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 内村 立吉君 登壇〕

○議会運営委員長（内村 立吉君） それでは、発議第3号「三股町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例」について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、町議会の議員が果たすべき職責を踏まえ、町議会への住民の信頼の確保を図るため議員が長期にわたって町議会の会議等に欠席した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について特例を定めようとするものであります。

以上、提案理由の説明を終わります。

---

### 追加日程第2. 質疑・討論・採決（発議第3号）

○議長（指宿 秋廣君） 追加日程第2、質疑・討論・採決を行います。

発議第3号を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。発議第3号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第6. 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第6、総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の閉会後、会議規則第74条の規定に基づき議長宛てに所管事務の調査をしたい旨申請がある場合、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会は、閉会中も活動できることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、本定例会閉会後、議長宛てに所管事務の調査をしたい旨申請がある場合、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会は、閉会中も活動できることに決しました。

---

#### 日程第7. 閉会中における広報編集常任委員会の活動について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第7、閉会中における広報編集常任委員会の活動についてを議題とします。

広報編集常任委員長から、会議規則第74条の規定に基づき、閉会中における広報等の編集活動の申出があります。

お諮りします。広報編集常任委員長からの申出のとおり、閉会中における広報等の編集活動を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。広報編集常任委員長からの申出のとおり、閉会中における広報等の編集活動を認めることに決定しました。

---

#### 日程第8. 閉会中における議会運営委員会の活動について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第8、閉会中における議会運営委員会の活動についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定に基づき、議会の会期日程等の運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について、閉会中における審査及び調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中における審査及び調査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中における審査及び調査を認めることに決定しました。

---

#### 日程第9. 議員派遣の件について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第9、議員派遣についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。お配りしております議員派遣資料のとおり、研修会等にそれぞれ議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については配付資料のとおり、それぞれ議員を派遣することに決しました。

お諮りします。今期定例会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

以上で、全ての案件を議了しましたが、議長の公務報告は、お手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時07分休憩

---

〔全員協議会〕

---

午前11時22分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

---

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって令和7年第5回三股町議会定例会を閉会します。

午前11時22分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 指宿 秋廣

署名議員 田中 光子

署名議員 内村 立吉